

---

## 第3次

---

# 香取市地域福祉計画

(成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画)

つながり育む 支え合いのまち かとり  
～ わたしらしく輝けるまち ～

令和6年3月

香取市



## はじめに



近年、少子高齢化、人口減少が一段と加速する中、価値観やライフスタイルの多様化、世代ごとの意識の違いなど、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しております。さらに本市における少子高齢化と人口減少は、国や県の水準を大きく上回っており、地域福祉活動の担い手の不足や地域のつながりの希薄化など地域が抱える課題は多岐にわたります。

そのような中、本市では第2次地域福祉計画に基づき、地域住民や地域の多様な主体が、世代や分野を超えて、つながり、支えあう「地域共生社会」の実現に向けて取り組みを進めてまいりました。また、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなどをはじめとした多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業を令和5年4月より開始し、包括的な支援体制の構築に取り組んできました。

この度、第2次香取市地域福祉計画期間が終了することに伴い、これまでの施策の評価分析を行うとともに、社会情勢の変化や新たな課題にも対応すべく、地域福祉を総合的に推進していくため、令和6年度からの6年間を計画期間とする第3次香取市地域福祉計画を策定いたしました。

また、本計画では、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく成年後見制度利用促進基本計画、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく再犯防止推進計画を包含し、一体的に地域福祉の推進に取り組んでまいります。

「地域共生社会」の実現に向け、市民や関係者の皆さまが、地域の課題を自分ごととして捉え、世代や福祉という分野を超えて、地域をともに、つながり創っていくことが大切です。新たに、「つながり育む 支え合いのまち かとり ～わたしらしく輝けるまち～」を基本理念とし、皆さま一人ひとりがその人らしく、暮らしに輝きが持てるよう努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心に審議いただきました「香取市地域福祉計画推進委員会」の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査や貴重なご意見をいただきました市民の皆さま、関係機関・団体の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和6年3月

香取市長 伊藤 友則



# 目次

<b>第1章 計画策定の基本事項</b> .....	<b>1</b>
1 地域福祉の意義と計画策定の目的.....	1
2 計画の位置付け.....	5
3 計画の期間.....	13
4 地域の範囲の考え方.....	14
5 計画策定の体制.....	15
<b>第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題</b> .....	<b>16</b>
1 本市の地域特性.....	16
2 統計からみる現状.....	17
3 アンケート調査からみる現状.....	27
4 第2次計画の評価.....	41
5 地域福祉に関する課題.....	48
<b>第3章 計画の目指す方向</b> .....	<b>53</b>
1 計画の基本理念.....	53
2 計画の基本目標.....	54
3 計画の体系.....	55
<b>第4章 地域福祉計画の施策展開</b> .....	<b>56</b>
基本目標 1 地域共生を目指す意識づくり.....	56
基本目標 2 地域福祉推進の体制づくり.....	62
基本目標 3 安全・安心に暮らせる環境づくり.....	70
<b>第5章 成年後見制度利用促進基本計画</b> .....	<b>76</b>
1 計画策定の背景と目的.....	76
2 計画の位置付け.....	78
3 成年後見制度を取り巻く現状.....	79
基本目標 4 権利擁護を支える基盤づくり.....	85

<b>第 6 章 再犯防止推進計画</b> .....	<b>89</b>
1 計画策定の背景と目的 .....	89
2 計画の位置付け.....	92
3 再犯防止を取り巻く現状 .....	92
基本目標 5 再犯防止に向けた地域づくり .....	99
<b>第 7 章 計画の推進体制</b> .....	<b>103</b>
1 役割と推進体制.....	103
2 進行管理・評価.....	104
<b>資料編</b>	
1 香取市地域福祉計画推進委員会設置要綱 .....	109
2 香取市地域福祉計画推進委員会委員名簿 .....	111
3 用語の解説 .....	112

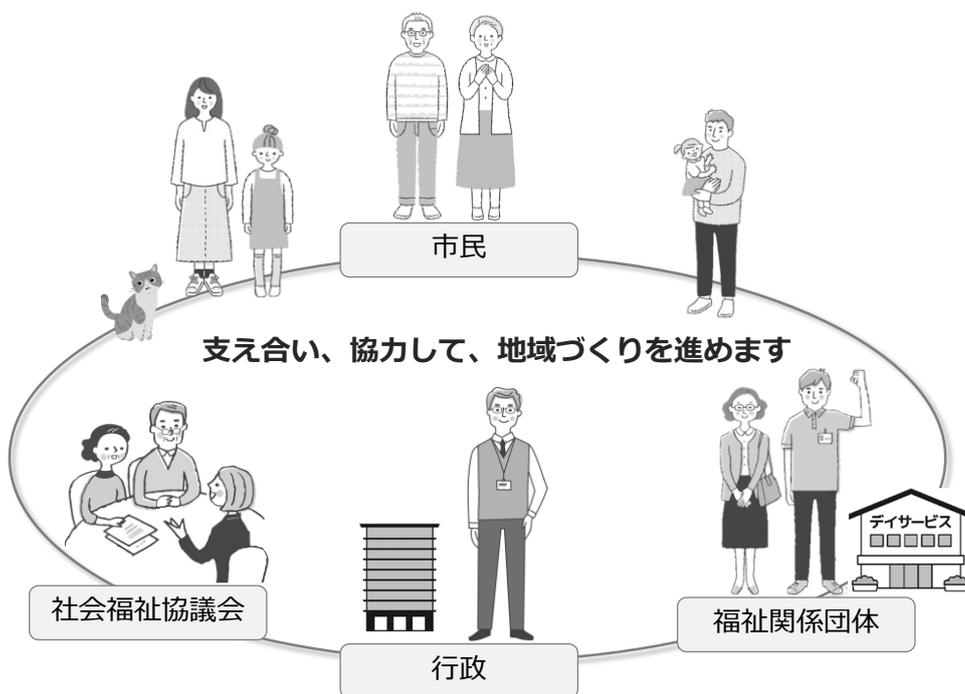
# 第1章 計画策定の基本事項

## 1 地域福祉の意義と計画策定の目的

### (1) 地域福祉とは

地域の中には、病気、高齢、障害など心身の状況により、あるいは仕事や家庭の事情などによって、一時的ないし恒常的に、何らかの支援を必要とする人がいます。

地域福祉とは、そのような支援を必要とする人や困りごとを抱えた人たち誰もが地域でその人らしい生活を送れるよう、人々が互いに支え合い、市や関係機関と協働しながら「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。



地域福祉を進める上では、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助・共助」「公助」を重層的に組み合わせることで推進していくことが重要です。



## (2) 国・県の動向

これまでは、高齢者、障害者、子どもなどの対象者ごとに公的な支援制度が整備され、充実が図られてきましたが、近年、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが多様化し、また、複数の課題が重なり合う複合的なニーズに対しては、制度の枠にとらわれない包括的な対応が求められています。

かつて、このような人々の暮らしにおける課題の多くは、地域や家族同士の助け合いによって支えられてきましたが、核家族化や単身世帯の増加が進み、地域での人々のつながりや交流の意識は弱まっているのが現状です。

このような社会の変化を受けて、国では、制度や分野の枠、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

令和 2 年の社会福祉法の改正では、地域福祉の推進は、地域住民同士がお互いに人格と個性を尊重し合い、一人ひとりが望む方法で地域や社会に参加をする「共生する社会」の実現を目指すものとして、理念や方向性が明確に示されました。

県においても、このような国の動向を踏まえて「第四次千葉県地域福祉支援計画（令和 5 年度～令和 8 年度）」が策定され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ等に的確に対応し、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の一層の推進を図ることとしています。

### ◆ 社会福祉法（令和 2 年改正）

#### 第 4 条（地域福祉の推進）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

## ◆ 国の動向

年	法律・政策	主な内容
平成 28 年	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行	成年後見制度の利用の促進にかかる基本理念と基本方針を定め、制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
	「再犯の防止等の推進に関する法律」施行	基本理念と施策の基本事項を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにし、再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することが示される。
平成 29 年	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」施行	高齢者、子育て世帯、低所得者、障害者、被災者など住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度創設などにより住生活の安定化を推進。
平成 30 年	「社会福祉法」改正	地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念が明確化され、それまで任意とされていた市町村地域福祉計画の策定は努力義務とされる。
	「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律」施行	基本理念が明確化され、包括的な支援体制の強化など一層の自立の促進を図るための措置が示される。
令和 2 年	「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の整備にかかる措置が示される。
令和 3 年	厚生労働省通知「「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」発行	市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインが示される。
令和 5 年	「こども基本法」施行	こども施策を社会全体で推進していくための包括的な基本法で、こども施策の基本理念、こども大綱の策定、こども等の意見の反映について定めている。

## ◆ 千葉県の動向

年	計画	主な内容
平成 31 年	「第三次千葉県地域福祉支援計画（平成 27 年度～平成 32 年度）（中間見直し版）」策定	平成 30 年の社会福祉法改正を受け、誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の実現に向けて、市町村と県の役割を整理。
令和 3 年	「千葉県再犯防止推進計画(令和 3 年度～令和 7 年度)」策定	基本理念を示し、「犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的支援体制の整備」をはじめとする 7 つの具体的な取り組みにより再犯防止を推進。
令和 5 年	「第四次千葉県地域福祉支援計画（令和 5 年度～令和 8 年度）」策定	地域共生社会の実現に向けた地域福祉の一層の推進を図るため、「地域共生社会実現に向けた意識づくり」をはじめとする 6 つの柱をもって施策を推進。

### (3) 策定の趣旨

---

本市では、「健やかに住み続けたい 支えあいのまち 香取」の理念のもとに、平成 24 年度から「香取市地域福祉計画」に基づき、地域福祉を推進してきました。

近年、少子高齢化のさらなる進展に伴って、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しているほか、地域では福祉の担い手も高齢化し、不足しています。また、ひきこもり状態の方や社会的に孤立した状態にある方、ヤングケアラー、ひとり親家庭など、個人や世帯が抱える課題も多様化・複雑化してきています。

このような福祉ニーズに対応するため、国では、制度間の連携を強化するとともに、制度の狭間で支援から取り残される個人・世帯がないように、包括的な支援体制を構築することを推進しています。また、そのように公的な支援制度の充実を図ることに加えて、地域の人々やさまざまな活動団体がつながり、活躍の場や役割を持ちながら支え合う地域をともに創る「地域共生社会」の実現を目指して取り組むことが示されています。

本市においては、少子高齢化の傾向がより顕著に表れていることから、今後さらに福祉ニーズの高まりが見込まれます。この度、これまでの市の取り組みに、新たな国の考え方や社会的動向、地域の現状を踏まえ、本市におけるさらなる地域福祉を推進するため、「第 3 次香取市地域福祉計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

### (1) 法的な位置付け

「市町村地域福祉計画」は、改正社会福祉法（平成 30 年 4 月 1 日施行）第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものです。

令和 2 年の同法改正においては、第 106 条の 3 に掲げられた包括的な支援体制の整備を中長期的に進める観点から、第 107 条第 1 項第 5 号にも支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項が追加され、市町村の地域福祉計画に盛り込むことが示されました。

#### ◆ 市町村地域福祉計画の位置付け

##### 第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

#### ◆ 包括的な支援体制の整備について

##### 第 106 条の 3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次条第 2 項に規定する重層的支援体制事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

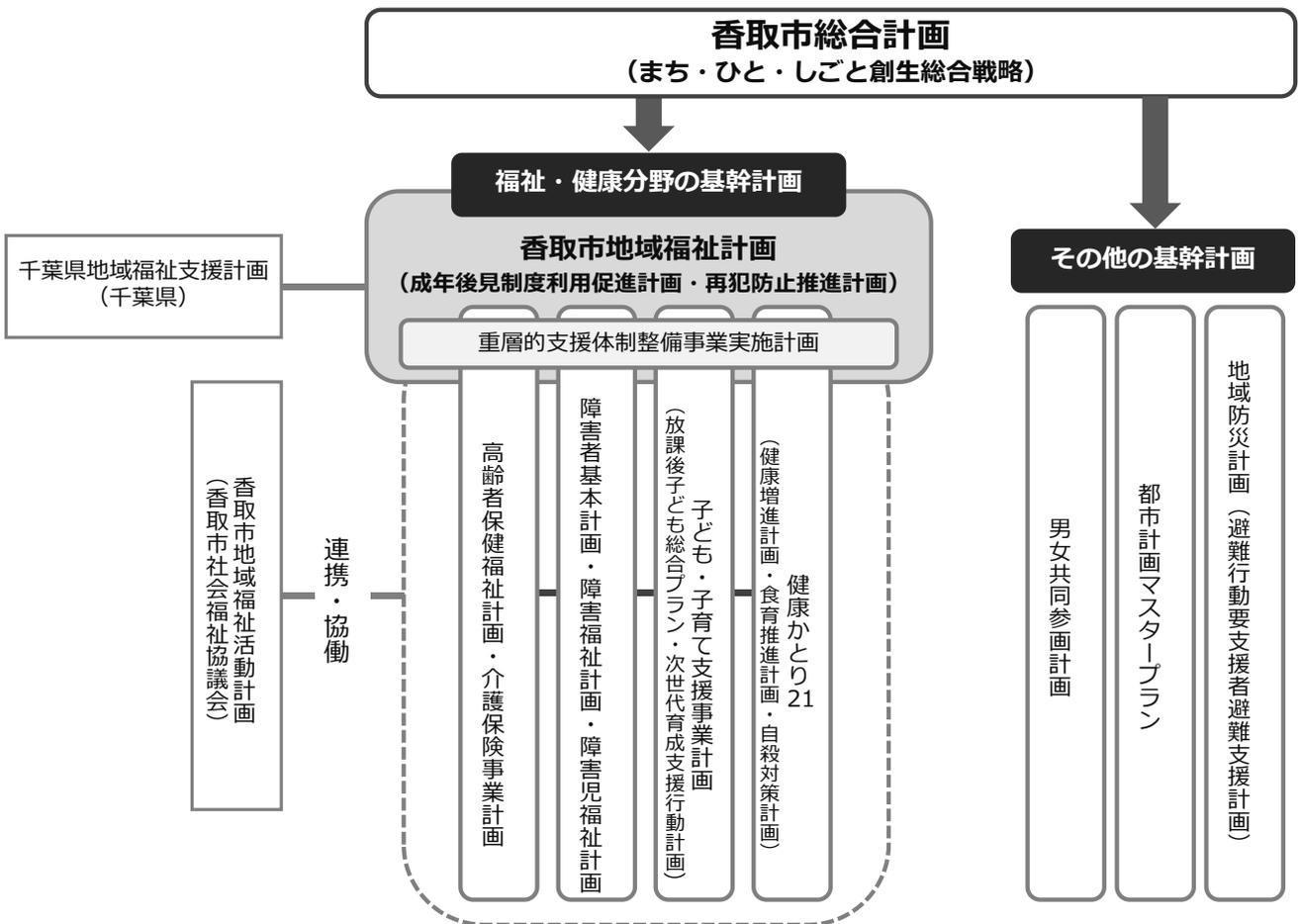
- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- (3) 生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

## (2) 各種計画における位置付け

「香取市地域福祉計画」は、市政運営の基本方針である「香取市総合計画」の部門別計画として位置付けられます。また、福祉分野の上位計画として、各福祉分野が共通して取り組むべき分野横断的な施策を盛り込んでいます。

福祉・健康分野の基幹計画には「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画（放課後子ども総合プラン・次世代育成支援行動計画）」、「健康かとり 21（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）」があります。地域福祉計画は、これら各計画と、各分野の横断的な包括的支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業実施計画」との整合・協働を図りながら、共通する考え方である市民生活全般にわたる福祉の向上を図るための理念と、市民主体のまちづくりや市民参画を基盤とした市全体の取り組みを明らかにしたものです。

また、第3次香取市地域福祉計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年施行）に基づく成年後見制度利用促進基本計画と、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年施行）に基づく再犯防止推進計画を包含し、一体的に策定しています。

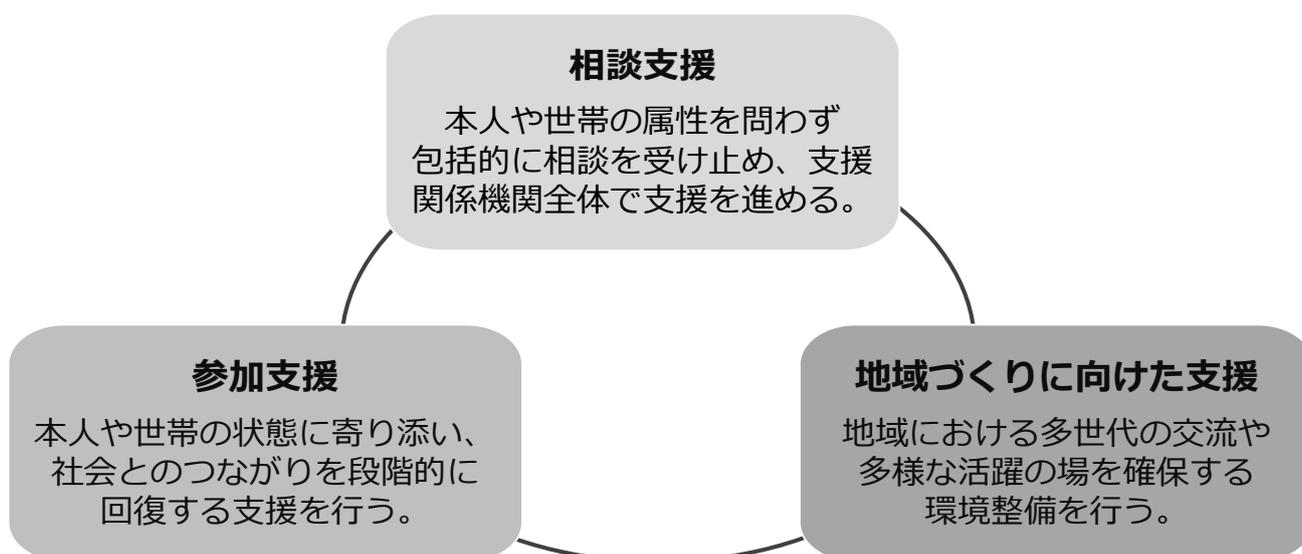


### (3) 「横断的」な施策についての位置付けと取組方針

---

平成 30 年の改正社会福祉法では、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」について明記され、より一層分野横断的な施策に取り組むことが求められるようになりました。

さらに、令和 2 年の改正法においては、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、「重層的支援体制整備事業」に取り組むことができるようになりました。重層的支援体制整備事業は、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援の 3 つを一体的に実施するもので、本市においてもこれら 3 つの支援を柱として、包括的な支援体制の構築を目指して取り組んでいます。



#### (4) 分野別施策の取組方針

---

高齢者福祉、障害者福祉、子ども・子育て支援、健康づくりに関する取組方針は以下のとおりです。本市では、これら分野別施策の方針を踏まえた上で、横断的に地域福祉を推進していきます。

#### 高齢者福祉、介護・介護予防

---

##### ◆ 取組方針 1： 介護予防・健康づくりの充実

高齢者が元気に自立した生活を継続できるよう、介護予防の取り組みを推進するとともに、健康づくりや趣味の活動への参加を促進し、地域とのコミュニケーションの機会を広げていきます。また、高齢者を地域の貴重な人材として位置付け、有償・無償のボランティア活動への参加を呼びかけていきます。

##### ◆ 取組方針 2： 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、専門職の人材を確保するとともに、資質の向上に努めていきます。また、他機関との連携を図り、地域包括支援センターの機能や体制を強化するとともに、在宅医療と介護の連携を進めます。さらに、地域共生社会の実現に向け、見守りネットワーク等を通じた住民主体の助け合い、支え合いの地域づくりを推進します。

##### ◆ 取組方針 3： 安心して快適に生活できる環境の充実

認知症に関する情報提供の強化や相談体制の充実により、認知症の予防・支援を推進するとともに、認知症カフェや認知症サポーターなどの活動を通じて、地域ぐるみの支援体制を強化していきます。また、成年後見制度の利用促進と虐待防止の推進とともに、災害時の支援体制や移動手段の確保等による、安心して快適な生活環境づくりを推進します。

##### ◆ 取組方針 4： 介護保険事業の健全で円滑な運営

支援が必要な高齢者に対して、適切な介護保険サービスが受けられるよう、介護保険サービスの提供体制の確保と介護保険事業の健全で円滑な運営を推進します。

## 障害者福祉

---

### ◆ 取組方針 1： 障害理解・権利擁護の促進および協働の推進

人権啓発や福祉教育の充実等を通じて、市民の障害に対する理解のさらなる促進に取り組みます。また、障害者の権利擁護の推進と虐待防止・差別解消の徹底を図るとともに、市民の共生意識を醸成し、ボランティア活動を推進します。

### ◆ 取組方針 2： 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもも、ない子どもも、地域とともに学び、育ちあうことができる地域社会を目指し、一人ひとりの状況に応じた発達支援および教育体制の整備に取り組むとともに、将来を見据えた切れ目のない支援を充実します。

### ◆ 取組方針 3： 雇用・就労の促進

関係機関との連携を図りながら、障害者一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労の支援と就労機会の拡充に取り組みます。

### ◆ 取組方針 4： 生活支援サービスの充実

障害者一人ひとりの安定した自分らしい地域生活を支えるため、相談支援体制のさらなる充実を図るとともに、多様な住まいの場の確保、各種福祉サービスの充実と提供体制の構築に取り組みます。また、コミュニケーション支援の充実と情報アクセシビリティの確保を図ります。

### ◆ 取組方針 5： 安全・安心な生活環境の整備

公共空間をはじめ、市全体でバリアフリー、ユニバーサルデザインを推進します。また、医療受診、就労、通所、余暇など、日々の生活に不可欠な移動手段を確保するための対策に取り組みます。災害対策としては、障害者が安全に避難することができるよう、災害時の支援体制を充実します。

### ◆ 取組方針 6： 社会参加の促進

障害者が身近な地域で自分らしく豊かな日常生活を送ることができるよう、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実を図るとともに、社会・地域活動への参加を促進します。また、障害者の活動母体である障害者団体への支援も継続します。

## 子ども・子育て支援

---

### ◆ 取組方針 1： 保育のための環境整備

公立および民間の保育所等の保育施設や放課後児童クラブの整備を進めるとともに、多様化・複雑化するニーズや少子化の進展等の動向に応じた保育サービスの充実を図ります。また、さまざまな保育ニーズに対応できるよう、保育士の確保と定着を図り、医療など関係機関との連携を強化します。

### ◆ 取組方針 2： 子育て家庭を支援する地域づくり

子育てサークルや地域の関連団体の連携による子育て支援ネットワーク、子育てに関する情報提供体制や相談体制、親子のふれあいの場を整備するなど、すべての家庭が安心して子育てができるよう社会全体で子育て家庭を支えるための体制を整えることにより、子育て家庭が抱えるさまざまな負担感の軽減を図ります。

### ◆ 取組方針 3： 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策等の充実

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策を通じた育児支援を推進するとともに、近隣自治体や医師会との連携を通じて小児医療の充実を図り、栄養指導や相談により食育を推進していきます。

### ◆ 取組方針 4： 支援が必要な子育て家庭等と子どもへの取り組み

すべての子どもの人権が尊重され、また、誰もが身近な地域で自立した生活ができるよう、障害のある児童やその家族への支援、児童虐待防止のための地域での見守り体制、貧困対策のための環境整備と教育の機会均等、子どもが自立するまでの経済的支援など、支援を必要とする子どもやその家庭に対するきめ細かな取り組みを推進します。

## 健康づくり

---

### ◆ 取組方針 1： 生涯を通じて心身とも健康に生きる

生活習慣病予防のための健康診査やがん検診の受診促進、たばこ・アルコールに関する正しい知識の普及啓発と未成年者の喫煙・飲酒防止対策、歯と口腔の健康のための歯科保健事業の充実、歯科疾患の予防啓発などに取り組んでいきます。

### ◆ 取組方針 2： 運動やスポーツに積極的に取り組み、いきいきと生きる

身体活動や運動・スポーツの普及促進、スポーツ・レクリエーションの振興を図り、生活習慣病予防のための運動習慣や市民の主体的な健康づくりを推進していきます。

### ◆ 取組方針 3： 食を通じて豊かな生活をおくる

生涯を通じて健康に過ごすため、正しい食習慣の普及と食育の実践に取り組みます。また、すべての市民が安全で安心な食生活を送れるよう、食の安全に関する情報提供、環境や農作物など自然環境に対する意識の啓発を通じて、持続可能な食に関する知識の普及・推進を図ります。併せて、地域の食文化や食材を活用する地産地消の普及・推進に取り組み、地域の農業や食品産業の活性化を図ります。

### ◆ 取組方針 4： いつも心穏やかに生きる

こころの健康づくりのための正しい知識の普及啓発に取り組むとともに、身近なところで気軽に相談できるよう、相談体制の充実とゲートキーパーの養成を推進します。また、教育の場では、いのちの教育の充実を図り、子どもの SOS への気づきを強化します。地域では、近隣や身近な人への声かけなど見守り体制の充実を図ります。

## (5) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

「持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）」は、平成 27（2015）年 9 月の国連総会において、加盟国の全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、2030 年までに達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットが示されています。

本計画では、SDGs の視点を踏まえ、地方自治体として、市の関連する取り組みを具体的に検討するほか、それぞれの基本目標との関連を意識しつつ、付加価値を加えた施策を推進することにより、市民や地域の関係団体の活動とともに、SDGs の目標達成に貢献します。

		 <b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る
 <b>1</b> 貧困をなくそう	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	 <b>10</b> 人や国の不平等をなくそう	国内および各国間での不平等を是正する
 <b>2</b> 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 <b>11</b> 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
 <b>3</b> すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 <b>12</b> つくる責任 つかう責任	持続可能な消費生産形態を確保する
 <b>4</b> 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 <b>13</b> 気候変動に具体的な対策を	気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 <b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児のエンパワーメントを行う	 <b>14</b> 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 <b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 <b>15</b> 陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する
 <b>7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 <b>16</b> 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 <b>8</b> 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	 <b>17</b> パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間とします。なお、社会情勢、制度の改正、市民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

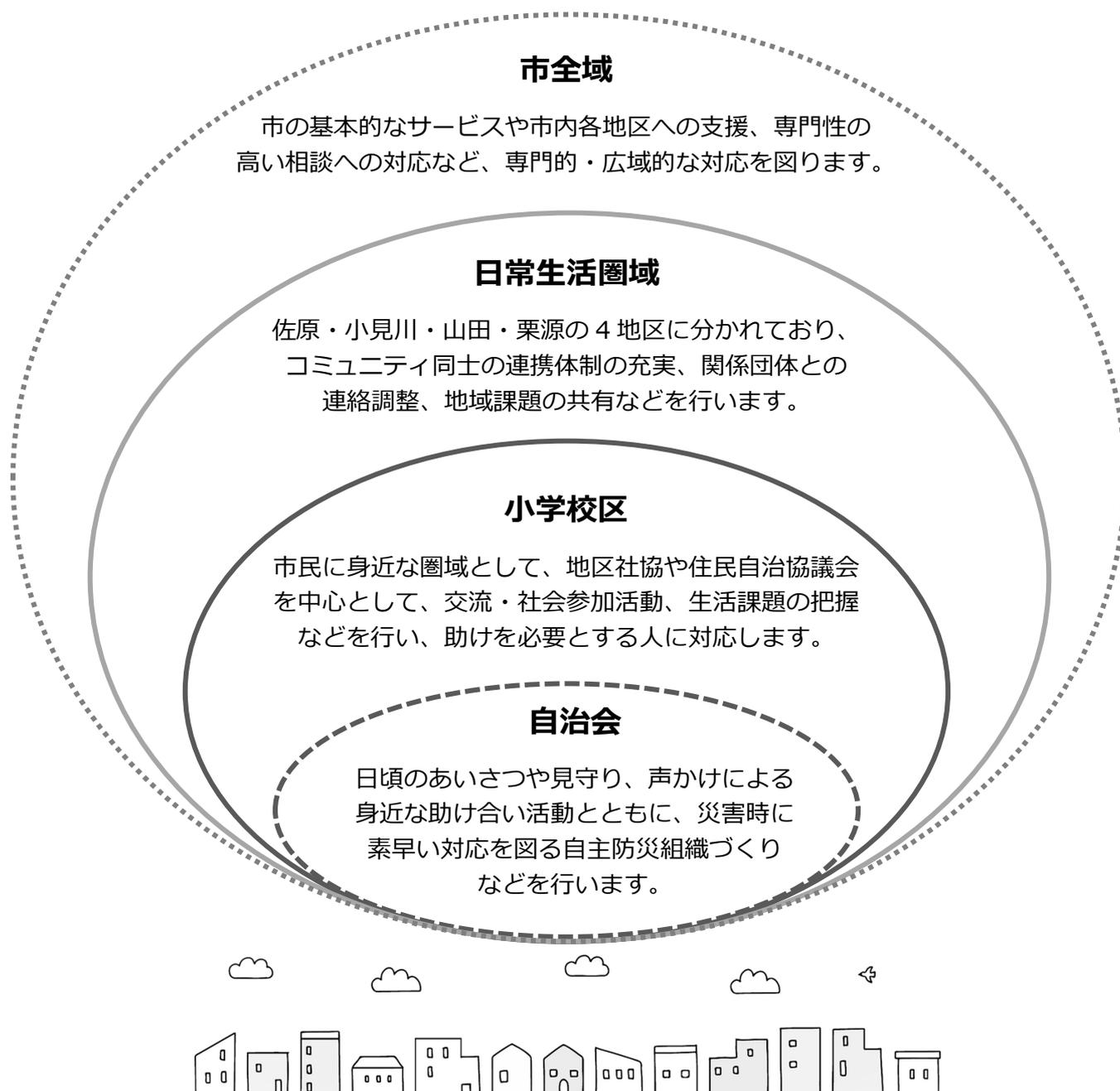
令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第2次香取市総合計画 基本構想 (後期基本計画)				次期計画(予定)	
第3次香取市地域福祉計画 (成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画)					
重層的支援体制整備事業実施計画					
高齢者保健福祉計画・ 第9期介護保険事業計画			次期計画(予定)		
第4次障害者基本計画					
第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画			次期計画(予定)		
第2期子ども ・子育て支援 事業計画	次期計画(予定)				
健康かとり21(第3次) (健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)			次期計画(予定)		

## 4 地域の範囲の考え方

地域福祉を進めていくためには、市全体で取り組むこと、市内各地区で取り組むこと、市民が暮らす身近な地区で取り組むことなど、それぞれのエリアに応じた体制を整備し、効果的な活動を展開する必要があります。

そのため、本市では、4つの圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を整備していくこととします。

特に、小学校区を市民に身近な圏域として設定し、地区社協や住民自治協議会を中心とした地域福祉の推進を図ります。



## 5 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、アンケート調査やパブリックコメントを実施し、地域の資源や課題を洗い出し、計画案づくりに生かしました。また、計画案の審議・検討機関として、学識経験者や地域活動団体代表者等から成る「香取市地域福祉計画推進委員会」を設置しました。

### (1) アンケート調査

18歳以上の市民の方を対象とする「一般市民アンケート調査」と、地域福祉に関係する団体を対象とする「関係団体アンケート調査」の2種類の調査を通じて、情報収集・分析を行いました。また、これら調査に加え、住民自治協議会（まちづくり協議会）を中心とした関係者を対象に追加調査を実施し、小学校区単位の地域の特徴や現状について把握しました。

調査名	調査1 一般市民アンケート調査	調査2 関係団体アンケート調査
対象者	18歳以上の市民	ボランティア連絡協議会登録団体、福祉関係団体等
標本の抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出	全数
アンケート発送数	3,500	170
うち返送数 <sup>1</sup>	23	0
返送数を除いた送付数 <sup>①</sup>	3,477	170
調査方法	郵送およびWeb	郵送およびWeb
調査の実施時期	令和4年11月-12月	令和4年11月-12月
回収数	1,884	110
有効回答数 <sup>2②</sup>	1,880	110
有効回答率 <sup>②/①</sup>	54.0%	64.7%

<sup>1</sup> 宛先不明で発送元（香取市役所）に返送された調査票の数

<sup>2</sup> 白紙回答などの無効回答を除いた回答数

### (2) 香取市地域福祉計画推進委員会

地域福祉計画案の審議・検討機関として、学識経験者や地域活動団体代表者等で構成する「香取市地域福祉計画推進委員会」を設置し、合計4回の委員会開催を通じて計画の内容を検討しました。

### (3) パブリックコメント

地域福祉計画の素案は、本市ホームページにて公表し、意見を募集しました。実施概要は下表のとおりです。

意見の募集期間	令和5年12月25日～令和6年1月23日
意見の件数	提出者数：0名 意見件数：0件
意見への対応等	意見を参考に案を修正したもの：0件

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### 1 本市の地域特性

本市は東京から70km圏、千葉市から50km圏、成田国際空港から15km圏に位置しており、北は茨城県、西は成田市、神崎町、東は東庄町、南は旭市、匝瑳市、多古町に接しています。面積は262.35km<sup>2</sup>で、千葉県で第4位の規模を持つ都市です。地区は、下記の4つに分かれています。



#### 佐原地区

---

佐原地区は、市域の北西部に位置し、北部は茨城県と隣接しています。地区のほぼ中央部を利根川が東流して市域を南北に二分し、利根川の北側は食料生産基地としての機能を持つ水田地帯と豊かな水辺環境の「水郷」が広がり、利根川の南側は、利根川沿いを除き、山林や畑を中心とした北総台地の一角を形成しています。また、重要伝統的建造物群保存地区に指定された歴史的な町並みや水郷の自然景観が残され、県内有数の観光客が来訪する香取神宮を有しています。

#### 小見川地区

---

小見川地区は、市域の北東部に位置し、北部は茨城県と隣接しています。利根川下流域に位置するため、江戸時代より、利根川舟運の中継地としてにぎわい、今でも城下町としての風情が漂うなど、水郷情緒にあふれています。地区内を流れる黒部川では、毎年夏にはボートやカヌーなどの大会・イベントが多く開催されています。また、夏の風物詩として、水郷おみがわ花火大会や小見川祇園祭が有名です。

#### 山田地区

---

山田地区は、市域の南東部に位置しています。地区の東部から北部にかけて、利根川支流の黒部川が南から北へと流れ、その流域には広大な水田地帯が開けています。地区の北西部は北総台地の一翼を担う畑作台地が広がり、小丘陵地の間には樹枝状に入り組んだ特徴的な谷津田が散在しています。また、歴史ある景勝地として親しまれる橘堰に隣接した橘ふれあい公園は市最大の総合公園で、子どもたちの遊び空間や遊歩道、楽しく健康づくりができるパークゴルフ場、多世代で楽しめるキャンプ場などを備えています。

#### 栗源地区

---

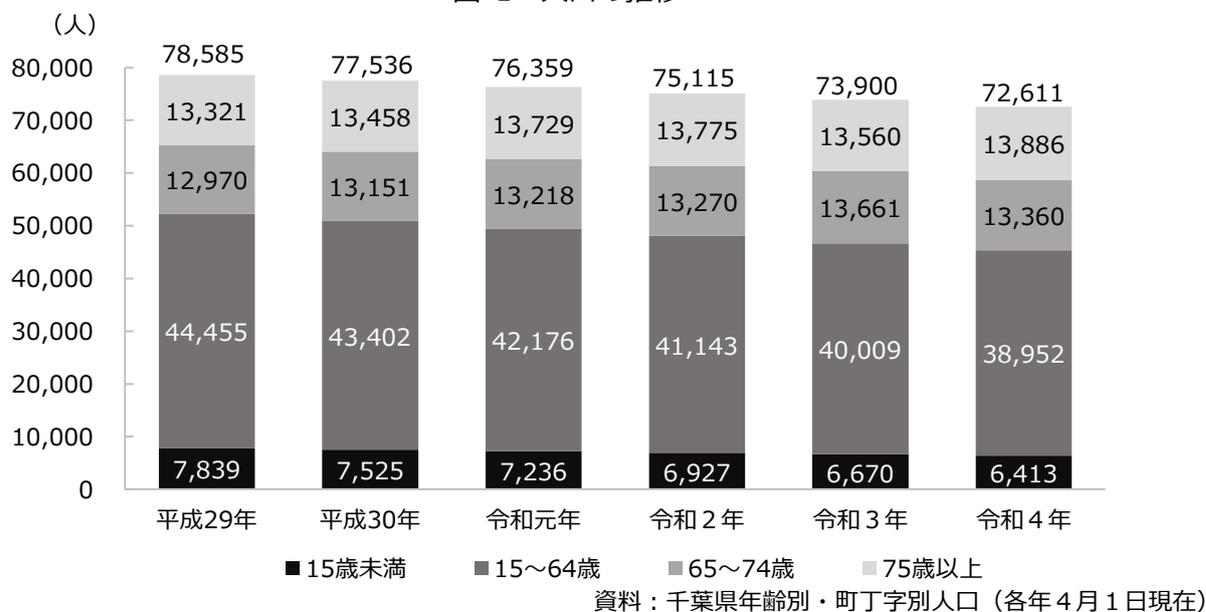
栗源地区は、市域の南西部に位置しています。地形は、小さな起伏が続く台地状で、高萩、助沢地区より源を発する栗山川は、利根川から流れる両総用水路に浅黄地区で合流し、栗源地区の中心部を南下しています。道の駅くりもと紅小町の郷では、地元農産物の販売のほか、貸し農園や収穫農園などの体験メニューを揃えています。また、滞在型市民農園クラインガルテン栗源は、滞在しながら農業を楽しみたい都市住民向けの施設として、地元農家の方から野菜の栽培や管理方法について学ぶことができます。

## 2 統計からみる現状

### (1) 人口の状況

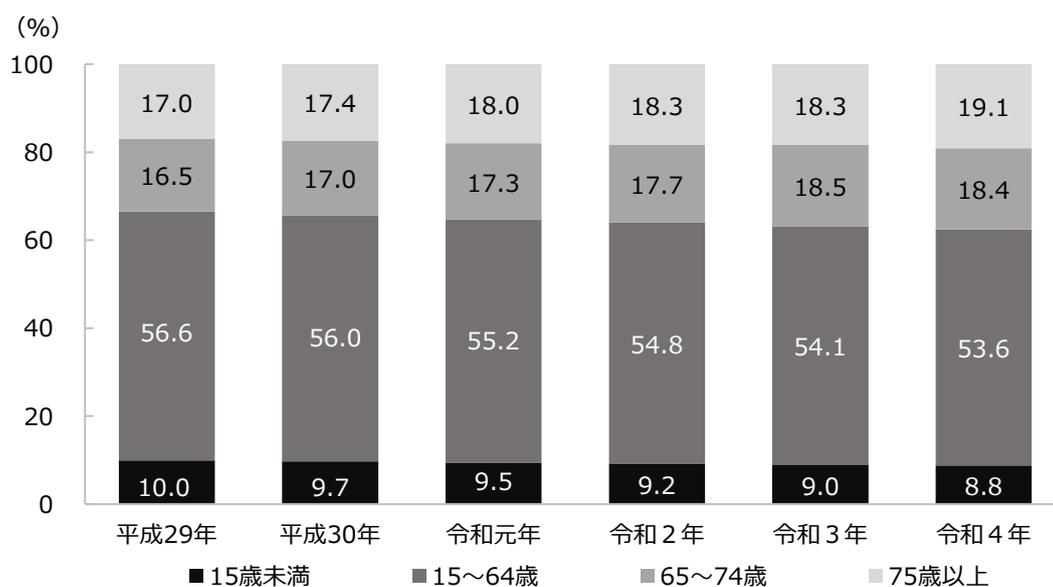
香取市の総人口は減少傾向にあり、令和4年時点で72,611人となっています。内訳としては、特に15歳未満と15～64歳は減少していますが、一方で75歳以上は増加しています。

図1 人口の推移



人口4区分割合も同様に、15歳未満と15～64歳は減少しています。65～74歳は、令和3年にかけて増加傾向にありましたが、令和4年にその割合は減少しています。一方で、75歳以上は年々増加しています。

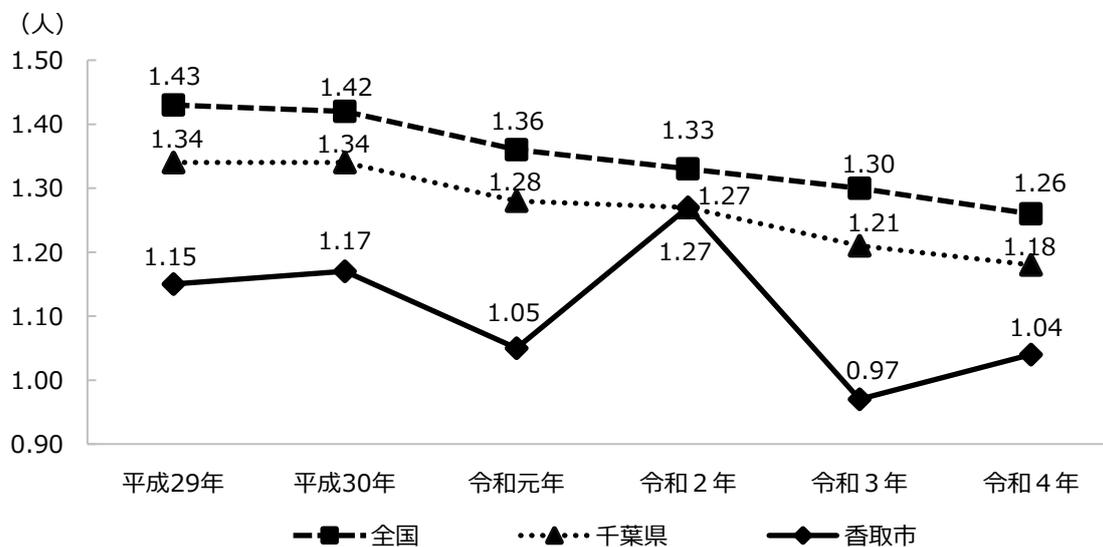
図2 人口4区分割合の推移



注) 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。  
資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

本市の合計特殊出生率は、全国、千葉県よりも低い水準にあります。令和3年にこれまでで最も低い0.97となりましたが、令和4年には増加し1.04となっています。

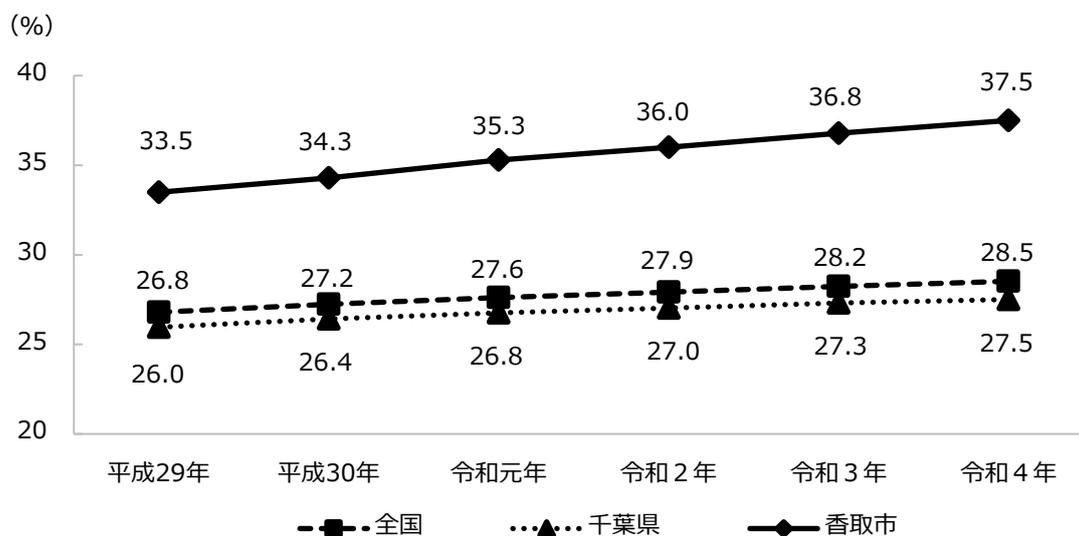
図3 合計特殊出生率の推移



資料：千葉県各種厚生統計調査

65歳以上の高齢化率は、令和4年時点で37.5%となっています。全国、千葉県に比べ高い数値で推移しており、令和4年では全国よりも9.0ポイント高くなっています。

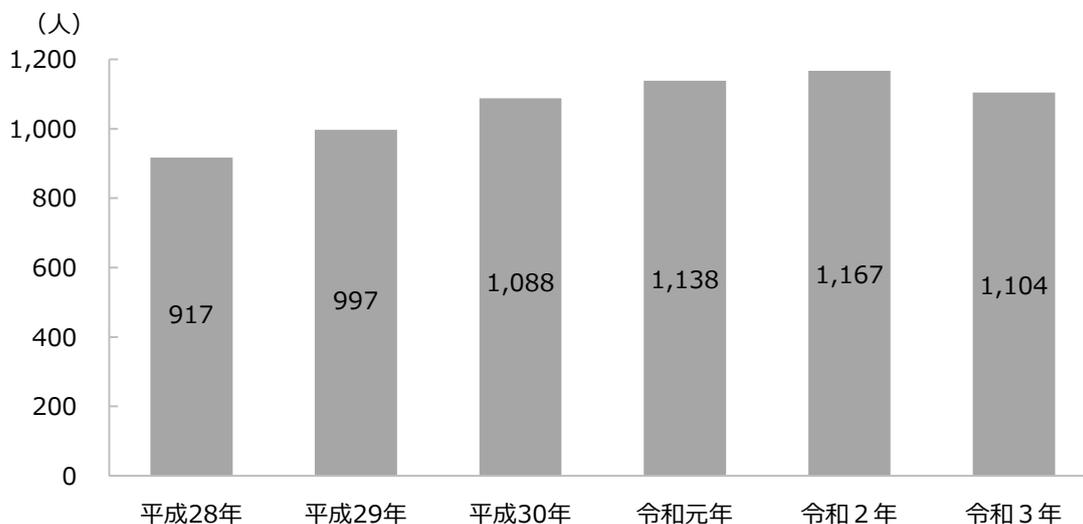
図4 高齢化率の推移



資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）、国のみ総務省住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（各年1月1日現在）

外国人数は令和2年にかけて増加傾向にありましたが、令和3年は減少し、1,104人となっています。

図5 外国人数の推移



資料：千葉県内の住民基本台帳による外国人数（各年12月末現在）

地域内訳としては、アジアが9割以上を占めており、中でもベトナムの占める割合が多くなっています。

表1 外国人の出身地域内訳（令和3年）

単位：%

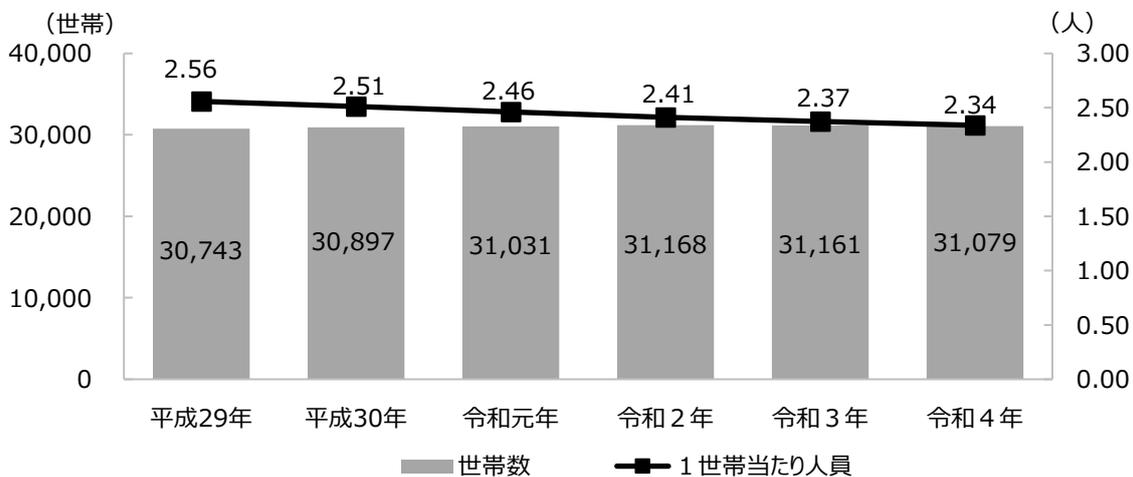
アジア	95.1
ベトナム	26.0
中国	17.6
タイ	17.0
フィリピン	14.2
韓国・朝鮮	5.0
台湾	4.1
その他	11.2
ヨーロッパ	0.5
アフリカ	0.0
北米	1.0
南米	3.1
オセアニア	0.1
無国籍	0.2

資料：千葉県内の住民基本台帳による外国人数

## (2) 世帯の状況

世帯数は横ばいで、令和4年時点で31,079世帯となっています。一方、1世帯当たり人員は減少傾向にあり、令和4年時点で2.34人となっています。

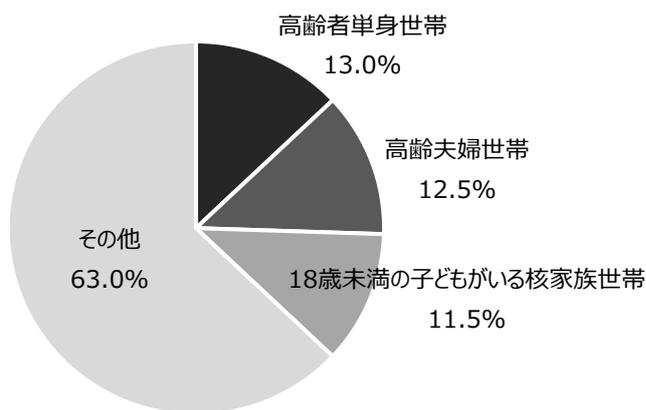
図6 世帯数と1世帯当たり人員の推移



資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

世帯の内訳として、高齢者単身世帯や高齢夫婦世帯、18歳未満の子どもがいる核家族世帯はそれぞれ1割程度いる状況です。

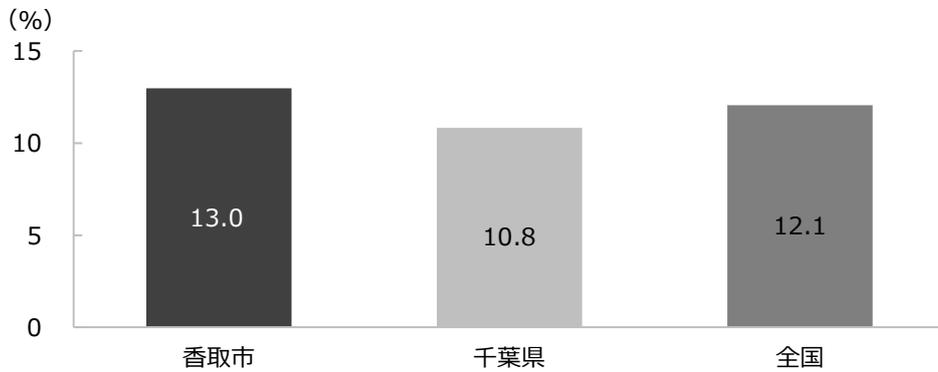
図7 世帯の内訳（一部）



資料：令和2年国勢調査

高齢者単身世帯の割合は本市では 13.0%と、全国の 12.1%、千葉県の 10.8%よりやや高くなっています。

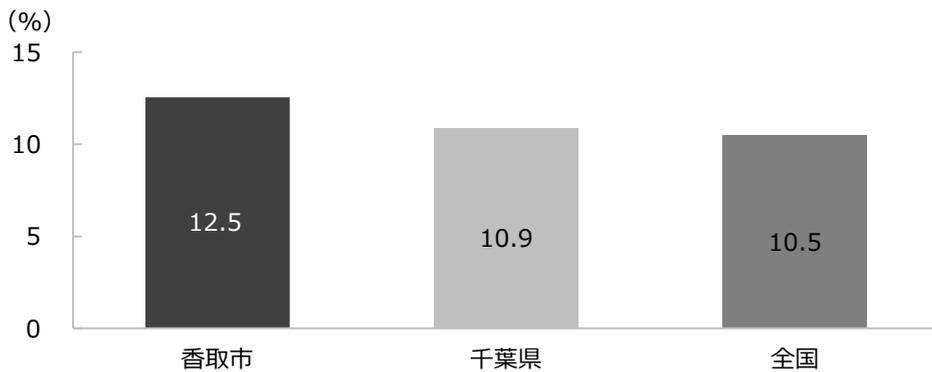
図 8 高齢者単身世帯の割合



資料：令和 2 年国勢調査

高齢夫婦世帯の割合は本市では 12.5%と、全国、千葉県に比べて高くなっています。

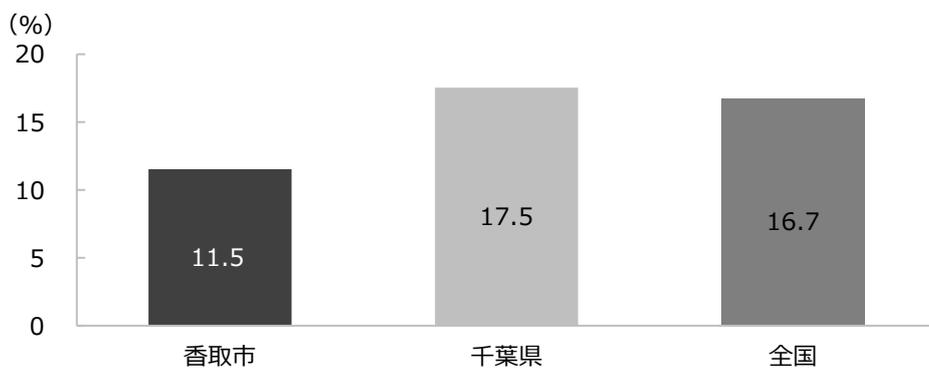
図 9 高齢夫婦世帯の割合



資料：令和 2 年国勢調査

18 歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は、本市では 11.5%と、全国の 16.7%、千葉県の 17.5%と比べて特に低くなっています。

図 10 18 歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合

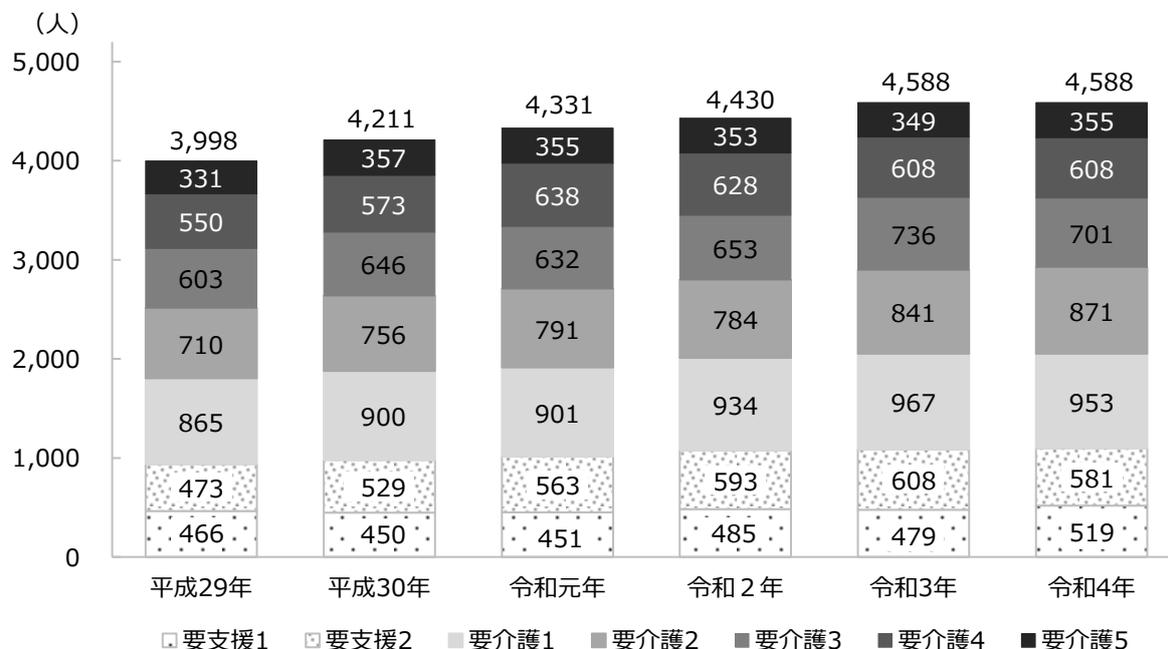


資料：令和 2 年国勢調査

### (3) 支援を必要とする人の状況

要介護等認定者数は増加傾向にあり、令和4年時点で4,588人となっています。内訳としては、特に要介護1の占める割合が多くなっています。

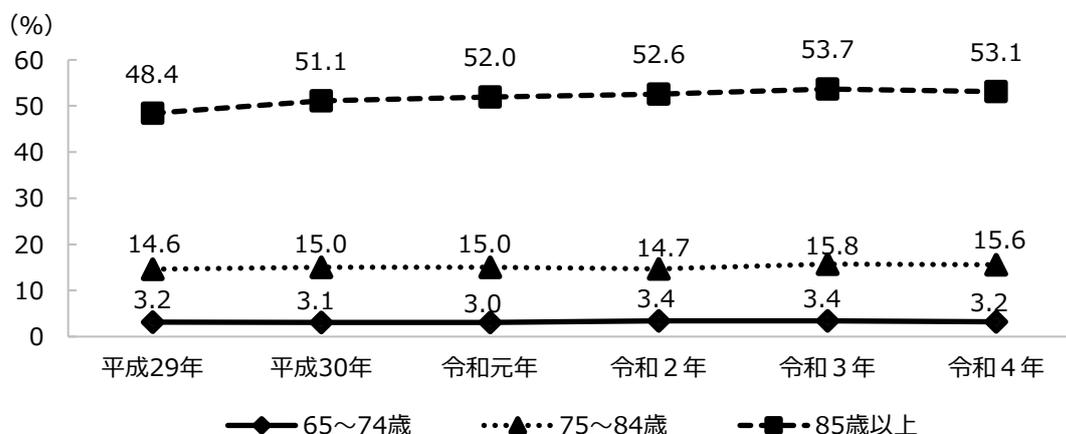
図 11 要介護等認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告暫定版（各年12月末現在）

年代別の人口に占める要介護等認定者の割合（認定率）は、65～74歳は3%台、75～84歳は14～15%台で推移しています。85歳以上は、平成30年以降50%を超えており、85歳以上の2人に1人が介護保険の認定を受けている状況です。

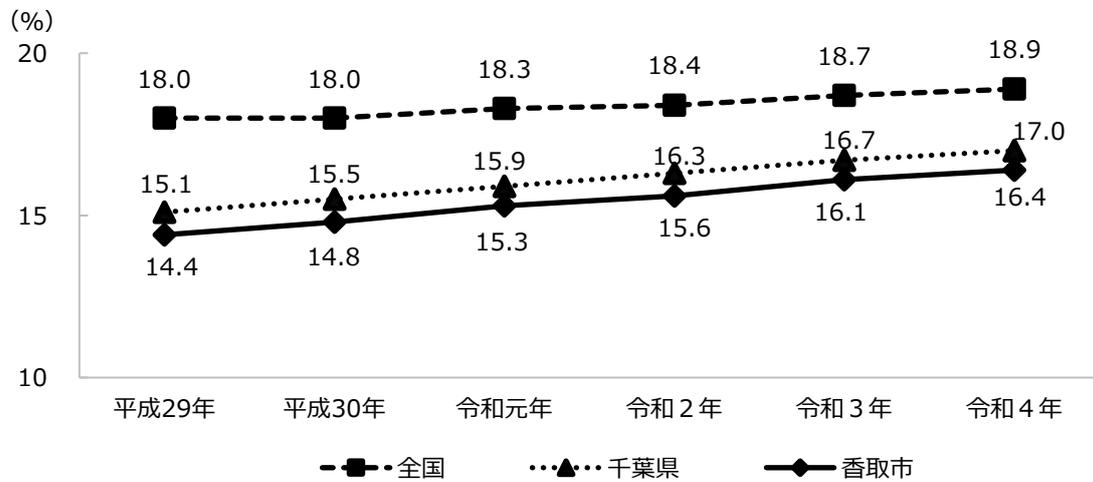
図 12 年代別の認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告暫定版（各年12月末現在）  
千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

要介護（要支援）認定率は、全国、千葉県より低い水準で推移していますが、増加傾向にあります。

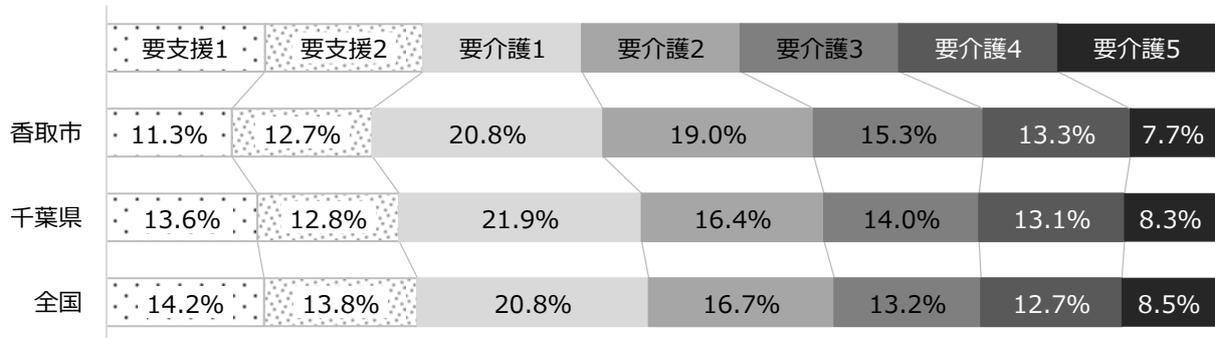
図 13 要介護（要支援）認定率の推移



資料：平成 29 年度から令和 2 年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」  
令和 3 年度および令和 4 年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（3 月月報）」

要介護度別の割合は、要支援 1 から要介護 1 までの割合は、全国や千葉県と同程度かやや少なくなっていますが、要介護 2 から要介護 4 までの割合は全国や千葉県の水準を上回っています。

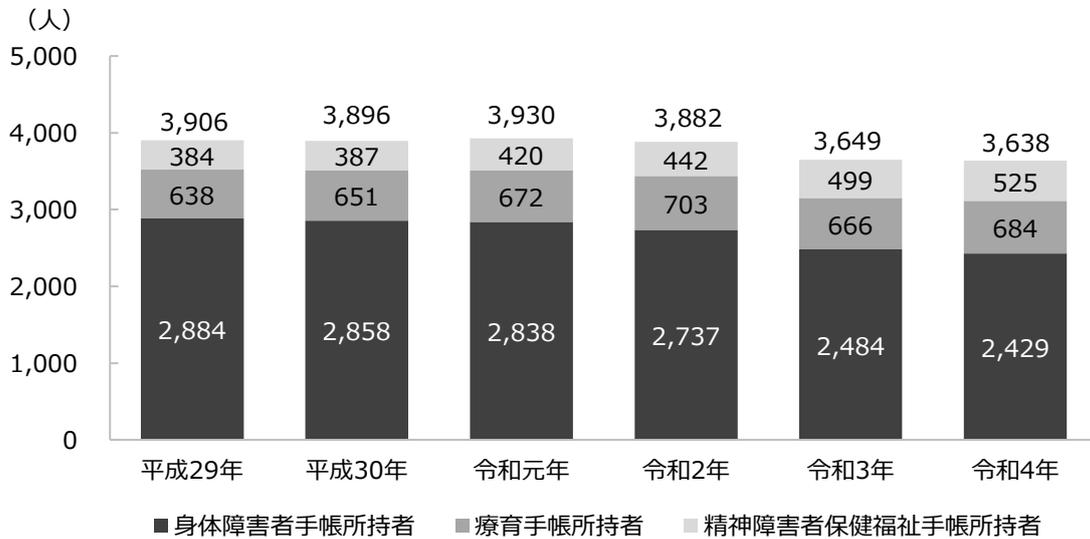
図 14 要介護度別の割合



資料：介護保険事業状況報告暫定版（令和 4 年 12 月末現在）

障害者手帳所持者数は、全体では減少傾向にあり令和4年時点で3,638人となっていますが、精神保健福祉手帳所持者数は増加しています。

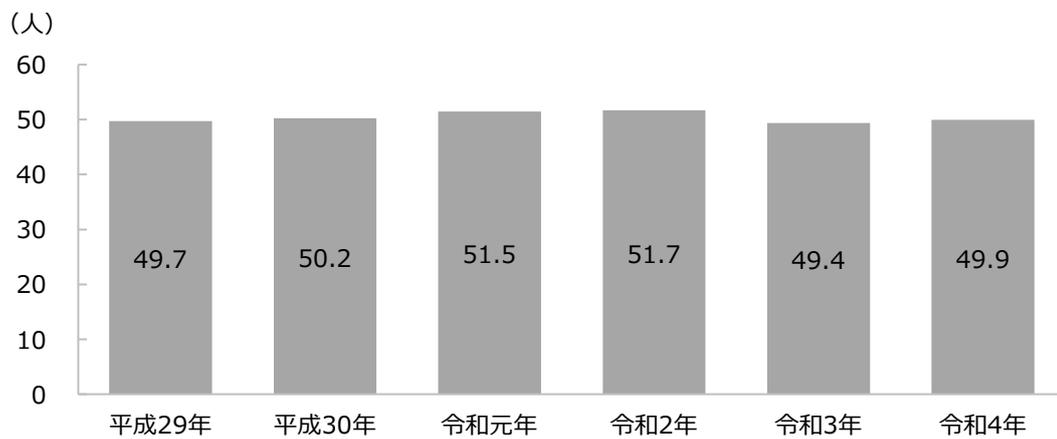
図 15 障害者手帳所持者数の推移



資料：千葉縣市町村ごとの障害者手帳所持者数

人口1,000人に対する障害者手帳所持者数は、平成29年以降ほぼ横ばいで推移しています。

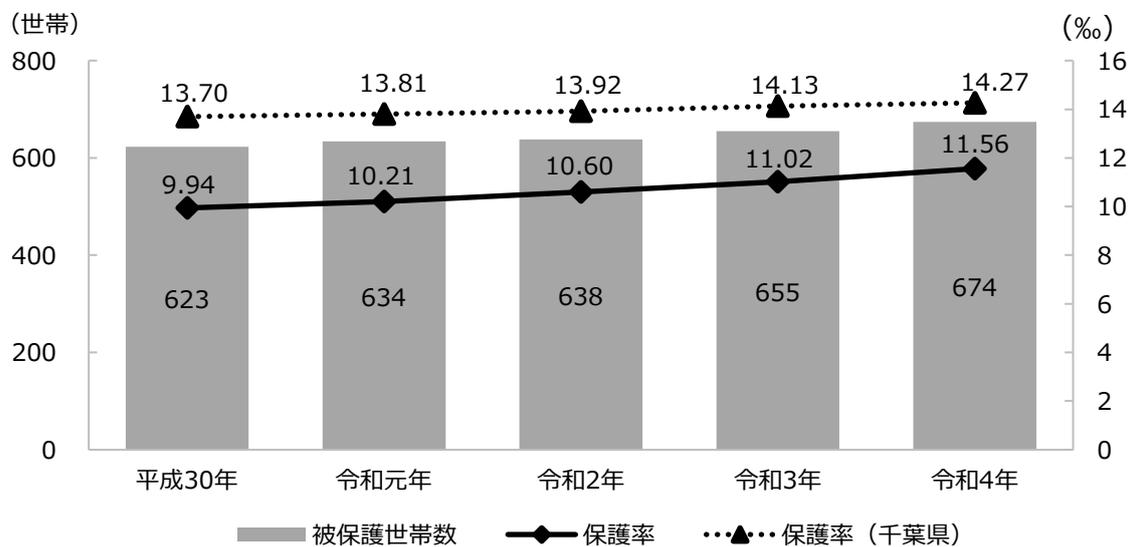
図 16 人口1,000人に対する障害者手帳所持者数の推移



資料：千葉縣市町村ごとの障害者手帳所持者数

生活保護世帯数と保護率は増加傾向にあり、令和4年時点で674世帯、11.56%となっています。千葉県の保護率と比較すると低い値で推移していますが、平成30年から令和4年にかけて千葉県では0.57ポイント増加しているのに対して、本市では1.62ポイントの増加となっています。

図 17 生活保護世帯数と保護率の推移

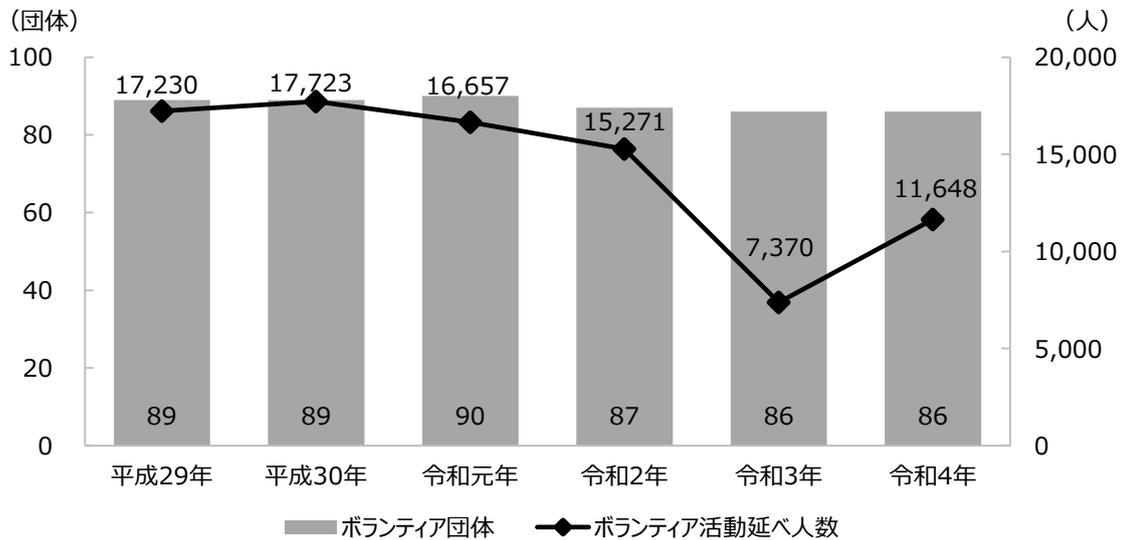


資料：(平成30年～令和3年)千葉県統計年鑑、(令和4年)香取市社会福祉課提供データ

#### (4) 地域の活動

ボランティア団体数は、令和元年以降減少し、令和4年時点で86団体が活動しています。ボランティア人数は、令和3年は前年の半数以下に減少しましたが、令和4年には増加し延べ11,648人となっています。

図 18 ボランティア団体・人数の推移



資料：香取市社会福祉協議会事業報告書

本市では、身近な基礎住民組織である自治会のほかに、認可地縁団体や住民自治協議会などの地域の団体があり、活発な活動が行われています。

表 2 地域の団体

分類	概要	団体数
自治会	地域に住む人たちが隣近所で互いに連携し支え合いながら、明るく住みよい豊かなまちづくりのための活動を、自主的に行う最も身近な住民組織です。	310
認可地縁団体	地縁による団体（区・自治会・町内会など一定の区域内に住所を有する者の「地縁」に基づいて形成され、区域内に住所を有する人は誰でも構成員になれる団体）が、市長の認可を受けることにより法人格が付与され、認可地縁団体となります。	71
住民自治協議会	小学校区単位程度の範囲で、住民の皆さんや自治会、地区社協、民生委員・児童委員、主任児童委員、PTA、子ども会、高齢者クラブなど、地域で活動するさまざまな主体が集まって構成され、それぞれが互いに連携、協力して活動する組織です。	23

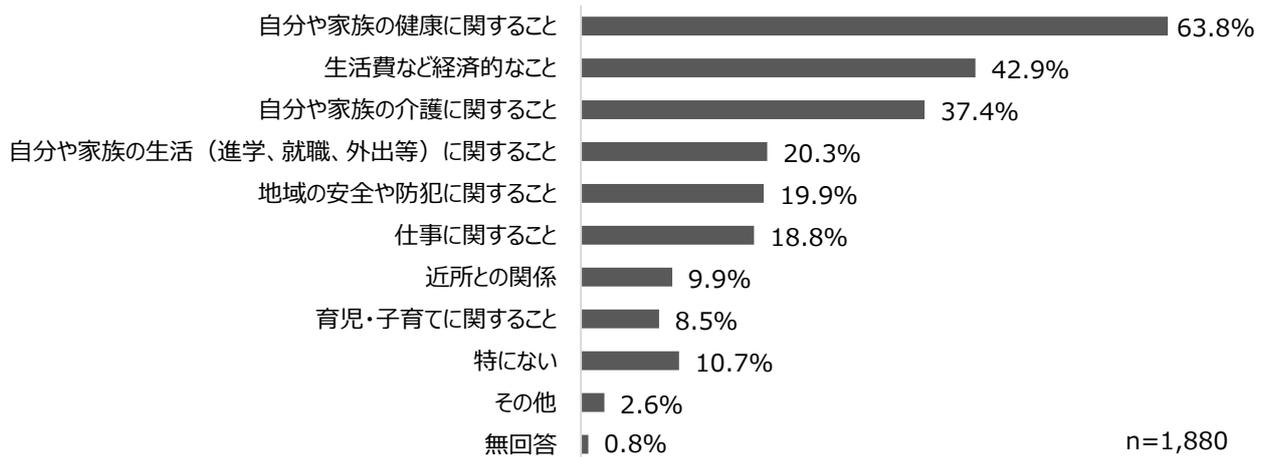
資料：香取市

### 3 アンケート調査からみる現状

#### (1) 地域での生活の様子

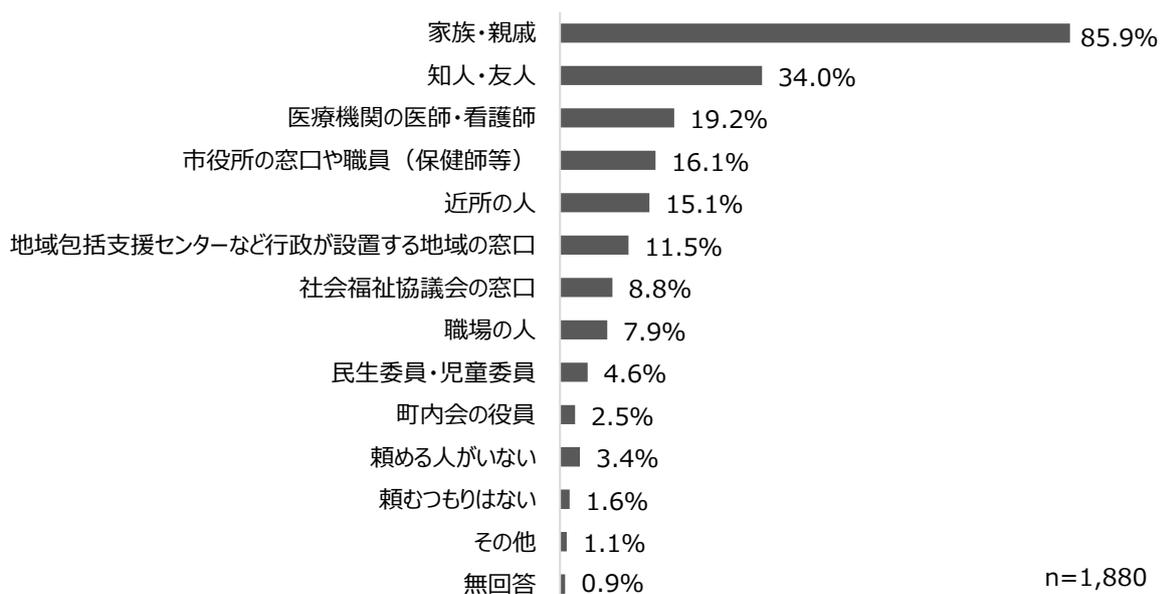
毎日の暮らしの中での悩みや不安について、健康や介護に関することや経済的なことが多く挙げられています。

図 19 毎日の暮らしの中での悩みや不安【一般市民】



暮らしの中で相談や助けが必要なときは、家族や親戚に頼みたいという人が約 9 割を占めています。家族や親戚のほかは、34.0%の人が「知人・友人」、15.1%の人が「近所の人」を挙げています。

図 20 相談や助けが必要なときに頼みたい人【一般市民】



手助けが必要なときに近所の人に頼みたいこととして、「災害時の手助け」や「安否確認の声かけ」、「話し相手」などが多く挙げられています。それに対して、近所の人から頼まれた場合に手助けできること・していることとして、同じく「話し相手」、「安否確認の声かけ」、「災害時の手助け」が多く挙げられており、ニーズと一致しています。

図 21 手助けが必要なとき、近所の人に頼みたいこと【一般市民】

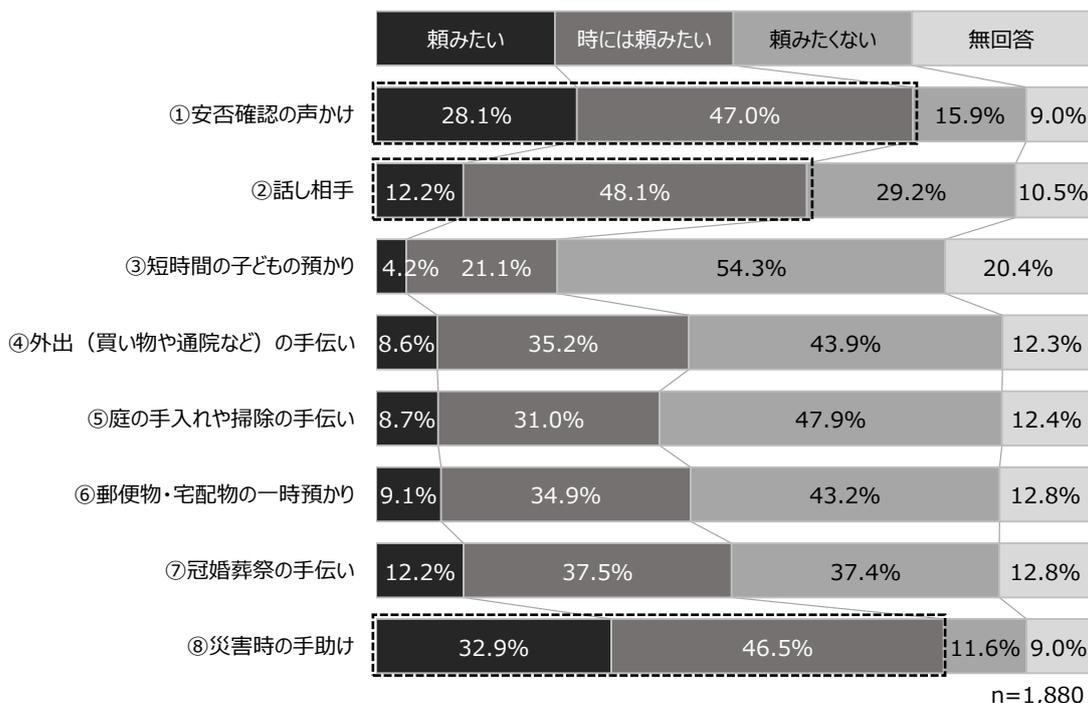
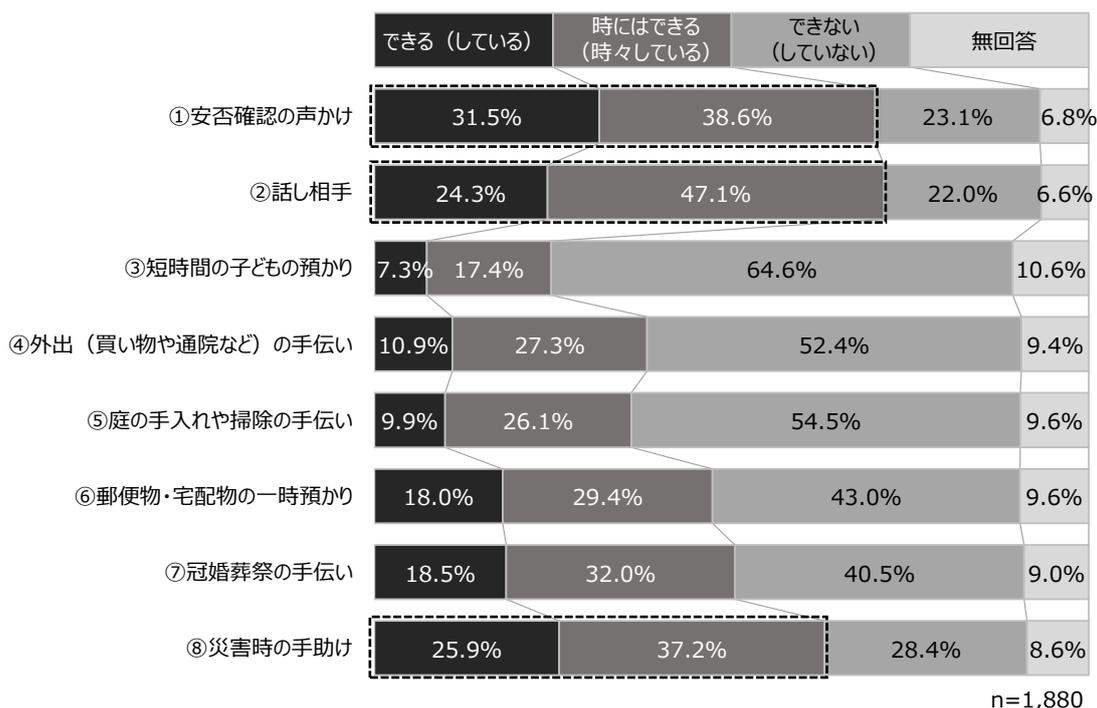


図 22 近所の人から頼まれた場合に手助けできること・していること【一般市民】



地域の中での問題点・不足しているものとして、一般市民アンケート調査では、緊急時の対応体制が分からないことが最も多く挙げられています。このほか、隣近所や世代間の交流が少ないこと、交流の場が少ないこと、地域活動が活発でないことが多くなっており、これらは関係団体アンケート調査と共通しています。

図 23 地域の中での問題点・不足しているもの【一般市民】

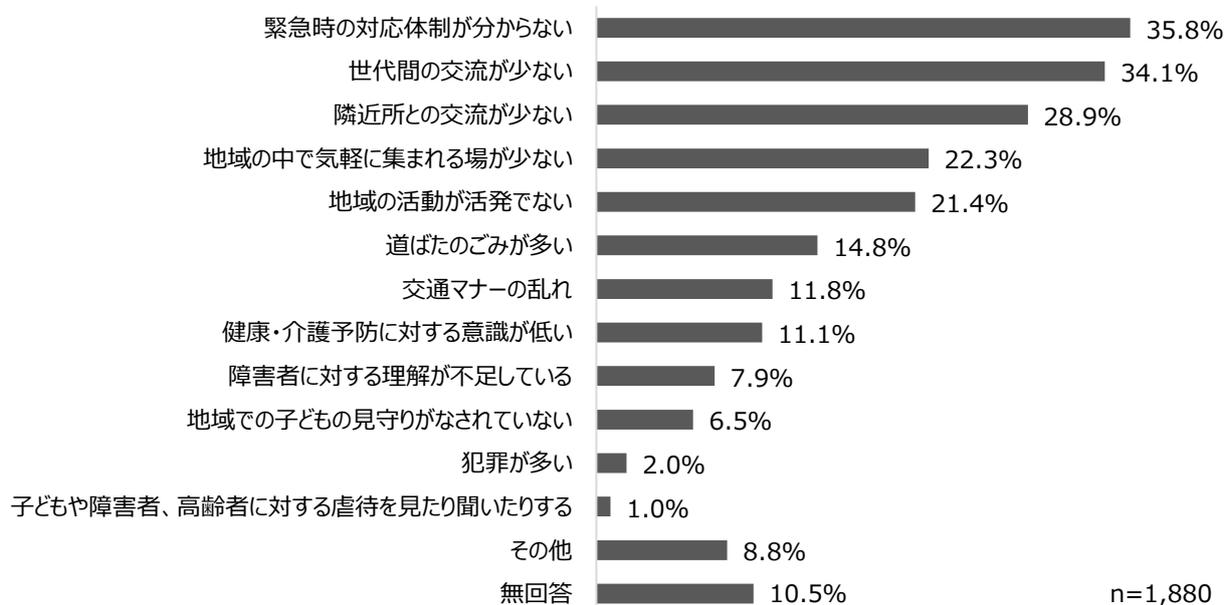
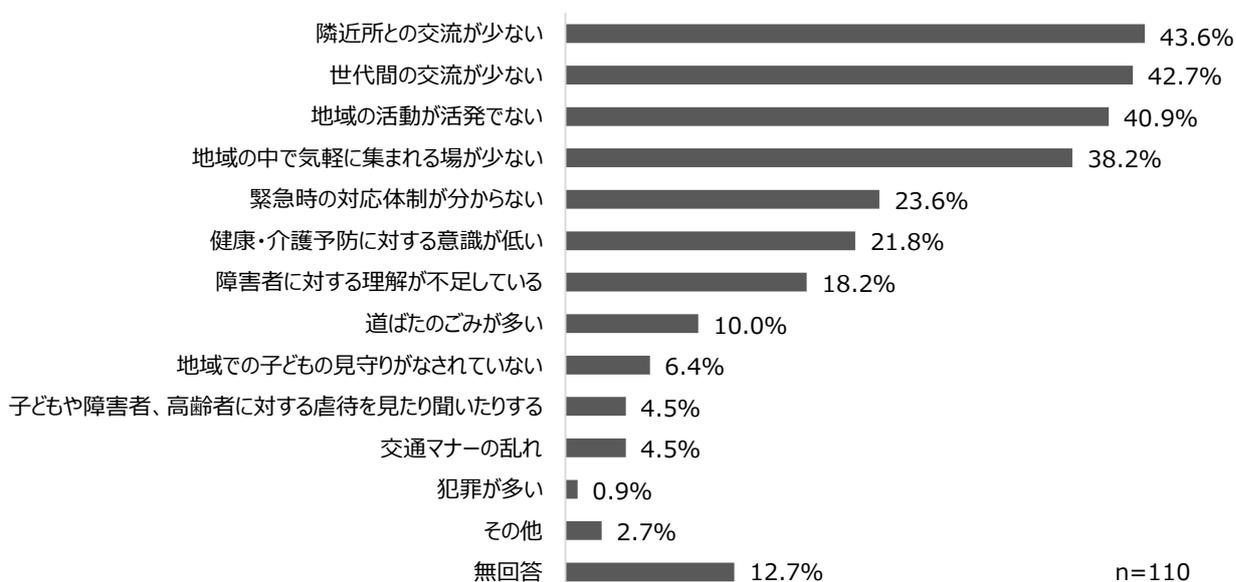


図 24 地域の中での問題点・不足しているもの【関係団体】



近所で見守りなどの支援が必要な人・気にかかる人について、一般市民アンケート調査と関係団体アンケート調査のいずれにも共通して、「高齢者のみの世帯」が最も多くなっています。一方で、一般市民アンケート調査では、「分からない」「いない」という回答も多く、近所の状況を把握していない人の割合も高くなっています。

図 25 近所で支援が必要な人・気にかかる人【一般市民】

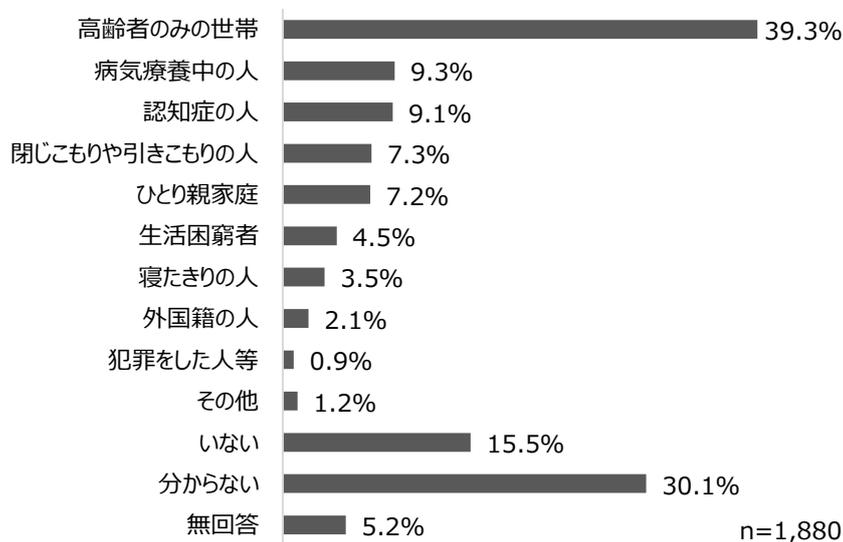
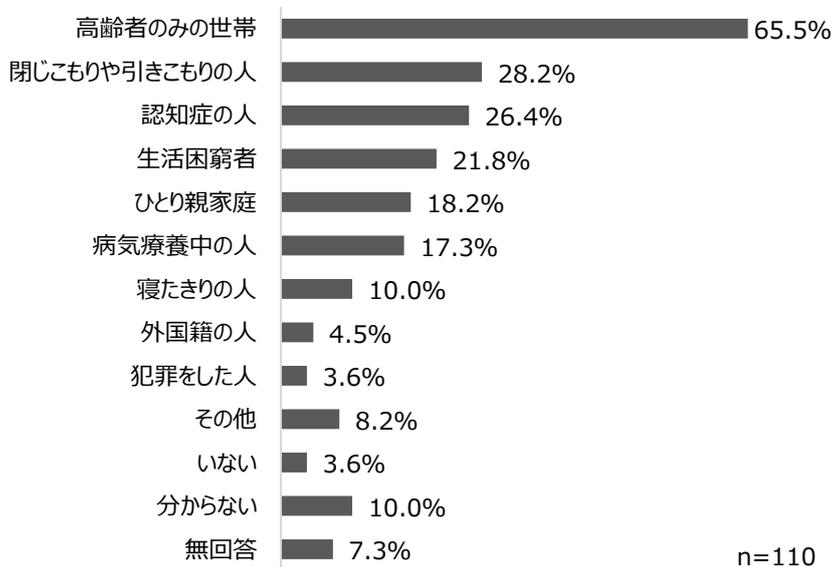
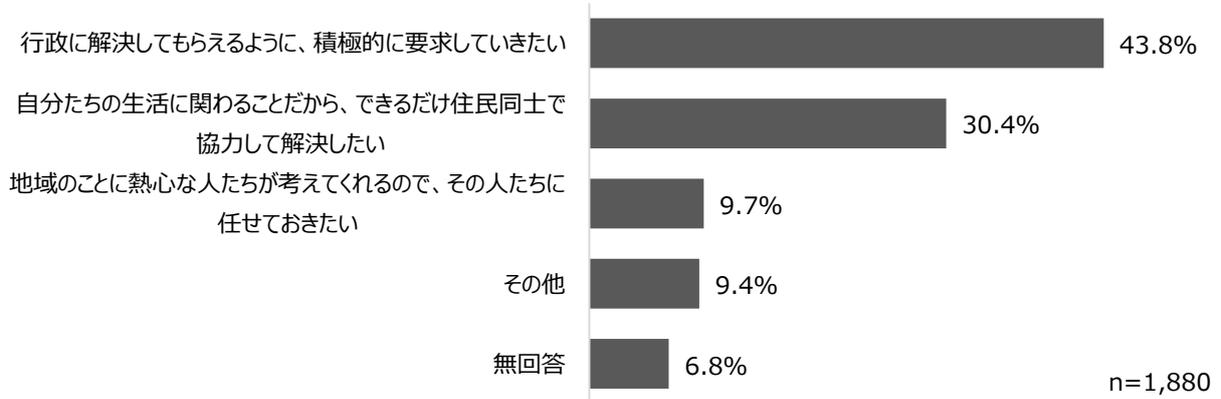


図 26 近所で支援が必要な人・気にかかる人【関係団体】



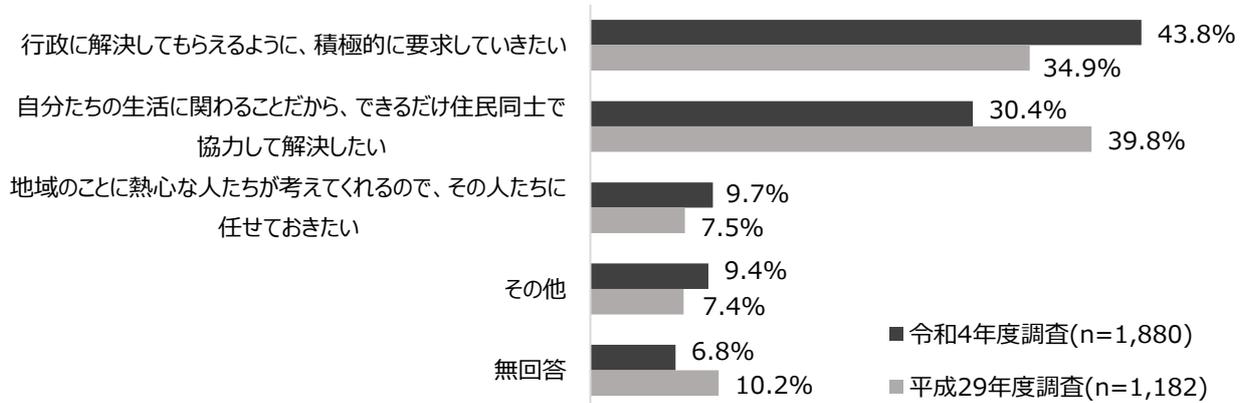
一般市民アンケート調査では、地域の中で起きている身近な課題の解決方法として、「行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい」という人が最も多く、半数近くを占めています。「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」という人は、約3割となっています。

図 27 地域の中で起きている身近な課題の解決方法【一般市民】



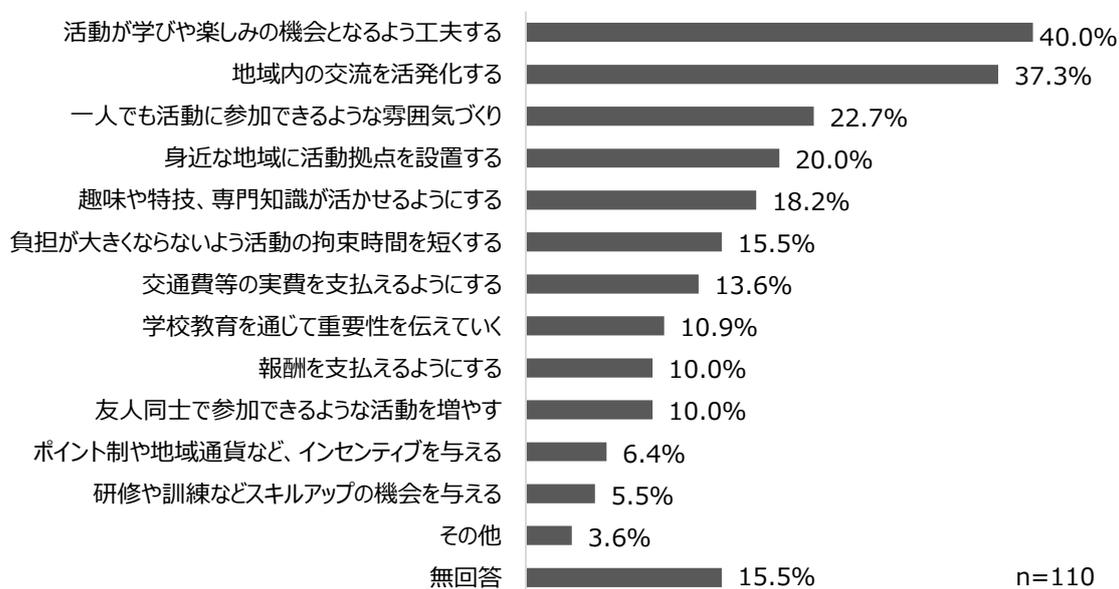
地域の中で起きている身近な課題の解決方法について、前回調査（平成 29 年度実施）と比較すると、「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」という人が減り、「行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい」という人が増えています。

図 28 前回調査との比較（地域の中で起きている身近な課題の解決方法）



関係団体アンケート調査では、市民が自ら地域の課題を解決する主体性・自主性を養うためには、「活動が学びや楽しみの機会となるよう工夫する」ことや「地域内の交流を活発化する」ことが必要であると考えられています。

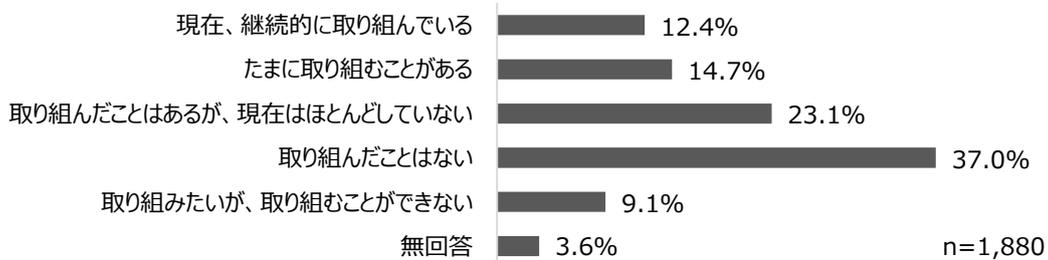
図 29 市民が自ら地域の課題を解決する主体性・自主性を養うために必要なこと【関係団体】



## (2) 地域活動やボランティア活動の状況

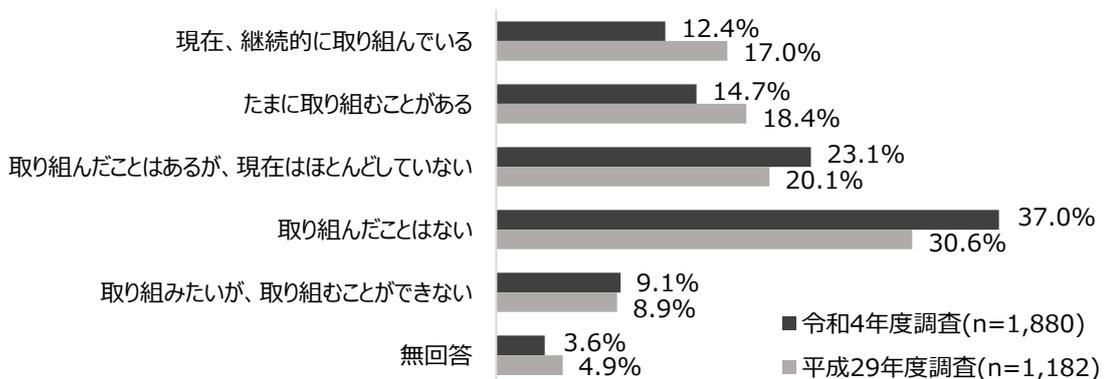
市民の地域活動やボランティア活動への取組状況としては、「取り組んだことはない」「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」という人が多くなっています。

図 30 地域活動やボランティア活動への取組状況【一般市民】



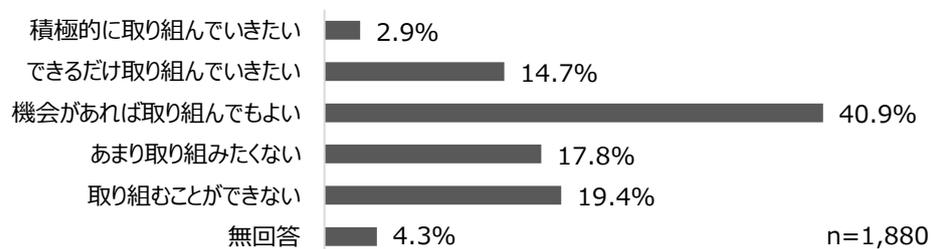
また、前回調査（平成 29 年度実施）と比較すると、「取り組んだことはない」「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」という人の割合が増加し、代わって、「現在、継続的に取り組んでいる」「たまに取り組むことがある」という人の割合が減少しています。

図 31 前回調査との比較（地域活動やボランティア活動への取組状況）



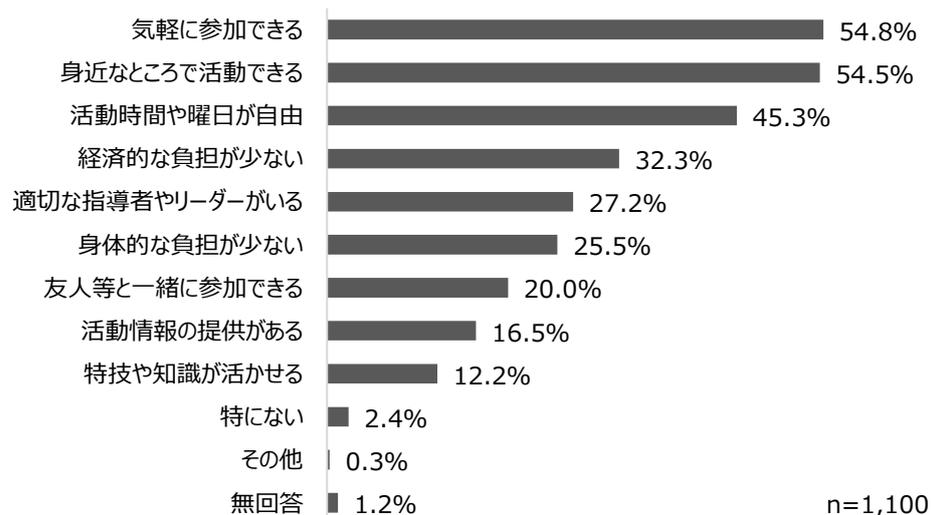
一方で、今後の取組意向については、「機会があれば取り組んでもよい」と考える人が最も多く、半数以上の人に取り組む意向があることが示されています。

図 32 地域活動やボランティア活動への今後の取組意向【一般市民】



今後取り組む意向がある人について、取り組む場合の参加条件としては、気軽に、身近なところで活動できることや活動時間や曜日など自由が利くことが多く挙げられています。

図 33 今後、地域活動やボランティア活動に取り組む意向がある人の参加条件【一般市民】



関係団体アンケート調査において、活動団体が困っていることとしては、メンバーの高齢化、新たな担い手や後継者が不足していることなど人材に関することが多く挙げられています。

また、活動の新たな担い手を増やすための取り組みとしては、関心のありそうな人や知り合い、退職した人への声かけが中心となっています。

図 34 活動する上で困っていること【関係団体】

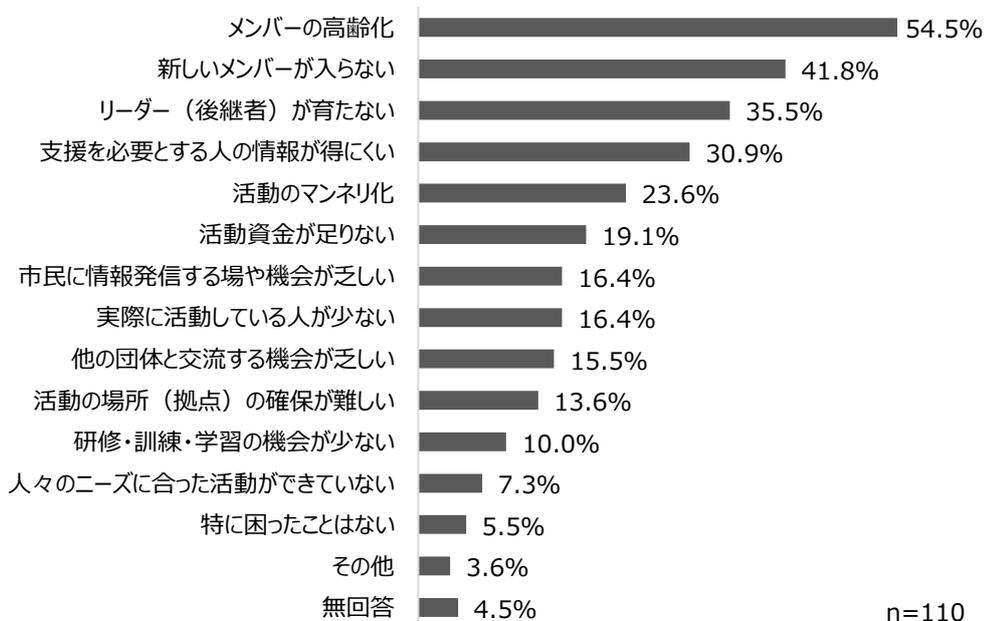
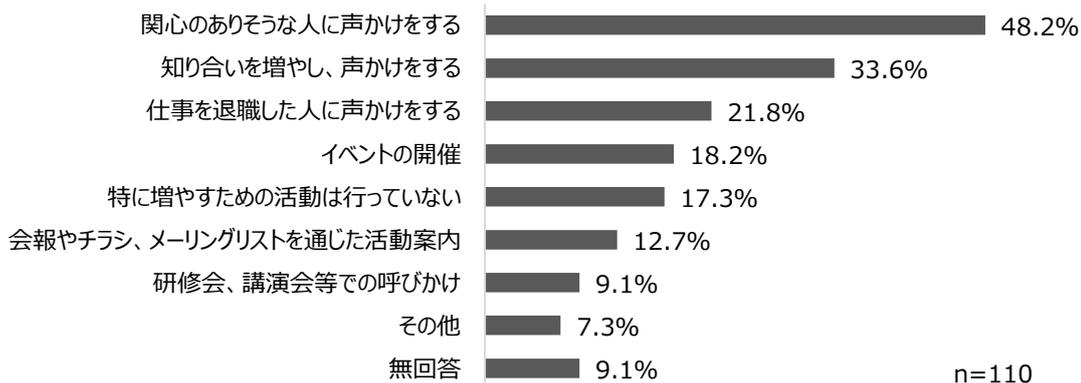


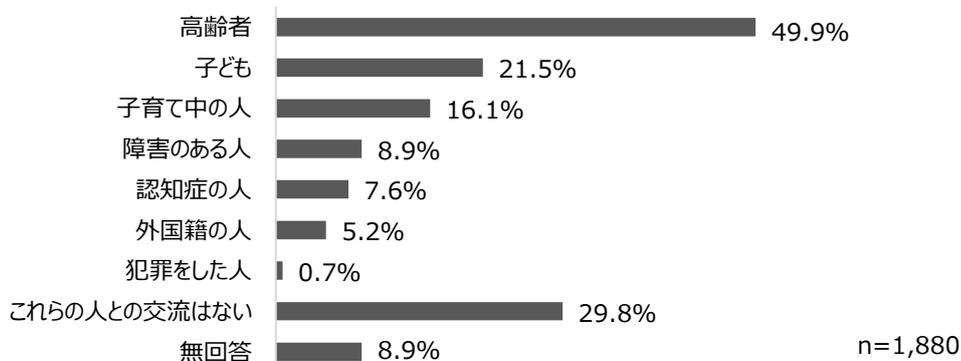
図 35 新たな担い手を増やすために取り組んでいること【関係団体】



### (3) 地域での交流の様子

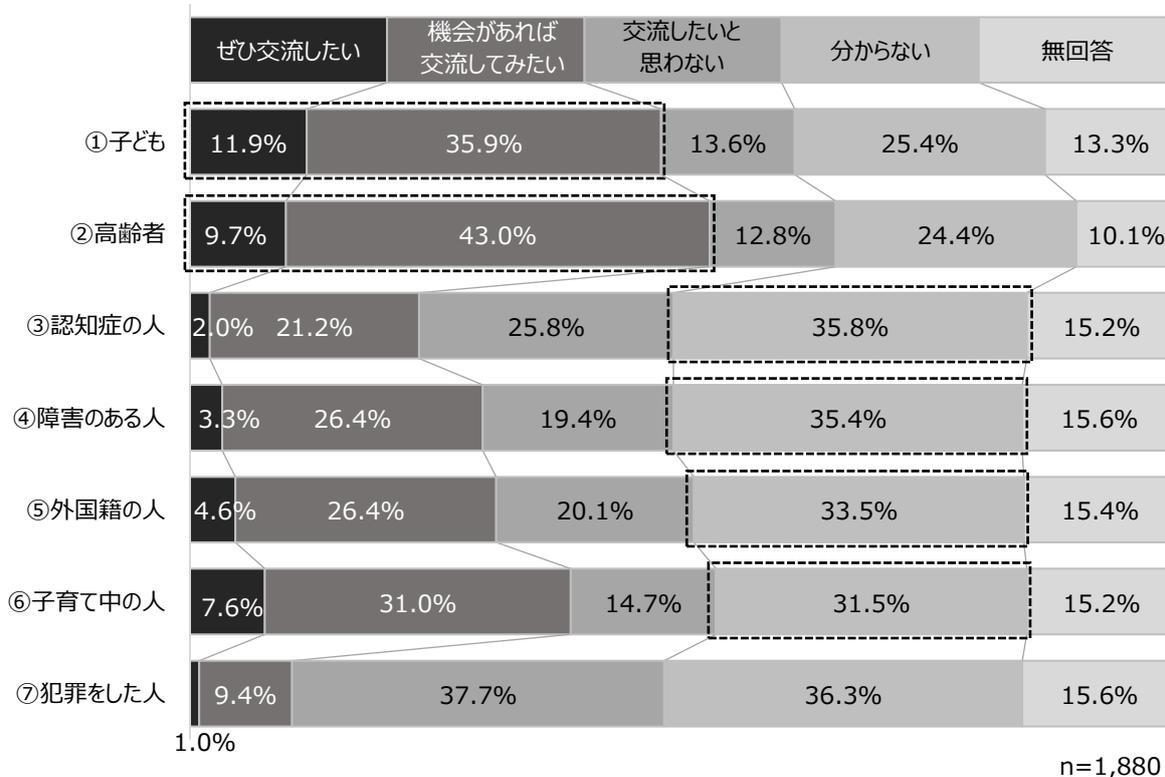
日常生活において交流する機会がある人として、「高齢者」が最も多くなっています。一方で、「これらの人との交流はない」という人が約3割を占めています。

図 36 日常生活で交流する機会のある人【一般市民】



今後の交流の意向として、子どもや高齢者については、「ぜひ交流したい」「機会があれば交流してみたい」という人が約半数を占めています。認知症の人や障害のある人、外国籍の人、子育て中の人については、「交流したいと思わない」という人よりも「分からない」という人が多くなっています。

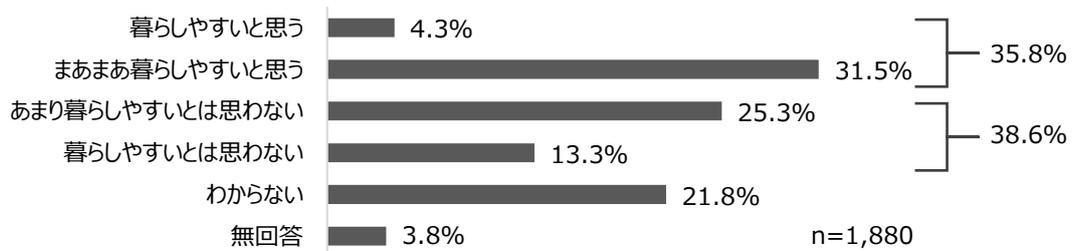
図 37 今後の交流の意向【一般市民】



#### (4) 福祉について

子どもや子育てをする人、高齢者、障害のある人などにとって本市が暮らしやすいかどうかについて、「あまり暮らしやすいと思わない」と「暮らしやすいとは思わない」を合わせると38.6%で、「暮らしやすいと思う」と「まあまあ暮らしやすいと思う」を合わせた35.8%を上回っています。

図 38 子どもや子育てをする人、高齢者、障害のある人の本市の暮らしやすさ【一般市民】



介護保険サービスや障害福祉サービスなどの福祉サービスの利用について、33.4%の人が、現在または過去に自分自身または家族が利用したことがあるとしています。

福祉サービスを利用したことがある人について、福祉サービスの情報の入手状況としては、76.4%の人が、「十分入手できている」「十分ではないが、入手できている」と回答しています。

図 39 福祉サービスの利用の有無【一般市民】

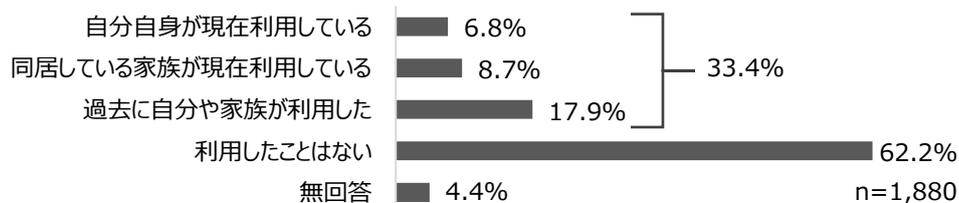
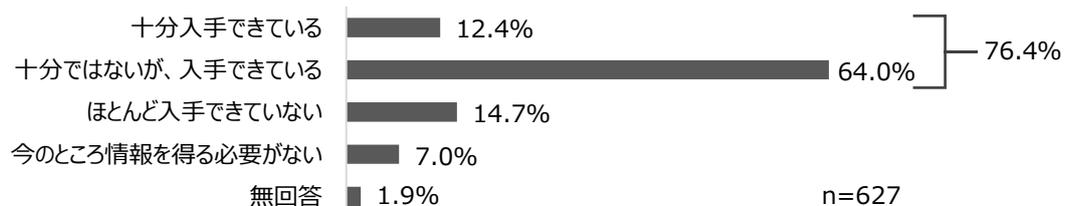


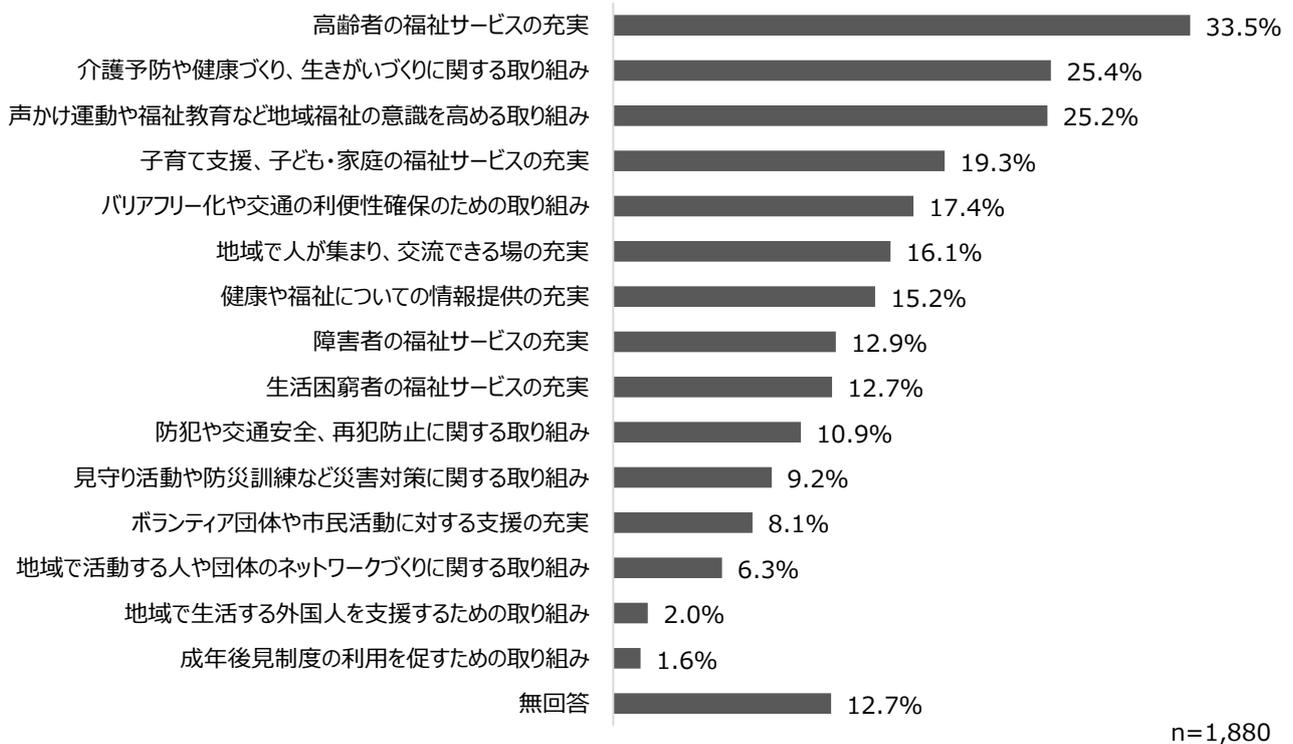
図 40 福祉サービスの情報の入手状況【一般市民】



## (5) 地域福祉のあり方について

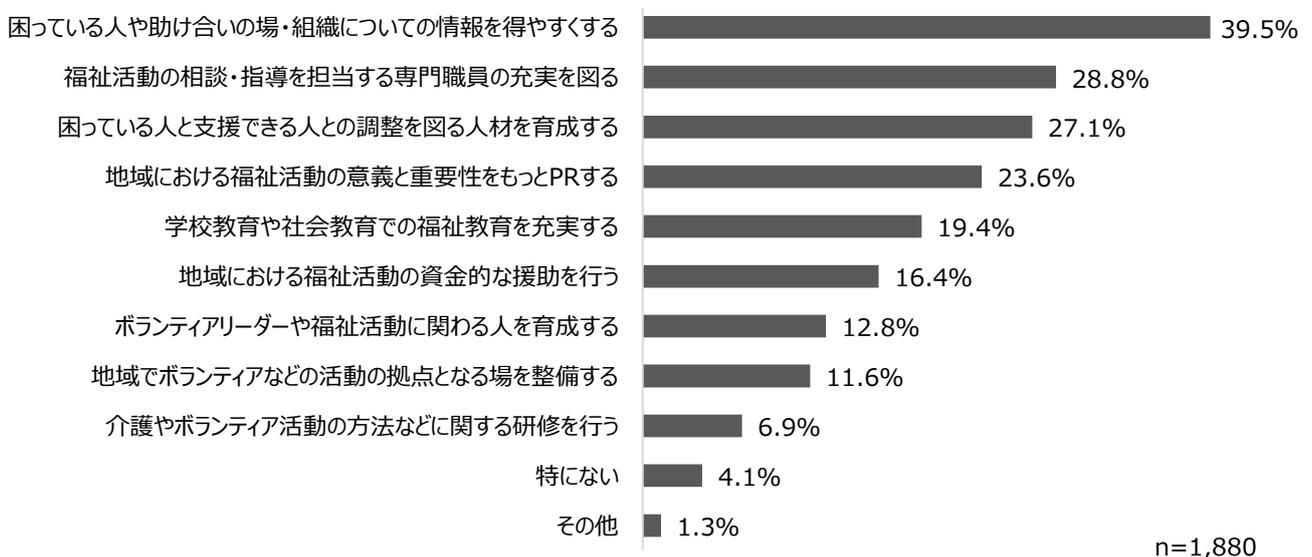
今後、重要だと思う保健福祉施策としては、「高齢者の福祉サービスの充実」が最も多くなっています。次に、「介護予防や健康づくり、生きがいづくりに関する取り組み」や「声かけ運動や福祉教育など地域福祉の意識を高める取り組み」が多く挙げられています。

図 41 今後重要だと思う保健福祉施策【一般市民】



地域での助け合い・支え合い活動を活発にするために重要なこととしては、「困っている人や助け合いの場・組織についての情報を得やすくする」ことが最も多く挙げられています。また、福祉活動を支援する専門職や調整を図る人材などを充実させることも重要と考えられています。

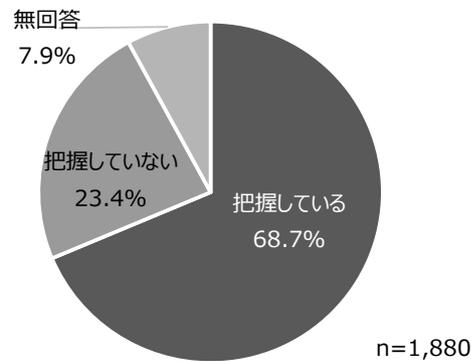
図 42 地域での助け合い・支え合い活動を活発にするために重要なこと【一般市民】



## (6) 災害対策について

自身の避難場所の把握状況としては、把握している人が約7割を占めているものの、23.4%の人は把握していない状況となっています。

図 43 自身の避難場所の把握状況【一般市民】



自身あるいは家族の中に、避難行動に支援が必要な人がいるかどうかについて、22.9%の人が、要支援者がいると回答しています。

また、要支援者の避難行動において支援を得られる人としては、「家族・親戚」が81.9%と最も多く、「近所の人」や「友人・知人」から支援を得られるという人は少ない状況です。

図 44 避難行動における自身や家族の要支援状況【一般市民】

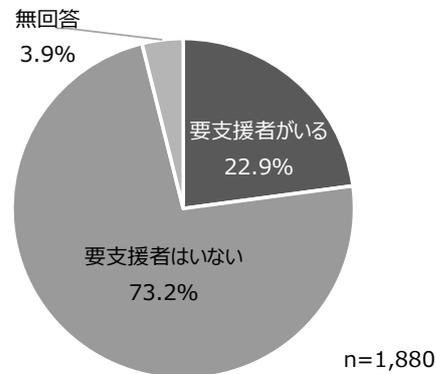
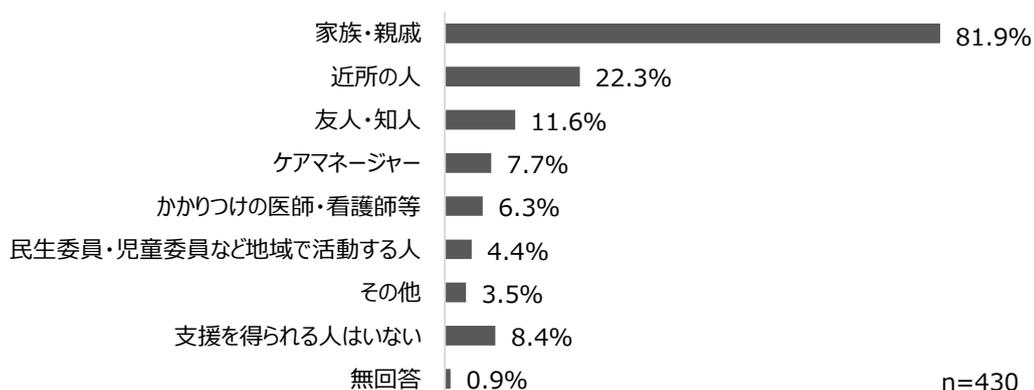
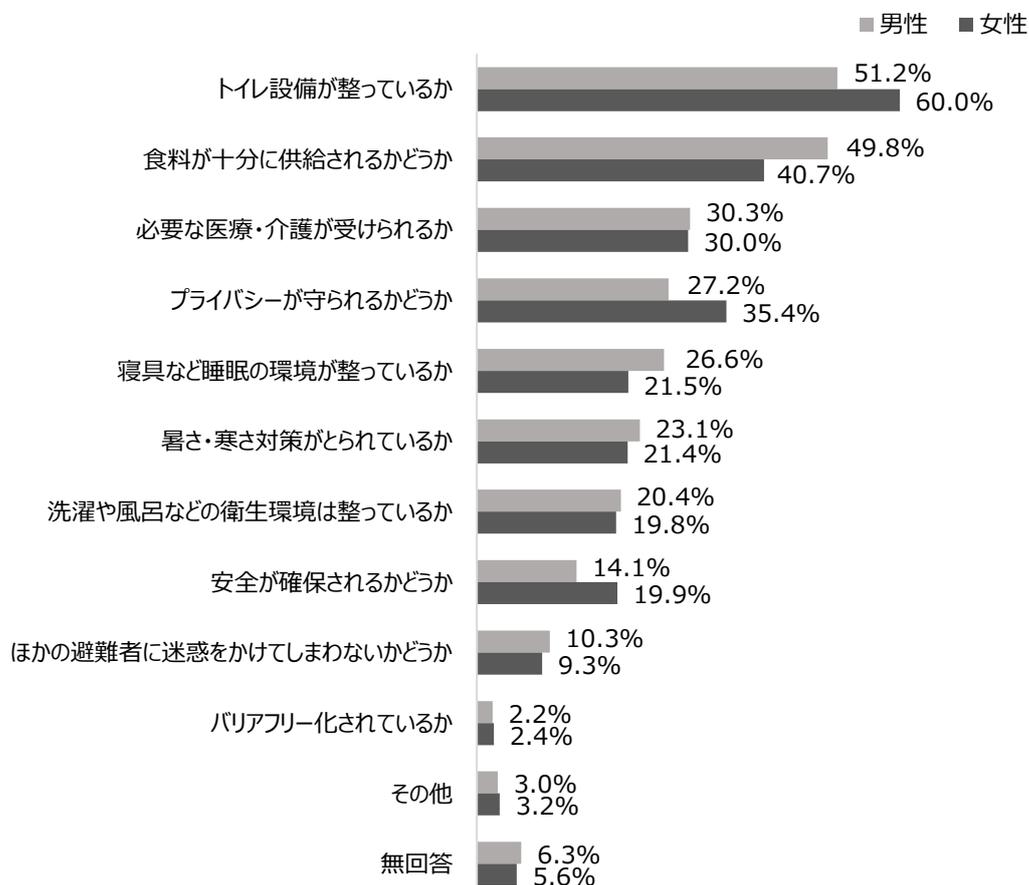


図 45 要支援者の避難行動において支援を得られる人【一般市民】



自身や家族の避難所での生活について心配・不安なこととしては、食料の供給やトイレ設備に関することが多く挙げられています。男女別でみると、「トイレ設備が整っているか」「プライバシーが守られるかどうか」「安全が確保されるかどうか」については、男性よりも女性のほうが心配・不安を感じる人が多くなっています。

図 46 避難所での生活について心配・不安なこと【一般市民】



## 4 第2次計画の評価

第2次香取市地域福祉計画の進捗状況については、年度ごとに各取り組みの担当課・機関による自己評価と指標の達成状況を取りまとめ、地域福祉計画推進委員に報告してきました。

これまでの進捗状況をもとに取り組みを検証し、総合的に分析・評価した結果、第2次計画における施策の評価としては、下記のとおりとなりました。また、施策の評価と併せて、主な実績と課題を施策の方向ごとに整理しました。

評価基準： 【A】完了（目標達成） 【B】概ね達成だが不十分な点が少しある  
 【C】実施されたが不十分な点が多い 【D】実施方法も含め改善の必要がある

### 基本目標 1 福祉の意識を育む基盤づくり

#### ◆ 施策評価

施策の方向		施策評価	取り組みの評価		
1	地域福祉の意識啓発	B	1	あいさつ・声かけ運動の推進	B
			2	地域における福祉教育の推進	B
			3	小中学校における福祉教育	B
			4	男女共同参画の推進	B
			5	社会福祉大会の開催	B
2	生きがい・健康づくりの促進	B	1	地域ぐるみの健康づくりの推進	B
			2	障害者雇用の促進	B
			3	シルバー人材センターの支援	B
			4	介護予防の推進	B
			5	高齢者の食の自立支援	D
			6	高齢者クラブ活動の推進	B
3	地域の中の交流の促進	C	1	ふれあいサロンの開催	B
			2	交流活動拠点の整備	C
			3	障害者のイベントへの参加支援	B
			4	障害者スポーツイベントの開催	D

#### ◆ 主な実績と課題

1-1 地域福祉の意識啓発	
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>あいさつ・声かけ運動は、地区社会福祉協議会により、主にひとり暮らしの高齢者世帯・高齢者のみの世帯を対象として継続的に実施されました。</li> <li>「地域における福祉教育の推進」については、市や関係機関の連携により、市民にはさまざまな形で福祉について学ぶ機会が提供されています。</li> <li>小中学校各校では「福祉教育」が学校経営計画に位置付けられ、学校全体として推進する体制が整っています。具体的な取り組みとして、福祉施設等での体験学習や当事者との対話など、コロナ禍においても非接触の工夫をして取り組む学校もありました。</li> <li>男女共同参画については、市民や事業者、市職員、教職員などを対象に、意識啓発のための研修やセミナーが継続的に行われています。</li> <li>社会福祉大会は、コロナ禍による制約を受けながらも毎年開催されました。</li> </ul>

主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に身近な小学校区単位で地域福祉の意識啓発にかかる取り組みが行われていますが、地域によって取り組み方に差が生じています。取り組みの工夫や成果、課題などを地域間で共有しながら、市全体で意識啓発を推進していく必要があります。</li> </ul>
------	---

1-2 生きがい・健康づくりの促進	
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ぐるみの健康づくりの取り組みとして、毎年、食育健康推進員が新たに育成され、地域において食を通じた健康づくり活動が活発に行われています。</li> <li>障害者の雇用については、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等との協力により、職業の紹介、就労の定着に向けた取り組みが継続的に行われています。また、市内に事業所が新設されたことにより、今後は職業選択の幅が広がることが期待できます。</li> <li>シルバー人材センターの支援として、運営事業補助金の交付が継続的に行われています。</li> <li>介護予防の推進のための取り組みとしてさまざまな講座が用意され、また、内容は参加者の要望を取り入れるなど改善と工夫を図りながら継続的に実施されています。</li> <li>高齢者の食の自立支援については、民間事業者の配食サービスが充実したことにより食は確保でき、安否確認は民生委員・児童委員等の見守り活動によって行うことができた。</li> <li>高齢者クラブ活動は、アンケート調査に基づき、ニーズに沿った活動が展開されています。</li> </ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>食育健康推進員を担う地域のボランティア人材が減少傾向にあるため、推進員の役割や活動について積極的に広報・周知していくことが重要です。</li> <li>高齢者の社会参加を促進するため、就業の場の開拓、一人ひとりの技能や経験に合わせた業務のマッチングを支援できるよう、シルバー人材センターの活動の充実を図ることが重要です。</li> <li>今後ますます高齢者人口の増加が見込まれることから、住民自らが主体的に介護予防に取り組めるよう推進していく必要があります。</li> </ul>

1-3 地域の中の交流の促進	
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>市と社会福祉協議会の協働により、介護予防サポーターの養成と併せて、地域においてふれあいサロンが新たに開設されています。</li> <li>橘ふれあい公園「テラスサンサン」や小見川社会福祉センター「さくら館」が地域住民の交流拠点として活用されています。</li> <li>千葉県障害者スポーツ大会など、障害者のイベントへの参加支援が行われています。</li> <li>ふれあいスポーツ大会やフライングディスク大会には多くの市民が参加し、交流が図られています。</li> </ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の交流をさらに促進させるため、今後はふれあいサロンを「多世代交流の場」として発展させていくことが重要です。</li> <li>現在、介護予防サポーターがふれあいサロンの活動を担っていますが、活動の発展に向けては、新たな担い手を発掘し、育成していく必要があります。</li> <li>市民の身近な地域にある公共施設を活用するほか、空き家や空き店舗、民間施設などの既存施設を有効に活用することも検討する必要があります。</li> </ul>

## 基本目標 2 地域で助け合える仕組みづくり

### ◆ 施策評価

施策の方向		施策評価	取り組みの評価		
1	地域活動の活性化	B	1	ボランティア活動についての情報提供	B
			2	福祉、ボランティア養成講座の開催	B
			3	ボランティアセンター機能の強化	B
			4	市民活動団体の支援	B
			5	社会福祉協議会との連携・協働の推進	B
			6	自治会活動活性化の促進	B
			7	住民自治協議会への支援	C
			8	民生委員・児童委員、主任児童委員活動の支援	B
2	ネットワークの充実	C	1	関係機関・関係団体の連絡会議	B
			2	交流会の開催	C
			3	コミュニティソーシャルワーカーの養成	D
			4	生活支援体制整備事業の推進	B
3	情報提供・相談体制の充実	B	1	地域福祉活動の情報発信	C
			2	福祉相談窓口の充実	B
			3	相談関係者の連携強化	B
			4	人権を守る相談窓口の周知	B
			5	DV（ドメスティック・バイオレンス）対策	B

### ◆ 主な実績と課題

2-1 地域活動の活性化	
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアの活動については、市のホームページや社会福祉協議会の広報紙を通じて情報発信が行われています。</li> <li>初級手話講座、中級のステップアップ講座など、ボランティアの養成講座が継続的に実施されています。</li> <li>ボランティアの育成、ボランティアセンターの運営、生活支援体制整備事業コーディネーターの連携などを通じて、ボランティアセンター機能の強化が図られています。</li> <li>市民が安心してボランティア活動を行えるよう、市では「香取市市民活動総合保障制度」を実施し、あらかじめ保険料を負担して障害や賠償責任などを補償しています。</li> <li>地域における福祉活動の中核を担う社会福祉協議会の安定的な運営、社会福祉施策の効果的な実施に向けて、市では必要な支援を行っています。</li> <li>自治会活動の拠点である地区集会施設の老朽化に対して、市では継続的に施設の修繕にかかる助成を行っています。</li> <li>住民自治協議会組織が市内23地区に設立され、また、各協議会の活動を活性化するため、佐原・小見川・山田・栗源の各地区に市民活動スペースを設置しています。</li> <li>民生委員・児童委員、主任児童委員への支援として、担当地区マップの作成や研修会を開催するなどして、活動しやすい環境を整え、資質の向上を図っています。</li> </ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢化や人口減少によりボランティア人材の減少が見込まれることから、SNSなど新たなツールを活用して情報提供が行われることが望まれます。</li> <li>住民自治協議会は、役員の高齢化や担い手不足、専門人材の不足などにより、事業の継続、コミュニティビジネスの展開に課題が残されています。人材の発掘・育成を中心とした取り組みの強化が求められます。</li> </ul>

2-2 ネットワークの充実	
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉協議会の役員や評議員は、自治会役員や民生委員・児童委員、ボランティアなど地域福祉にかかる関係機関の代表等を務めるケースが多く、理事会などを通じて連携のための基盤ができています。</li> <li>ボランティア連絡協議会に登録する団体の代表者を集めて、交流会が開催されました。</li> <li>コミュニティソーシャルワーカーについては、5年間で1名が養成されています。</li> <li>生活支援体制整備事業の推進においては、圏域ごとに生活支援コーディネーターが配置され、協議体での検討を通して個々のニーズに合ったサービスの調整、創生が図られています。</li> </ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会役員や民生委員・児童委員、ボランティアなどの連携について、後継を担う人材にも連携のための関係性が引き継がれるよう、関係者に広く情報共有を行っていくことが重要です。</li> <li>ボランティア団体の交流会について、コロナ以降は開催できない状況が続いています。オンラインツールを活用するなどして必要な情報共有・意見交換を行い、コロナ以降変化してきた地域のニーズや、団体が抱える人材不足などの課題に対応できるよう連携して取り組んでいくことが求められます。</li> <li>コミュニティソーシャルワーカーの養成については、地域での役割や活躍の体制づくりなどを併せて見直し、検討していく必要があります。</li> <li>生活支援体制整備事業として、今後は支援の対象を高齢者に限定せず、すべての世代に対する広がりをもって展開していくことが求められます。</li> </ul>

2-3 情報提供・相談体制の充実	
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉活動については、市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページにおいて情報発信が行われています。社会福祉協議会では、スマートフォン用にホームページがリニューアルされるなど、時代に合わせた情報発信の方法がとられています。</li> <li>福祉相談窓口の充実に関しては、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、健康づくり、生活困窮など分野ごとに相談窓口が設置され、適切な人材を配置して対応力を強化しています。相談対応は、窓口のほか電話や訪問でも応じています。</li> <li>相談関係者同士の連携について、地域ケア会議やケース会議など、各分野でさまざまな協議の場が設けられています。これらの協議の場においては、福祉に限らずさまざまな分野の関係者が集い、情報共有を図りながら分野を越えた支援について調整がなされています。</li> <li>人権を守る相談窓口は、市ホームページや広報紙、講演会などの機会を活用して啓発・周知が行われています。また、人権擁護委員により毎月人権相談が行われています。</li> <li>DV（ドメスティック・バイオレンス）対策としては、DV被害に関する相談・対応を随時受け付け、一時保護等の措置については緊急性に応じて関係機関と連携して対応しています。</li> </ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉に関する相談内容は多様化・複雑化してきており、分野・制度ごとの縦割りでは対応できないケースも増えています。令和5年度より開始された重層的支援体制整備事業の推進などを通じて、より一層の連携強化が求められます。</li> </ul>

## 基本目標 3 安心・安全に暮らせる環境づくり

### ◆ 施策評価

施策の方向		施策評価	取り組みの評価		
1	災害対策の推進	B	1	見守り活動の推進	B
			2	自主防災組織への支援	B
			3	防災訓練・避難訓練の実施	B
			4	災害時要援護者支援体制の構築	B
			5	避難場所の周知	B
			6	福祉施設との連携	B
			7	災害ボランティアセンターの開設	B
2	防犯・交通安全対策の推進	B	1	防犯パトロールの実施	B
			2	防犯情報の提供と環境整備	B
			3	交通安全意識の高揚	B
			4	交通安全施設の整備	A
3	移動等快適な生活環境の整備	B	1	路線バスの運行維持	B
			2	循環バス等の利便性向上	B
			3	移送サービスの充実	B
			4	道路整備の推進	B
			5	バリアフリー情報の提供	B
			6	公共施設や公共的施設のユニバーサルデザインの推進	B
4	サービスの質の向上	B	1	障害者の福祉サービスの充実	B
			2	高齢者福祉支援	B
			3	子育て支援サービスの充実	B
			4	子どもを生き育てる支援の充実	B
			5	生活困窮者への支援の充実	A
			6	日常生活自立支援事業の推進	A
			7	成年後見事業の推進	B

### ◆ 主な実績と課題

3-1 災害時対策の推進	
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>見守り活動の推進に関し、毎年、市の見守りネットワークの新規登録者がおり、災害時に支援が必要な人（避難行動要支援者）の情報入手手段となっています。また、一部の地域において住民同士で要支援者の避難体制をつくり、訓練を実施しています。</li> <li>自主防災組織への支援として、毎年必要な防災用資機材を支給しているほか、防災訓練の実施支援、出前講座や防災研修会の開催などを行っています。</li> <li>災害別の訓練の実施に関して、地震を想定した訓練が実施されています。</li> <li>要配慮者利用施設では、すべての対象施設において避難確保計画が作成されています。</li> <li>要支援者名簿に登録されている方には、支援者に対する情報提供意向調査が行われています。</li> <li>総合防災マップが作成され、改訂されています。避難場所は、各戸へのマップの配布、説明会の開催、千葉テレビのデータ放送、広報紙などを通じて周知されています。</li> <li>福祉施設との連携に関して、福祉避難所として協定を結ぶ施設を増やしています。また、市民からの要望を受けて、市の福祉避難所の設置体制を整えています。</li> <li>災害ボランティアセンターに関し、災害時には多くのボランティアを受け入れているほか、平時においても研修会の開催や必要な資機材を確保して防災に取り組んでいます。</li> </ul>

主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民による要支援者の避難支援体制づくり、避難訓練の実施については、ほかの地域にも拡大させて、日頃から住民同士の見守りを推進していくことが大切です。</li> <li>要支援者の避難行動支援においては、個人情報の把握が難しい状況にあります。要支援者の意向を踏まえながら、見守りネットワークなど適切に活用して情報を把握できるようにする工夫が必要です。</li> <li>福祉避難所について、必要な感染対策を講じながら避難者を受け入れる体制、要支援者の避難所までの誘導體制など、避難所のあり方を検討し体制を整える必要があります。</li> </ul>
------	---

3-2 防犯・交通安全対策の推進	
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内で活動する防犯パトロール隊に対して、市ではパトロールに必要な資機材を貸与し、防犯活動を支援しています。</li> <li>各地区の社会福祉協議会は、小中学生の登下校に合わせた見守り活動を行っているほか、その地区のニーズに合わせて見守りに取り組んでいます。</li> <li>振込詐欺撲滅キャンペーンや広報無線を通じた情報発信など、防犯意識を高める啓発活動を行っています。また、防犯灯や防犯カメラの設置などの環境整備も進めています。</li> <li>交通安全意識を高めるため、毎年子どもと高齢者を対象に交通安全教室を行っています。</li> <li>通学路等の危険箇所や事故現場については、必要な確認・修繕作業が行われています。</li> <li>交通安全施設の整備に関しては、カーブミラーやガードレール、道路標識、路面標示など、必要な施設を事前に確認し、設置工事が行われています。</li> </ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯パトロール隊として活動する地域のボランティアは高齢化が進んでおり、人材の確保が課題となっています。</li> <li>情報弱者である高齢者や障害者に対しては、情報提供の手段を工夫する必要があります。また、特殊化する犯罪への対策など、ニーズに合わせた対応が求められます。</li> </ul>

3-3 移動等快適な生活環境の整備	
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>路線バスの運行維持に向けて、毎年運行補助金の交付を行っています。また、利用者の増加に向けて、公共交通ガイドを発行するなどして周知を図っています。</li> <li>交通不便地域における移動手段の確保に向けて、循環バスや循環ワゴン、乗合タクシーを運行しています。また、運賃についても見直しが図られています。</li> <li>移送サービスの充実に向けては、高齢者通院タクシー事業、高齢者等移送支援サービスにて高齢者などの通院等を支援しています。また、社会福祉協議会では、生活支援体制整備事業として移動支援サービスを行っています。</li> <li>通学路における安全性の確保に関しては、各地区隔年で点検が行われ、危険箇所が精査され、改善が図られています。</li> <li>「バリアフリーマップ（トイレ編）」が更新され、市ホームページで公開されています。</li> <li>バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化については、利用頻度の高い庁舎や支所庁舎を中心に対策が講じられています。</li> </ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>路線バスは経常的に赤字傾向にあることに加え、乗務員の不足といった課題も抱えています。運行維持には、利用者の増加や人材不足を解消するためのさらなる取り組みが求められます。</li> <li>交通不便地域が残されているため、課題解消に向けて、地域のさまざまな社会資源を活用した取り組みの検討が求められます。</li> </ul>

3-4 サービスの質の向上	
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害者の福祉に関して、障害者が地域で安定した生活を送ることができるよう、生活介護や自立支援医療をはじめとする必要な障害福祉サービスが提供されています。</li> <li>• 高齢者の福祉に関して、中核機関である地域包括支援センターの人員体制や地域の関係機関との連携体制の強化が図られています。また、認知症について、アルツハイマー月間やチームオレンジの立ち上げなど、市民向けの啓発活動が行われています。</li> <li>• 子育て支援に関して、多様なニーズに対応できるよう、子育て支援サービスや保育サービスの充実が図られています。また、これらの情報は、広報紙やホームページのほか、子育てブックやSNSなどを通じて周知されています。</li> <li>• 子どもを生み育てる支援として、総合相談窓口「こども家庭センター」が開設され、人員体制の充足や関係機関との連携により機能の強化が図られています。</li> <li>• 生活困窮者への支援に関して、自立支援事業において、相談受付、支援計画の作成、自立に向けた支援を行っています。</li> </ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童虐待に関する相談の増加、特定妊婦や要保護児童の増加など、妊娠から出産、子育てに関するニーズが多様化しています。関係機関との連携により、適切にニーズを把握し、支援体制を整えていくことが求められます。</li> <li>• 生活困窮者への支援について、生活困窮の相談に至らない世帯を早期発見し、支援につなげるための取り組みも重要です。</li> <li>• 日常生活自立支援事業から成年後見制度等への移行者、認知症等の出現により成年後見制度等の利用を要する人が増えています。必要な支援が得られるよう、相談窓口の人員配置や関係機関との連携を強化する必要があります。</li> </ul>

## 5 地域福祉に関する課題

本市の地域特性、統計データ、アンケート調査結果および第2次計画の評価と、本市における地域福祉を取り巻く現状から、下記の5つの課題が明らかになりました。

### 課題1 地域福祉を支える人材が不足しています

#### ○ 加速する少子高齢化と人口減少

統計データから、本市における高齢化率は上昇を続けており、国や県の水準を大きく上回っています。一方で、合計特殊出生率は国や県と比べて低い水準にあり、年齢区分別で人口構造をみても、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合はゆるやかに減少を続けており、今後も総人口の減少が見込まれます。

#### ○ 地域福祉を担う人材の高齢化と不足

このような少子高齢化と人口減少の影響は、地域にも及んでいます。関係団体へのアンケート調査では、メンバーの高齢化や新しいメンバーが入らないことが、活動する上で大きな課題となっていることが明らかとなりました。また、第2次計画の評価においても、これまで各取り組みを支えてきた地域のボランティア人材が高齢化していること、新たな担い手が不足していることが、課題として認識されています。

#### ◆◆◆ 一人ひとりが「地域の一員」という意識をもって暮らす ◆◆◆

これまで地域福祉を担ってきた人材が高齢化し、今後も不足することが予想される状況において、今後は誰が福祉を担っていくのかを考える必要があります。現在、国や県では、一人ひとりが地域の一員として社会に参画し、地域をともに創る「地域共生社会」の実現を目指して取り組んでいます。隣近所や身近な人と声をかけ合い、つながることで、地域の助け合い・支え合いの関係が生まれます。まずは、一人ひとりが「地域の一員である」という意識をもつことが大切です。



## 課題 2

### 地域づくりに対する主体的・自主的な関わりが弱くなっています

#### ○ 地域課題解決に向けた意識の変化

一般市民へのアンケート調査では、さまざまな地域の課題が挙げられましたが、それら課題の解決方法としては、「行政に解決してもらえるように要求していきたい」という人が最も多くなっています。前回調査では、「できるだけ住民同士で協力して解決したい」という人が最も多く、住民も課題解決の主体であるという見方が強く表れています。今回調査の結果からは、そのような「主体性」の意識に変化が生じていることが分かります。

#### ○ 地域活動への取り組み方の変化

同じく、今回の一般市民へのアンケート調査においては、地域活動やボランティア活動への取組状況として、「取り組んだことはない」という人が最も多く、前回調査よりもその割合が増えていることが明らかとなりました。地域において住民が主体的・自主的に行う地域活動やボランティア活動への取り組み方についても、この5年間で変化していることが分かります。

#### ◆◆◆ 一人ひとりが地域をともに創る「主体」となる ◆◆◆

地域福祉の推進は、行政だけでなく、地域住民自身が地域や社会に参加し、共生する社会の実現を目指して行うものと示されています。自分たちが暮らす地域の課題を「他人事」ではなく「自分事」として捉え、一人ひとりが地域を創る「主体」となり、役割をもって取り組む必要があります。関係団体へのアンケート調査では、市民が自ら地域の課題を解決するための主体性・自主性を養うために必要なこととして、「活動が学びや楽しみの機会となるよう工夫すること」が最も多く挙げられました。地域での活動が生きがい、やりがいとなり、地域づくりを主体的に進める意欲につながることを期待されます。



### 課題 3

## 地域の交流が少なく、人々のつながりが薄くなっています

#### ○ 隣近所や世代間の交流の不足

一般市民へのアンケート調査では、日常生活の中で、高齢者や子ども、子育て中の人、障害のある人など地域の人々との交流はないという人が約3割を占め、2番目に多くなっています。また、一般市民アンケートと関係団体アンケートに共通して、隣近所や世代間の交流が少ないこと、交流できる場が少ないことを「問題点」として捉える人・団体が非常に多く、交流が不足していることが分かりました。

#### ○ 地域の人々のつながりの希薄化

一般市民アンケート調査では、近所に見守りなどの支援が必要な人がいるかどうか「分からない」と回答した人が2番目に多く、また、「いない」と回答した人が3番目に多くなっています。これらを合わせると45.6%で、約半数の人が近所の状況を把握できていないことが分かります。世帯の少人数化などが進む中で、地域の人々のつながりの希薄化も同時に進んでいる状況がうかがえます。

#### ◆◆◆ 人と人をつなぐ、人と人がつながるきっかけをつくる ◆◆◆

現在、本市では交流を促進するため、地域でのサロンの開催や交流活動拠点の整備などに取り組んでおり、今後はそのような交流のための仕掛けづくり、人と人をつなぐ仕組みづくりをさらに推進していく必要があります。アンケート調査では、地域での助け合いについて、安否確認の声かけや話し相手、災害時の手助けなどは「頼まれればできる」という人も多く、きっかけづくりを進めることで地域での助け合いを促すことができると期待できます。また、隣近所や身近な人へのあいさつや声かけなど、一人ひとりがつながるためのきっかけを自ら作っていくことも大切です。



## 課題 4

### 福祉ニーズは増加し、さらに多様化・複雑化してきています

#### ○ 高齢化に伴う福祉ニーズの増大

統計データからは、高齢化の進展に伴って高齢者の福祉ニーズがますます増大していることが分かります。要介護認定者数は増加傾向にあり、特に本市においては中度の割合が国や県の水準を上回っており、さまざまなサービスが求められる状況にあります。また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の割合も多く、地域における見守り体制の強化や権利擁護支援の必要性が高まっています。

#### ○ 支援を必要とする人・世帯の増加

同じく統計データからは、障害のある人（特に精神障害）や生活困窮状態にある人など、支援を必要とする人・世帯が増加していることが分かります。このような人・世帯が抱える課題は、例えば経済的なことだけでなく、就労や子育て、保健・医療、介護など多岐にわたり、単独の相談支援機関では解決できない複雑なケースが増えています。また、地域とのつながりの希薄化なども影響して、そのような人・世帯は社会的に孤立してしまう傾向にあります。

#### ○ 支援にかかる社会資源の限界

「課題 1」に示したように、地域福祉を担う人材は不足しています。また、生産年齢人口の減少に伴って、市の財政状況も悪化することが懸念されます。今後ますます増大、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するための社会資源は限られていると言えます。

#### ◆◆◆ ネットワークを充実させ、あらゆる相談への対応力を高める ◆◆◆

さまざまな課題を抱えた人・世帯への支援は、縦割りの単独の制度では解決することが難しく、相談支援機関同士が連携して取り組む必要があります。また、社会的に孤立し支援につながない人・世帯については、制度の狭間に取り残されることのないよう、地域での見守りや支援のためのネットワークを構築することが重要です。

本市では令和 5 年度より「重層的支援体制整備事業」に取り組んでおり、これをさらに推進していく必要があります。これまで福祉施策は対象者ごとに制度が構築され、本市においても、高齢分野・障害分野・子ども分野・生活困窮分野などに分かれて相談窓口を設置し、対応してきました。今後はこれらの支援機関が有機的に連携することで、あらゆる相談に応じ、支援を届ける体制を整えることが求められています。

## 課題 5

### 緊急時や高齢になったときの生活への不安が高まっています

#### ○ 災害時や緊急時における対応への不安

一般市民へのアンケート調査では、地域の中の問題点として「緊急時の対応体制が分からない」ことが最も多く挙げられました。前回調査においても同様の結果となっており、災害時や緊急時における対応について不安を感じる人が多く、平時からの備えをさらに強化することが求められていることが分かります。

#### ○ 支援を必要とする人の情報入手の困難さ

関係団体へのアンケート調査では、活動を行う上で困っていることとして、人材不足・育成に関する次に次いで、「支援を必要とする人の情報が得にくい」ことが多く挙げられました。また、活動をしていく上で市に望むこととしては、「活動上必要な情報の提供」が最も多く、情報入手が困難な状況にあることがうかがえます。

#### ○ 生活を維持するための環境整備

本市は、広大な面積に居住地域が点在する地域特性をもっており、交通不便地域が残されています。一般市民へのアンケート調査では、高齢になったときに、交通の便が悪い地域において交通手段をどのように確保したらよいか、不安の声や利便性の向上を求める声が寄せられました。また、第2次計画の評価においては、公共交通の維持・確保には利用者の減少や人材不足といった課題を解消する必要があることも明らかとなりました。

### ◆◆◆ いつでも、いつまでも安心して暮らせる環境をつくる ◆◆◆

本市では、災害時の対策として、避難行動に支援を要する人の見守り活動や福祉施設との連携、訓練の実施などに取り組んでいます。今後は、地域の人々が平時でも災害時でも、また、高齢になっても安心して住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域のさまざまな社会資源を活用し、連携を強化して、生活環境の改善を図っていく必要があります。



## 第3章 計画の目指す方向

### 1 計画の基本理念

近年の地域福祉を取り巻く国および県の動向、本市の現状を踏まえて、第3次香取市地域福祉計画の基本理念を次のように定めます。

**つながり育む 支え合いのまち かとり  
～ わたしらしく輝けるまち ～**

第2次計画では、「健やかに住み続けたい 支え合いのまち 香取 ～人が輝き 人が集う地域～」を基本理念として地域福祉の推進に取り組んできました。

一方で、統計データやアンケート調査結果、第2次計画の評価結果から、少子高齢化の進展など社会情勢が変化していること、人々の意識や価値観が変容しつつあること、また、それによって人や世帯、地域が抱える課題が多岐にわたることなどが明らかとなりました。

福祉ニーズは増大し、多様化・複雑化する一方で、これまで地域福祉を支えてきた人材は不足し、人々の地域づくりの主体としての関わりも弱くなっています。また、地域の人々の交流が少なく、それによりつながりも薄れてきています。そのような状況の中、日常生活は維持できても、災害などの緊急時や高齢になったときの生活には不安を感じる人が多くいます。

これら本市の地域福祉を取り巻く現状を踏まえて、「つながり育む 支え合いのまち かとり ～わたしらしく輝けるまち～」を基本理念として、地域福祉を推進します。人々がつながり、支え合いのまちをともに育むことを共通の価値としつつ、その実現に向けては一人ひとりがその人らしく取り組み、輝きをもてることを基本的な考えとしています。



## 2 計画の基本目標



### 基本目標 1 地域共生を目指す意識づくり

地域福祉を進めていくためには、支え合い・助け合いの関係をつくっていくという地域共生の考え方が浸透していくことが必要です。意識啓発や生きがい・健康づくり、地域の交流の促進などを通じて、地域共生の意識を育む基盤づくりを進めます。



### 基本目標 2 地域福祉推進の体制づくり

地域の多様なニーズに対応していくためには、地域の中で支え合い・助け合いの活動を活性化させるとともに、一人ひとりに合ったサービスを提供できるようにすることが必要となります。個々の地域活動の活性化と関係機関・団体の連携強化、サービスの質の向上を図ることで、地域福祉を一体的に推進する体制づくりを進めます。



### 基本目標 3 安全・安心に暮らせる環境づくり

地域で安全に安心して暮らしていくためには、自然災害に対する備えや災害時の適切な対応、地域の安全を守る活動、生活移動手段を確保することが必要です。平時からの災害対策の推進と防犯・交通安全対策の推進、生活環境の整備を通じて、安全・安心に暮らせる環境づくりを進めます。



### 基本目標 4 権利擁護を支える基盤づくり

認知症や障害などによって判断能力が低下しても、本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で生活が続けられるよう、権利擁護支援のための基盤を整える必要があります。権利擁護についての意識啓発、相談窓口の周知や連携強化など権利擁護支援のための体制の整備、成年後見制度等の利用促進など、権利擁護を支える基盤づくりを進めます。



### 基本目標 5 再犯防止に向けた地域づくり

地域の誰もが孤立することなく、地域社会の一員となって支え合う社会を実現するには、犯罪をした人等の社会復帰を支援し、再び罪を犯してしまうことのないよう取り組む必要があります。再犯防止に対する理解の促進、住居や就労など生活基盤の整備にかかる支援の充実、社会復帰のための包括的な支援体制を構築することなどを通じて、再犯防止に向けた地域づくりを進めます。

### 3 計画の体系

基本理念	基本目標	施策の方向	根拠法
つながり育む 支え合いのまち わたしらしく輝けるまち かとり	1. 地域共生を目指す意識づくり	1-1 地域共生の意識啓発 1-2 社会参加の推進 1-3 地域の中の交流の促進	社会福祉法
	2. 地域福祉推進の体制づくり	2-1 地域活動の活性化 2-2 情報提供・包括的な相談支援体制の充実 2-3 サービスの質の向上	
	3. 安全・安心に暮らせる環境づくり	3-1 災害対策の推進 3-2 防犯・交通安全対策の推進 3-3 移動等快適な生活環境の整備	
	4. 権利擁護を支える基盤づくり	4-1 権利擁護に関する意識啓発・理解の促進 4-2 権利擁護を支援する体制の整備 4-3 成年後見制度等の利用の促進	成年後見制度の利用の促進に関する法律
	5. 再犯防止に向けた地域づくり	5-1 再犯防止に対する理解の促進 5-2 住居・就労など生活基盤にかかる支援の充実 5-3 社会復帰のための包括的な支援体制の構築	再犯の防止等の推進に関する法律



## 1-1 地域共生の意識啓発

### 施策

あいさつ・声かけ運動、地域や学校における福祉教育の充実などを通じて、地域共生についての意識啓発を行います。

### 市による取り組み

#### ① あいさつ・声かけ運動の推進

概要	あいさつや声かけを通じ、隣近所とのつながりを推進し、地域の問題に地域で向き合い、助け合う関係性の構築を目指します。高齢者世帯以外にも、見逃されがちな要支援世帯に見守り対象の拡大を図ります。
担当課・機関	社会福祉課、市民協働課、学校教育課、社会福祉協議会

#### ② 共生社会実現のための学びの推進

概要	生涯学習の講座や社会福祉協議会の事業などにより、福祉や共生社会について学ぶ機会の拡充を図ります。高齢者や子育て世代、若者、障害のある人など、すべての市民を対象に実施することにより、市民の交流を図り、共生の意識を高めます。
担当課・機関	社会福祉課、生涯学習課、社会福祉協議会

#### ③ 学校における福祉教育

概要	福祉施設訪問、中学生社会体験学習、ふれあい交流、手話教室など、福祉教育活動の支援を行うとともに、「特別の教科 道徳」や教科・領域との関連を図れるようにしていきます。 また、地域教育の一環として、地域ボランティアや地域の施設・事業所との連携を通して福祉教育を推進します。
担当課・機関	学校教育課、社会福祉協議会

#### ④ 男女共同参画の推進

概要	男女が、性別にかかわらず、子育てや介護、地域活動などにその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、市民への周知や意識改革のための研修会、セミナーなどを継続的に実施します。
担当課・機関	市民協働課

⑤ 多文化共生に向けた取り組みの推進 **新規**

概要	市内の在住外国人等が地域で安心して就労、生活できるよう、イベントの開催など啓発・交流の機会を設けることで、異文化への理解を促し多文化共生に向けた意識の向上を図ります。
担当課・機関	市民協働課、生涯学習課、学校教育課

⑥ 社会福祉大会の開催

概要	福祉関係者が一堂に会し、地域福祉に対する功労者を表彰するとともに、地域共生社会の意識啓発を図ります。
担当課・機関	社会福祉協議会

市民や地域のみなさんをお願いしたいこと

- 隣近所の人と気軽にあいさつを交わしましょう
- 住民一人ひとりが地域の人々とつながり、役割を持って地域で支え合う「地域共生社会」について考えてみましょう
- 市や社会福祉協議会が開催する講習会やセミナーなどに参加してみましょう



## 1-2 社会参加の推進

### 施策

地域ぐるみで健康づくりや介護予防に取り組むとともに、高齢者や障害のある人が活躍する機会を確保することにより、地域の人々の社会参加を推進します。

### 市による取り組み

#### ① 地域ぐるみの健康づくりの推進

概要	市民が日常生活の中で、運動習慣・食生活改善などの健康づくりを実践できるよう、各種教室の開催や地域の香取市健康推進員の育成を進めます。 また、関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみの健康づくりを推進します。
担当課・機関	健康づくり課、生涯学習課

#### ② 障害者雇用の促進

充実

概要	職場適応援助者（ジョブコーチ）派遣事業、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業の雇用・労働施策を活用した障害者雇用の促進するなど、就労への流れを構築し、職場への定着に向けたよりよい仕組みづくりを図ります。 また、就労継続支援事業所などの障害福祉サービス事業所が、障害のある人にとって継続的な社会参加の拠点となるよう、関係機関の連携強化を通じて工賃向上に取り組めます。
担当課・機関	社会福祉課

#### ③ 高齢者の就労促進

概要	高齢者の就労を促進するため、高齢者の就労にかかる情報を提供するとともに、シルバー人材センターの活動を支援します。また、高齢者の多様な働き方に合わせて、シルバー人材センターの新規会員の確保と受注機会の拡大を図れるよう活動の周知に取り組めます。
担当課・機関	商工観光課

#### ④ 介護予防の推進

概要	介護予防や認知症予防、閉じこもり予防に関する教室・研修会の開催などを通じて、知識の普及を図り、住民主体による予防の取り組みを支援します。
担当課・機関	高齢者福祉課

## ⑤ 高齢者クラブ活動の推進

概要	高齢者の生きがいと健康増進のため、その知識と経験を生かした地域への奉仕活動を行っている高齢者クラブの活動を推進します。
担当課・機関	高齢者福祉課、社会福祉協議会

## ⑥ 生活困窮者の地域活動参加の支援 新規

概要	就労や心身の状況などさまざまな事情から生活困窮状態にある人が生きがいややりがいを見出し、地域の一員として交流が図れるよう支援します。
担当課・機関	社会福祉課

### 市民や地域のみなさんをお願いしたいこと

- いつまでも元気に、健康に過ごせるように、地域で開催される運動教室や栄養教室、介護予防教室に参加して健康づくりに取り組みましょう
- 障害についての理解を深め、障害のある人の就労をサポートしましょう
- やりがい、生きがいを感じられる趣味や仕事を持ちましょう
- 地域での活動に関心がある高齢者の人は、高齢者クラブに参加してみましょう



## 1-3 地域の中の交流の促進

### 施策

住民に身近な地域でサロンやイベントを開催するなど、地域において多様な人々が気軽に参加できる機会を創出し、地域の中での交流を促進します。

### 市による取り組み

#### ① 交流のための多様な場・居場所づくりの推進 新規

概要	地域において、世代や属性を超えて市民同士が気軽に交流するための場・居場所づくりを進めるため、分野や領域を超えた地域づくりの担い手が出会う機会を創出します。
担当課・機関	社会福祉課、市民協働課、社会福祉協議会

#### ② ふれあいサロンの開催

概要	市民同士の気軽な交流のため、ふれあいサロンを開催するとともに、さらに小さな単位での実施を目指し、活動に必要な経費などを助成します。また、ふれあいサロンの活動を担う人材の発掘と育成に取り組みます。
担当課・機関	高齢者福祉課、市民協働課、社会福祉協議会

#### ③ 交流活動拠点の整備

概要	身近な圏域において地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点について、既存施設の利便性の向上や公的施設の活用のほか、空き家・空き店舗、民間施設等の活用も検討します。
担当課・機関	社会福祉課、社会福祉協議会

#### ④ 障害者のイベント等への参加・交流促進

概要	市内で行われる行事やイベントなどについて、障害のある人など誰もが参加し楽しめる企画立案に取り組みます。
担当課・機関	社会福祉課、社会福祉協議会

### 市民や地域のみなさんをお願いしたいこと

- 地域で開催されるサロンやイベント等に、気軽に参加してみましょう
- 地域でサロンを開催するなど、多様な人々が参加し交流できる機会をつくりましょう



## 2-1 地域活動の活性化

### 施策

ボランティアや自治会、住民自治協議会などの各種活動を支援するとともに、連携と協働を推進し、新たな人材の発掘・育成支援を行うことで、地域活動の活性化を図ります。

### 市による取り組み

#### ① ボランティア活動についての情報提供 充実

概要	ボランティア情報について広報紙やホームページ等で発信するとともに、気軽に参加できるボランティア等について、積極的に募集していきます。
担当課・機関	市民協働課、社会福祉協議会

#### ② ボランティア人材の発掘と育成 充実

概要	ボランティア人材の発掘と育成のため、目的別養成講座を継続します。また、初級的な講座から一歩進んだ中級的講座、生活支援の担い手養成講座（制度の狭間を埋める支援）の開講を充実します。 また、有償ボランティアについても検討していきます。
担当課・機関	社会福祉協議会

#### ③ ボランティアセンター機能の強化 充実

概要	ボランティアの育成と団体支援の拠点となるボランティアセンターの運営やボランティアコーディネーターの活動を支援します。 また、ボランティア活動に取り組みたい人とボランティアを求める団体のマッチングを図るためのコーディネート機能を強化します。
担当課・機関	社会福祉協議会

#### ④ 交流会の開催

概要	ボランティアセンター登録者・団体、関心のある人同士の交流会を開催し、地域のニーズや各団体が抱える課題、取組事例について積極的な情報共有・意見交換を図り、連携を強化します。
担当課・機関	社会福祉協議会

⑤ **コミュニティソーシャルワーカーの育成・活用**

概要	地域の課題を把握し、的確なコーディネートが行える人材として、コミュニティソーシャルワーカーの活用について検討し、育成を図ります。
担当課・機関	社会福祉課、社会福祉協議会

⑥ **生活支援体制整備事業の推進** 充実

概要	生活支援コーディネーターを中心に、社会福祉法人、ボランティアや地区社会福祉協議会、NPO、民間企業など、地域の多様な事業主体による生活支援サービスがすべての世代に対する広がりをもって提供される体制を強化します。
担当課・機関	高齢者福祉課

⑦ **市民活動団体の支援**

概要	本市を拠点として活動しているボランティアやNPOなどの市民活動団体を支援します。 また、社会福祉協議会や自治会、住民自治協議会、民生委員・児童委員、ボランティアなどの各種団体同士の情報共有を促進し、連携を図ります。
担当課・機関	市民協働課

⑧ **社会福祉協議会との連携・協働の推進**

概要	地域福祉活動を推進する中核機関として重要な役割を担う社会福祉協議会との連携を強化するとともに、機能の充実を支援します。
担当課・機関	社会福祉課

⑨ **自治会活動活性化の促進**

概要	地域の交流や親睦を目的とした活動等の情報発信や実施を支援し、地域で生活する市民のコミュニティ意識の醸成を図ります。 また、自治会活動の拠点となる地区集会施設などの整備に対する助成を継続し、地域活動の活発化を図ります。
担当課・機関	市民協働課

⑩ **住民自治協議会の活動支援、連携促進**

概要	行政サービスとの協働をより一層促進し、住民自治協議会組織の強化・自立を図ります。また、住民自治協議会の情報発信や協議会同士の情報共有を支援し、新たな担い手を発掘・育成します。
担当課・機関	市民協働課

## ⑪ 民生委員・児童委員、主任児童委員活動の支援

概要	各地区の民生委員・児童委員、主任児童委員同士の情報共有を促進するとともに、市から必要な情報を提供することにより、市民に支援が行き届くようにします。 また、研修会や委員同士の意見交換会などの開催を通じて、資質の向上を図ります。
担当課・機関	社会福祉課

### 市民や地域のみなさんをお願いしたいこと

- 関心のある活動があれば、取り組める範囲でボランティアに参加してみましよう
- 自治会や住民自治協議会、民生委員・児童委員の活動に関心を持ちましよう
- ボランティアや自治会、住民自治協議会の活動を活性化させましよう
- 地域で活動するボランティアや団体は、交流する機会を持ちましよう
- 地域の住民一人ひとり、ボランティア、団体がつながりを持ち、協力して地域の課題解決に取り組ましよう



## 2-2 情報提供・包括的な相談支援体制の充実

### 施策

多様化・複雑化する課題の解決に向けて、福祉の活動や窓口に関する情報提供を充実するとともに、関係機関・団体同士の連携を強化することで、包括的に相談支援ができる体制を整えます。

### 市による取り組み

#### ① 地域福祉活動の情報発信 **充実**

概要	市が発行している「広報かとり」やホームページ等において、市民のニーズに対応した情報を提供します。また、市民が情報を入手しやすいよう、SNS等を活用するとともに、福祉に関する情報を分野横断的にまとめたポータルサイト等の開設を検討します。
担当課・機関	社会福祉課、社会福祉協議会

#### ② 福祉相談窓口の充実 **充実**

概要	高齢者福祉、障害者福祉、生活困窮、子育て支援や健康づくりに関して窓口機能の充実を図ります。 また、分野を超えた地域生活課題について総合的に相談に応じ、制度の狭間にも対応できるよう、関係機関と連絡調整を行う体制を強化します。
担当課・機関	社会福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、健康づくり課

#### ③ 相談関係者の連携強化 **充実**

概要	地域包括支援センター、障害者支援センター、自立支援相談センター、こども家庭センターなどの専門機関、関係機関との連携を強化し、適切な対応とコーディネート機能の充実を図ります。また、複雑化した相談に対しては、各機関が適切な連携を図れるよう支援します。
担当課・機関	社会福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、健康づくり課

#### ④ DV（ドメスティック・バイオレンス）対策

概要	DV被害に対応するための相談や必要に応じて緊急一時保護を行うなど、関係機関との連携体制を強化してDV被害者への支援に取り組みます。
担当課・機関	市民協働課

## 市民や地域みなさんをお願いしたいこと

- 地域の活動や福祉サービスなどについて、調べてみましょう
- 相談できる窓口を知り、困っている人がいたら紹介しましょう
- 地域で活動するボランティアや団体は、積極的に情報を発信しましょう



## 2-3 サービスの質の向上

### 施策

誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、サービスの質の向上を図り、支援を必要とする人が必要なサービスを適切に利用できる体制を整えます。

### 市による取り組み

#### ① 障害者の福祉サービスの充実

概要	障害者および障害児の自立を支援するとともに、福祉の増進を図るため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に基づく障害福祉サービスと障害者基本法に基づく市の福祉サービスを提供します。
担当課・機関	社会福祉課

#### ② 高齢者福祉支援

概要	高齢者の生活を支援し、介護予防を推進するために、介護保険法に基づく介護保険サービスと市の高齢者福祉サービスの充実を図ります。また、中核を担う地域包括支援センターの体制強化と関係機関との連携強化を図ります。
担当課・機関	高齢者福祉課

#### ③ 子どもを生き育てる支援の充実

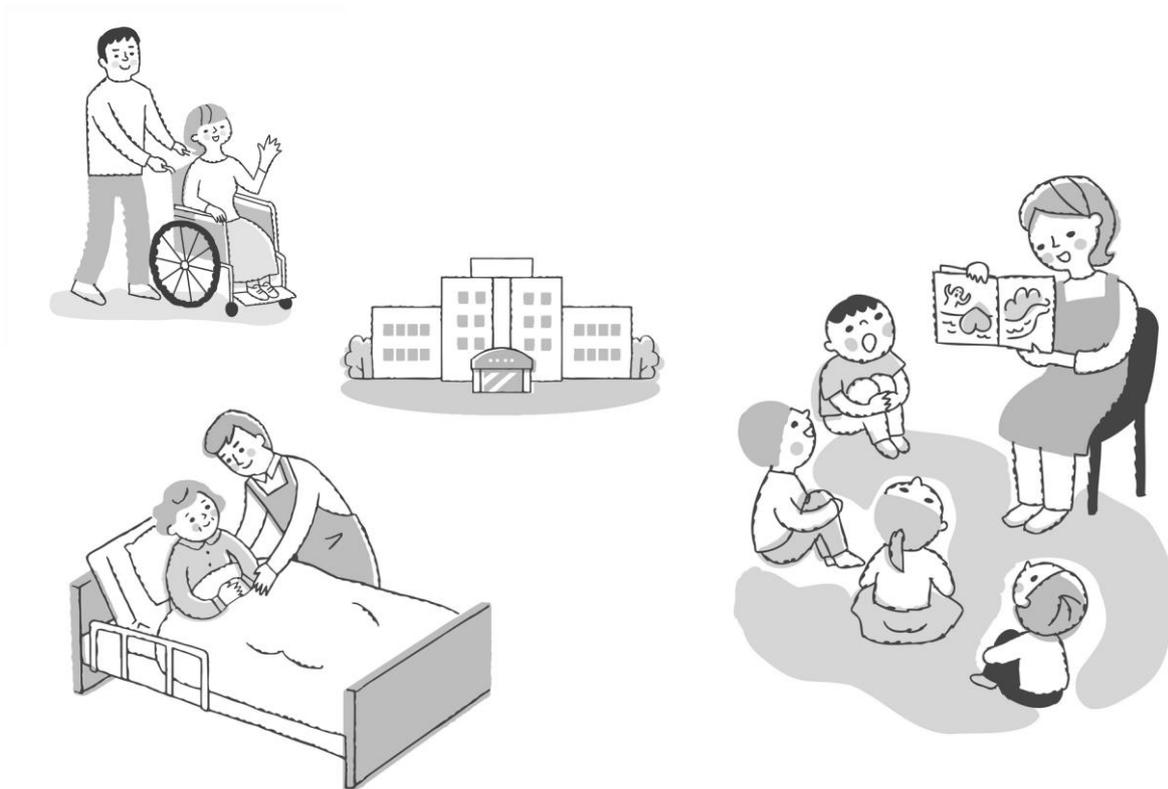
概要	子どもと家庭の多様なニーズに対応できるよう、子ども・子育て支援サービスの充実と情報の周知に取り組みます。また、妊娠から子育て期まで切れ目ない支援を行う、こども家庭センターの機能強化を図ります。
担当課・機関	子育て支援課、健康づくり課、生涯学習課、学校教育課

#### ④ 生活困窮者への支援の充実

概要	生活保護受給者に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者への相談支援や就労・自立の促進に取り組みます。 また、低所得世帯を対象に、生活福祉資金や小口資金の貸し付けを行います。
担当課・機関	社会福祉課、社会福祉協議会

## 市民や地域のみなさんをお願いしたいこと

- 自分や家族に必要なサービスについて知り、適切に利用しましょう
- 地域に支援を必要とする人がいたら、利用できるサービスを紹介しましょう





### 3-1 災害対策の推進

#### 施策

災害に備え、平時からの見守り活動を充実させるとともに、避難所の周知や防災訓練などの実施により災害対策を推進します。

#### 市による取り組み

##### ① 見守り活動の推進

概要	ひとり暮らしの高齢者や障害者など、災害発生時の避難等に特に支援を必要とする人（避難行動要支援者）について、地域・行政・関係機関の協働による平時からの見守りを強化し、災害時においても円滑に支援できるよう取り組みます。
担当課・機関	社会福祉課、高齢者福祉課、社会福祉協議会

##### ② 自主防災組織への支援 充実

概要	自主防災組織における資機材の整備、訓練などへの支援を通して、自主防災組織の活性化を図ります。 また、自助・互助・共助による地域防災力の向上を図るため、市全域での自主防災組織設立を目指し、引き続き、啓発・支援を行います。
担当課・機関	総務課

##### ③ 防災訓練・避難訓練の実施

概要	高齢者や障害者、乳幼児、妊婦など、災害時に特に配慮を要する人（要配慮者）の避難支援に重点を置く、地震・洪水・土砂災害別の訓練等を計画、実施します。また、要配慮者利用施設における避難確保計画の運用および訓練実施を支援します。
担当課・機関	総務課、社会福祉課

##### ④ 避難行動要支援者支援体制の構築 充実

概要	避難行動要支援者名簿を適正管理するとともに、災害時の避難を実効性のあるものとするため、優先すべき要支援者の個別避難計画の策定を進めます。また、地区の自主防災組織を通じて助け合いの体制を整えます。
担当課・機関	総務課、社会福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、健康づくり課

## ⑤ 避難場所の周知

概要	災害種別ごとに指定している避難場所等の周知を徹底するとともに、避難行動に対して適切な情報伝達に努めます。
担当課・機関	総務課

## ⑥ 避難所の整備 充実

概要	避難所設置の際には、衛生面やプライバシーにも配慮し、避難者が安心して避難できるよう努めます。 福祉避難所への避難が必要な人が円滑に避難できるよう、避難場所の拡充に努め、受け入れ態勢を整えます。
担当課・機関	総務課、社会福祉課

## ⑦ 災害ボランティアセンターの開設

概要	地震や風水害に見舞われた際、市の災害対策本部と連携し、被災者の自立とその生活を支援するため、ボランティアの力と被災者をつなげます。また、平時から、円滑にボランティアセンターが開設・運営できるよう体制を整えます。
担当課・機関	市民協働課、社会福祉協議会

### 市民や地域のみなさんをお願いしたいこと

- 自分が住む地域の避難場所と避難経路を把握しておきましょう
- 防災訓練などに参加しましょう
- 災害時に支援が必要な方は、事前に見守りネットワークに登録をするなど自ら備えましょう
- 地域に見守りが必要な人がいたら、災害時の避難について話し合っておきましょう



## 3-2 防犯・交通安全対策の推進

### 施策

防犯意識を高めるための情報提供や防犯パトロールの実施、交通安全意識を高めるための取り組みを通じて、防犯・交通安全対策を推進します。

### 市による取り組み

#### ① 防犯パトロールの実施

充実

概要	防犯パトロール隊の活動を支援するとともに、青パト講習会への参加も積極的に呼びかけ、地域ぐるみの防犯活動を推進します。また、地域において防犯パトロール隊を担う人材の発掘にも取り組みます。
担当課・機関	環境安全課、学校教育課、社会福祉協議会

#### ② 防犯情報の提供と環境整備

概要	防犯意識を高めるため、情報提供の手段を工夫して啓発活動に取り組みます。 また、防犯灯の設置や広報無線を活用した広報活動にも力を入れ、犯罪の起こりにくい環境整備に努めます。
担当課・機関	環境安全課

#### ③ 交通安全意識の高揚

充実

概要	交通ルール遵守と交通安全意識の高揚を図るため、交通安全教室を該当年に即した内容となるよう見直しをしながら実施し、地域で意識啓発が図れる体制を整えます。 また、市民の交通安全を確保するため、危険箇所などの把握に努めます。
担当課・機関	環境安全課

#### ④ 交通安全施設の整備

概要	交通事故を防ぐため、適切な交通安全施設の整備に努めます。 また、香取市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の危険箇所の改善に向けて取り組みます。
担当課・機関	環境安全課、土木課、学校教育課

## 市民や地域のみなさんをお願いしたいこと

- 地域の安全のために、日頃から見守りの意識を持ちましょう
- 多発する特殊詐欺などの被害にあわないよう、最新の情報を入手するよう心がけましょう
- 交通ルールを守り、交通安全を心がけましょう



### 3-3 移動等快適な生活環境の整備

#### 施策

誰もが円滑に移動できるような各種サービスの充実を図るとともに、道路や施設のバリアフリー化を進め、移動等快適な生活環境を整備します。

#### 市による取り組み

##### ① 乗合タクシー等の利便性向上 充実

概要	乗合タクシーや循環バス、路線バスの再編など、市民の実情に合わせて交通手段の利便性の向上を図ります。
担当課・機関	企画政策課

##### ② 移動サービスの充実 充実

概要	移動手段を確保できない人のために、通院タクシー事業や高齢者等移送支援サービスを継続するとともに、地域における有償ボランティア輸送を支援します。 また、生活支援体制整備事業等を活用し、さまざまな社会資源との連携のもと、移動にかかる各種サービスを検討します。
担当課・機関	社会福祉課、高齢者福祉課

##### ③ 道路整備の推進

概要	関係課・関係機関との連携をより密にし、狭隘箇所の解消や歩行者の安全確保など、道路の安全対策の向上を図ります。
担当課・機関	土木課

##### ④ 公共施設や公共的施設のユニバーサルデザインの推進

概要	市の公共施設、民間の公共的施設などについて、施設の新築・増改築等にあわせて、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を充実します。
担当課・機関	財政課

#### 市民や地域のみなさんをお願いしたいこと

- 移送を支援するボランティア等に協力しましょう
- 危険箇所や利用困難な公共設備があれば、市に連絡しましょう

## 第5章 成年後見制度利用促進基本計画

### 1 計画策定の背景と目的

#### (1) 権利擁護と成年後見制度

近年、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者が増えており、今後も身寄りがないことで生活に困難を抱える人の増加が見込まれています。成年後見制度は、認知症や知的障害、その他の精神上的の障害があることにより判断能力が十分でない方の権利を守る重要な手段の一つで、財産の管理や契約手続きなどを支援することによって、本人の地域生活を支える役割を果たしています。

日本では、平成 12 年に成年後見制度が開始されましたが、十分に利用されていない状況に鑑み、平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、翌年には国の「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。それにより、本人の意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用が進みつつあり、今後ますます増大、多様化する権利擁護支援ニーズへの対応とさらなる施策の推進を図るため、令和 4 年に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。

同計画では、地域共生社会の実現に向けて権利擁護支援を推進していくこと、尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう制度の運用改善を図ること、権利擁護支援を身近なものにするための仕組みづくりを進めることが基本的な考え方として示されています。

#### ◆ 国の動向

年	計画	主な内容
平成 28 年	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行	成年後見制度の利用の促進にかかる基本理念と基本方針を定め、制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
平成 29 年	「成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年度～令和 3 年度）」閣議決定	基本的な考え方として、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、財産管理のみならず身上保護も重視することが示された。
令和 4 年	「第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和 4 年度～令和 8 年度）」閣議決定	基本的な考え方として、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進、尊厳のある本人らしい生活を継続するための制度の運用改善、司法による権利擁護支援を身近にする仕組みづくりが示された。

#### (2) 策定の趣旨

本市では、認知症や障害などにより判断能力が不十分な人も、また、将来不十分になったときも、住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活を継続できるよう、権利擁護支援を推進するため、「香取市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

### (3) 成年後見制度の概要

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続きなど）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結など）の法律行為を一人で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよく分からないままに契約を結んでしまい、悪質商法などの被害にあう恐れもあります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援を行うのが成年後見制度です。成年後見制度には、大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

#### ○ 法定後見制度

法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になった後で、家庭裁判所が職権で成年後見人等を選任する制度です。本人の判断能力の程度などに応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

#### ◆ 法定後見制度の3つの類型

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、4親等以内の親族、検察官、市町村長など		
成年後見人等の同意が必要な行為（同意権）	日常生活に関する行為以外の行為	借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築など、民法第13条第1項所定の行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為
成年後見人等が取り消すことができる行為（取消権）			
成年後見人等が代理することができる行為（代理権）	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為	

#### ◆ 法定後見制度の利用の流れ



法定後見制度を利用するためには、家庭裁判所に申立てを行う必要があります。市の窓口や成年後見制度に関わっている専門職の団体等に相談し、申立てに必要な書類、申立手数料などの費用の準備を行います。申立ての後、家庭裁判所が後見等の開始の審判、成年後見人等の選任を行い、支援が開始されます。身寄りがないなど、本人が申立てを行うことができない場合には、市長が本人に代わって申立てを行うことができます。

## ○ 任意後見制度

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を結んでおく制度です。

本人の判断能力が低下した後、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じ、任意後見人は契約で委任された事務を本人に代わって行います。

### ◆ 任意後見制度の利用の流れ



任意後見制度を利用するためには、本人の判断能力が十分なうちに、自らが選んだ任意後見人に代わりにしてもらいたいことを公正証書による任意後見契約で決め、契約を結んでおきます。実際に本人の判断能力が低下した際、家庭裁判所に任意後見監督人（任意後見人が契約の内容どおりに適正に仕事をしているかを監督する人）選任の申立てを行い、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、任意後見契約の効力が発生します。それにより、任意後見人は任意後見監督人の監督のもと、契約で定められた特定の法律行為を本人に代わって行うことができます。

## 2 計画の位置付け

「成年後見制度利用促進基本計画」は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年施行）第 14 条の規定に基づき、本市における同制度の利用の促進に関する施策について定めた基本的な計画として策定するものです。

### ◆ 成年後見制度の利用の促進に関する法律

#### 第 14 条（市町村の講ずる措置）

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

また、本計画の策定においては、「香取市高齢者保健福祉計画」、「香取市障害者基本計画」との整合を図り、福祉分野の上位計画である「香取市地域福祉計画」と一体的に策定することで、本計画の取り組みをより一層推進することとします。

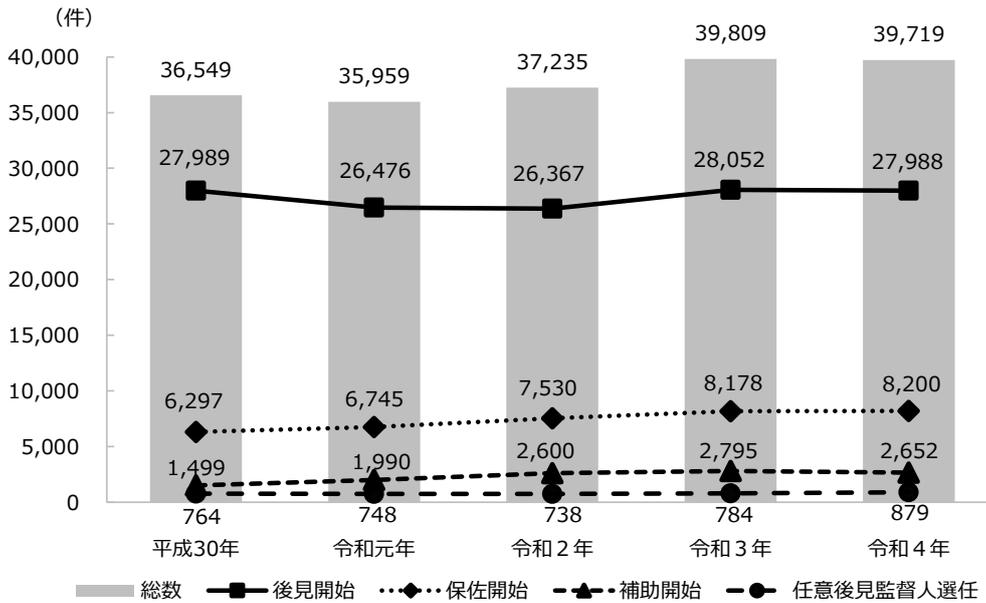
### 3 成年後見制度を取り巻く現状

#### (1) 統計データ

##### ◆ 国の状況

全国における成年後見制度の申立件数の総数は、令和2年から令和3年にかけて増加し、令和4年時点で39,719件となっています。後見人等の内訳でみると、保佐開始については年々増加傾向にあります。

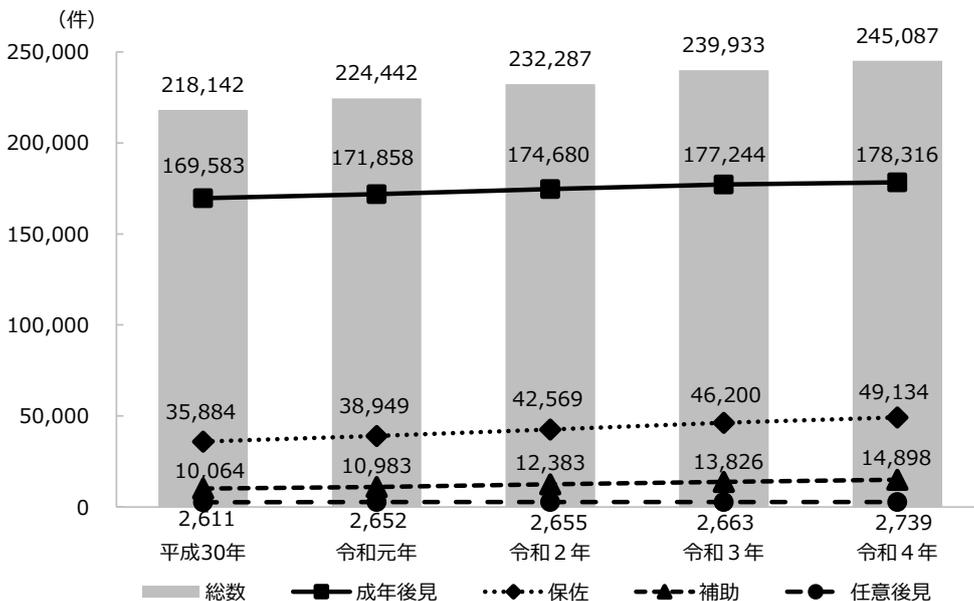
図 47 成年後見制度の申立件数の推移



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）」

成年後見制度の利用者数については、年々増加しています。

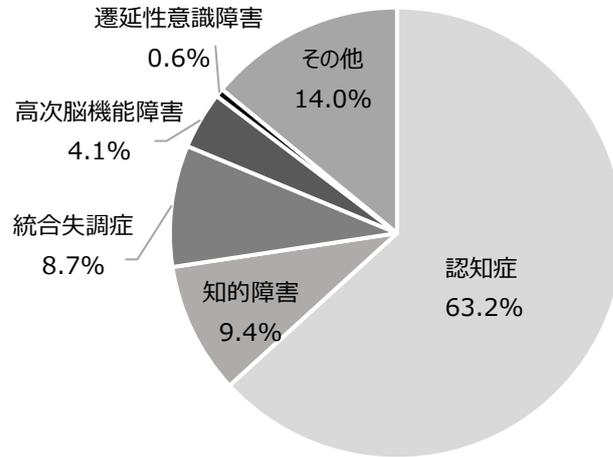
図 48 成年後見制度の利用者数の推移



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）」

成年後見制度の開始原因としては、認知症が6割以上を占めており最も多くなっています。このほか、知的障害、統合失調症がそれぞれ約1割程度となっています。

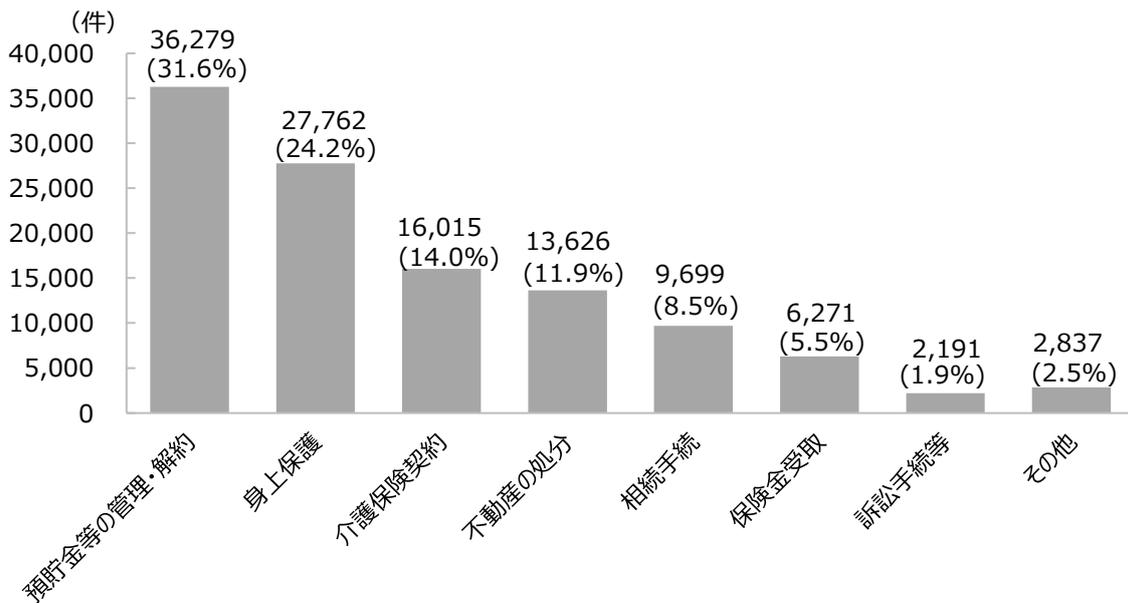
図 49 開始原因別割合



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）」

成年後見制度の申立ての主な動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多くなっています。次いで、身上保護が多くなっています。

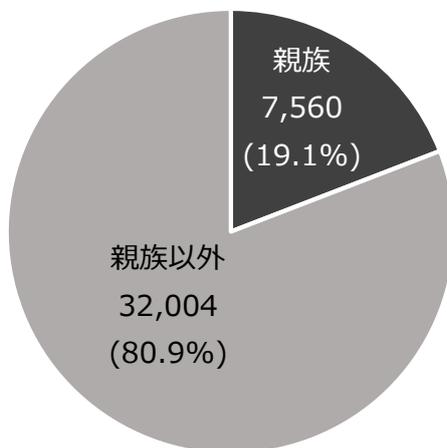
図 50 申立ての動機別件数・割合



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）」

成年後見人等と本人との関係としては、親族（配偶者、親、子、兄弟姉妹およびその他親族）が約2割となっており、親族以外が約8割を占めています。

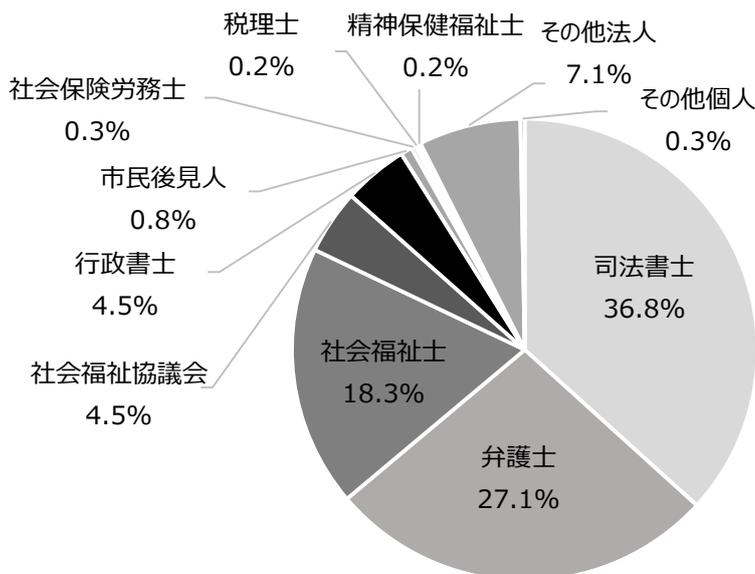
図 51 成年後見人等と本人との関係別件数・割合



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）」

成年後見人等の「親族以外」の内訳としては、司法書士が36.8%と最も多く、次いで弁護士が27.1%、社会福祉士が18.3%となっています。

図 52 成年後見人等の「親族以外」の内訳



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）」

◆ 本市の状況

本市における市長後見申立て件数の推移として、令和3年に前年の件数から5倍に増えており、高齢者の権利擁護支援のニーズが高くなっています。

表 3 本市における成年後見市長申立て件数の推移

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数		4	5	2	11	12
内訳	社会福祉課（障がい者支援班）	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)
	高齢者福祉課	(4)	(3)	(1)	(11)	(12)

資料：香取市社会福祉課提供データ

## (2) アンケート調査結果

成年後見制度に対する理解として、「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」という人が最も多くなっています。

また、前回調査（平成 29 年度実施）と比較すると、「制度は知っているが、活用する必要がない」という人は減少し、「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」という人が増えてい

図 53 成年後見制度に対する理解【一般市民】

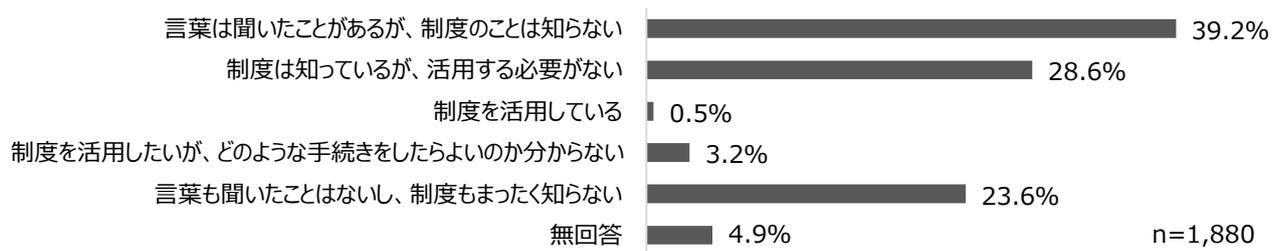
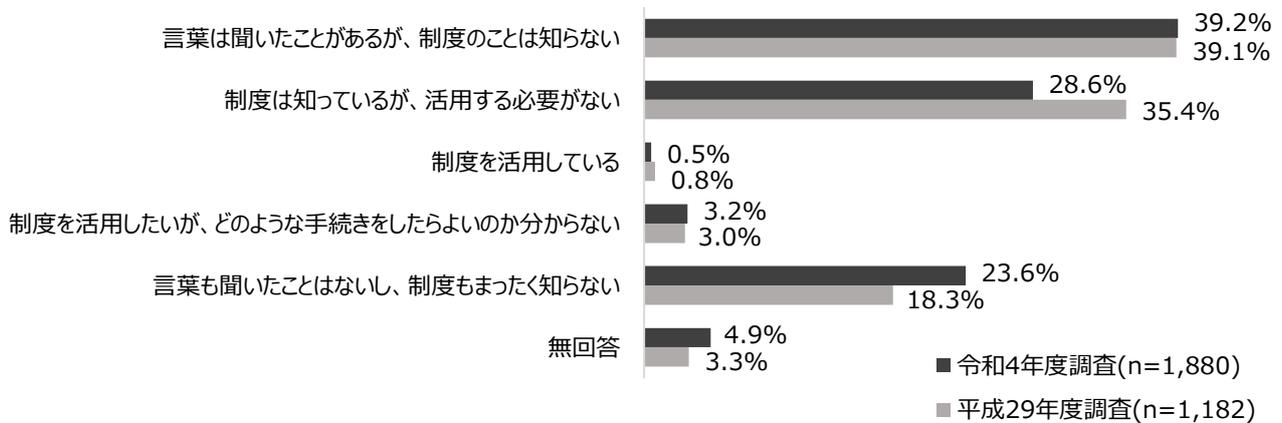
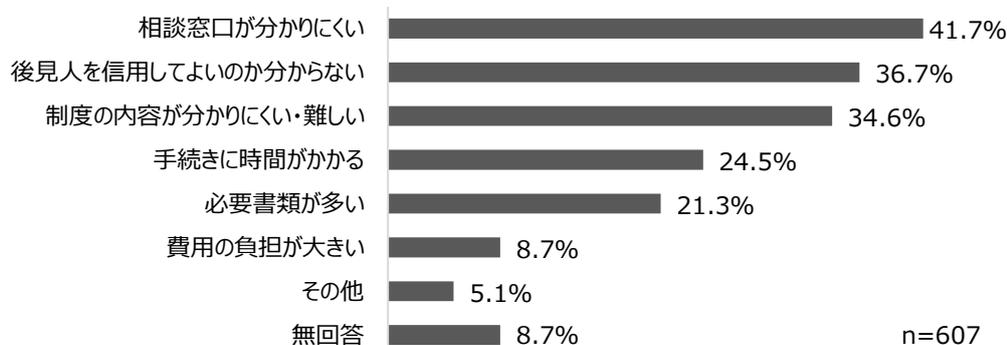


図 54 前回調査との比較（成年後見制度に対する理解）



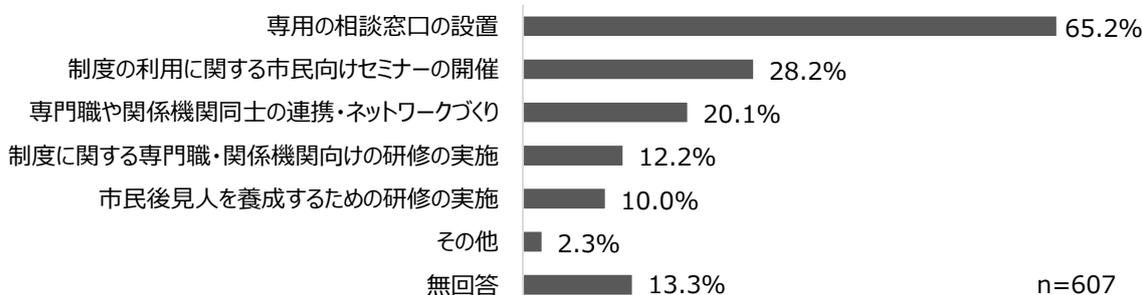
成年後見制度を知っている人、活用している人、活用を検討している人が持つ制度に対するイメージとしては、「相談窓口が分かりにくい」という回答が最も多く挙げられています。次いで、「後見人を信用してよいのか分からない」「制度の内容が分かりにくい・難しい」という回答も多くなっています。

図 55 成年後見制度に対するイメージ【一般市民】



成年後見制度を利用しやすくするために、本市に求めることとしては、「専用の相談窓口の設置」が65.2%と最も多くなっています。

図 56 成年後見制度を利用しやすくするために、本市に求めること【一般市民】





## 4-1 権利擁護に関する意識啓発・理解の促進

### 施策

権利擁護支援の必要性について理解を深め、成年後見制度の普及を図るため、市民や制度を運用する関係機関・関係団体に向けて、啓発・周知を行います。

### 市による取り組み

#### ① 権利擁護・人権に関する意識啓発 充実

概要	すべての市民を対象に、権利擁護支援や人権に関するセミナー、講演会等を開催します。人権や意思決定支援の考え方、権利擁護支援のための制度などについて学ぶ機会を提供し、意識啓発を図ります。
担当課・機関	社会福祉課、市民協働課、社会福祉協議会

#### ② 成年後見制度の周知・情報発信 充実

概要	地域包括支援センターや障害者支援センター、自立支援相談センターなど、福祉関係者に向けて、成年後見制度の内容や手続き、連携体制について周知し、適切な制度の利用につなげます。 また、市民に向けては、パンフレットやホームページ、講座等の場において、制度について理解しやすいよう工夫して情報発信を行います。
担当課・機関	社会福祉課、高齢者福祉課

### 市民や地域みなさんをお願いしたいこと

- 権利擁護について学ぶ講座やセミナーに参加してみましょう
- 権利擁護の必要性や成年後見制度等の利用について、身近な人と話し合ってみましょう

## 4-2 権利擁護を支援する体制の整備

### 施策

権利擁護を必要とする人が必要な支援を得られるよう、相談窓口の周知とともに、関係機関・団体の理解を深め、連携を図ることにより、地域における権利擁護の支援体制を整えます。

### 市による取り組み

#### ① 権利擁護・人権を守る相談窓口の周知 **充実**

概要	権利擁護・人権それぞれの相談窓口について、広報紙やホームページへの掲載等を通じて、周知を図ります。
担当課・機関	社会福祉課、高齢者福祉課、市民協働課、社会福祉協議会

#### ② 権利擁護を支援する関係者の理解促進 **充実**

概要	権利擁護を必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、地域包括支援センターや障害者支援センター、民生委員・児童委員等の関係者に対して、成年後見制度に関する研修会等を開催し、理解の促進を図ります。
担当課・機関	社会福祉課、高齢者福祉課

#### ③ 地域連携ネットワークの構築 **新規**

概要	成年後見制度利用支援事業の相談窓口の機能を強化するとともに、かとり成年後見支援センター（香取市社会福祉協議会）や職能団体などの関係機関との連携、中核機関の設置についての検討を進め、地域連携ネットワークの構築に取り組みます。
担当課・機関	社会福祉課、高齢者福祉課

### 市民や地域みなさんをお願いしたいこと

- 権利擁護について相談できる窓口を知り、支援が必要な人がいたら紹介しましょう
- 後見人等としての活動に関心がある専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）の人は、各専門職団体等が実施する養成講座に参加してみましょう

## 4-3 成年後見制度等の利用の促進

### 施策

すべての人が安心して住み慣れた地域での生活を続けられるよう、他の権利擁護支援策と併せて、成年後見制度の適切な利用を推進します。

### 市による取り組み

#### ① 日常生活自立支援事業の推進

概要	福祉サービスの利用や日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障害のある人が地域で安心して生活できるよう支援します。
担当課・機関	社会福祉協議会

#### ② 成年後見事業の推進

概要	判断能力が不十分な方々が財産侵害や人としての尊厳が損なわれることのないよう、市長による成年後見等の申立てや成年後見人等への報酬助成を行い、制度の利用を支援します。 また、法人が成年後見人等になり法律面や生活面で支援できるよう取り組みを進めます。
担当課・機関	社会福祉課、高齢者福祉課、社会福祉協議会

#### ③ 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携の推進 充実

概要	日常生活自立支援事業の利用者が成年後見制度への移行が必要になったときも、安心して地域での生活を続けられるよう、各事業の関係者・関係機関の連携を進めます。 また、ガイドラインを利用した、身寄りのない人への支援や判断能力の低下に伴う権利擁護が必要な人についても、地域ケア会議等を開催し、支援を進めていきます。
担当課・機関	社会福祉課、高齢者福祉課、社会福祉協議会

### 市民や地域のみなさんをお願いしたいこと

- ご自身や身近に判断能力に不安のある人がいたら、窓口にご相談に行きましょう

## 第6章 再犯防止推進計画

### 1 計画策定の背景と目的

#### (1) 計画策定の背景

全国における刑法犯の認知件数は平成 14 年をピークに減少を続けており、日本は諸外国と比べても治安の良さが示されています。一方、検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は増加傾向にあり、令和 4 年には 47.9%と、刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。人々が安全に、安心して暮らす社会を実現するには、再犯の防止に向けた取り組みの必要性と重要性が再認識されるようになりました。

そのような中、平成 28 年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、翌年には国の「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。同計画には、再犯防止推進法の基本理念をもとに設定された 5 つの基本方針と 7 つの重点課題が示されています。令和 4 年に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」においても、その基本方針は踏襲され、施策の実施者が目指すべき方向・視点として示されています。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境など、さまざまな生きづらさや困難を抱える人も少なくありません。また、出所時に住居や就労先がなく生活が不安定な人や、高齢や障害など福祉的な支援が必要な人もいます。そのような人の再犯を防止するためには、刑事司法上の手続きにとどまらず、地域においても関係機関・団体が協力して継続的に社会復帰を支援していくことが大切です。

一方で、再犯の防止等の取り組みにおいては、犯罪によりさまざまな苦しみを抱えた犯罪被害者等が存在することを十分に認識することも重要です。これを踏まえた上で、本市では「再犯防止推進計画」を策定し、さらなる犯罪被害の防止に取り組み、安全に安心して暮らせる社会を目指します。

#### ◆ 国の動向

年	計画	主な内容
平成 28 年	「再犯の防止等の推進に関する法律」施行	基本理念と施策の基本事項を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにし、再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
平成 29 年	「再犯防止推進計画(平成 30 年度～令和 4 年度)」閣議決定	再犯の防止等に関する政府の施策を定めた初めての計画として、5 つの基本方針と 7 つの重点課題、115 の具体的施策が示された。
令和元年	犯罪対策閣僚会議にて「再犯防止推進計画加速化プラン」決定	第一次計画の施策のうち、より重点的に取り組むべき課題への対応を加速化させるため、策定された。
令和 4 年	「第二次再犯防止推進計画(令和 5 年度～令和 9 年度)」閣議決定	第一次計画の基本方針を踏襲し、新たな方向性として、個々の対象者の主体性の尊重、それぞれが抱える課題に応じた息の長い支援、相談拠点や地域の支援ネットワーク拠点の構築について示された。

## ◆ 千葉県の動向

年	計画	主な内容
平成 30 年	「千葉県地域再犯防止推進モデル事業（3 か年事業）」実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の「再犯防止推進計画」を踏まえ、国と地方公共団体の協働により地域における効果的な再犯防止対策のあり方を検討するためのモデル事業。</li> <li>犯罪をした人が出所後から地域生活を送るまでの支援のあり方について検討し、成果をもとに国への提案を行い、県の計画策定方針を決定した。</li> </ul>
令和 4 年	「千葉県再犯防止推進計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル事業を通じて具体的な成果が得られた「社会復帰に向けた包括的な支援体制の整備」をはじめ、7 つの具体的な取り組みが掲げられている。</li> </ul>

## ◆ 「第二次再犯防止推進計画」における 5 つの基本方針

1. 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
2. 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
3. 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
4. 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
5. 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

## (2) 策定の趣旨

本市では、すべての人が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現を目指して、犯罪を未然に防ぐとともに、犯罪や非行をした人もさまざまな生きづらさや困難を抱えた地域社会の一員として迎え、社会全体で再犯防止に取り組むため、「香取市再犯防止推進計画」を策定します。

### (3) 用語の解説

---

#### ○ **地域生活定着支援センター**

福祉的支援が必要と考えられる刑務所出所者や起訴猶予等により釈放する被告人等について、矯正施設、保護観察所、検察庁等と連携して福祉サービスを受けられるよう調整を行っている。

#### ○ **中核地域生活支援センター**

子ども、障害のある人、高齢者など、誰もがありのままにその人らしく暮らすことができる地域社会を実現するため、千葉県が独自に設置する福祉の総合相談窓口。制度の狭間や複合的な課題を抱えた方など、地域で生きづらさを抱えた方に対して、24時間365日体制で、分野横断的に包括的な相談支援、関係機関との調整、権利擁護などを行っている。

#### ○ **保護観察所**

各地方裁判所の管轄区域ごとに置かれ、犯罪をした人や非行のある少年に対して更生のための指導と支援を行う。保護観察のほか、生活環境の調整、更生緊急保護、犯罪予防活動などを行う。

#### ○ **保護司**

矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院の総称）から出所・出院した人を含め、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員のこと。保護観察の実施や犯罪予防活動など、更生保護に関する活動を行う。

#### ○ **更生保護女性会**

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

#### ○ **BBS会（BBS：Big Brothers and Sisters）**

非行のある少年や悩みをもつ子どもに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動を行う青年のボランティア団体。

#### ○ **協力雇用主**

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支える民間の事業主。

#### ○ **保護観察**

犯罪をした人や非行のある少年が、社会の中で健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督、補導援護を行うこと。刑務所の仮釈放者や保護観察付きの執行猶予者、家庭裁判所で保護観察処分を受けた少年、少年院の仮退院者、婦人補導院の仮退院者を対象とする。

#### ○ **特別調整**

高齢者または障害のある人で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、地域生活定着支援センターや矯正施設、保護観察所等の関係機関が連携して、矯正施設出所後すみやかに必要な福祉サービス等につなげる取り組み。

## 2 計画の位置付け

「再犯防止推進計画」は、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年施行）第 8 条第 1 項の規定に基づき、本市における再犯の防止等に関する施策の推進について定めた「地方再犯防止推進計画」として策定するものです。

### ◆ 再犯の防止等の推進に関する法律

#### 第 8 条（地方再犯防止推進計画）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

また、本計画の策定においては、福祉分野の各計画との整合を図り、「香取市地域福祉計画」と一体的に策定することで、本計画の取り組みをより一層推進することとします。

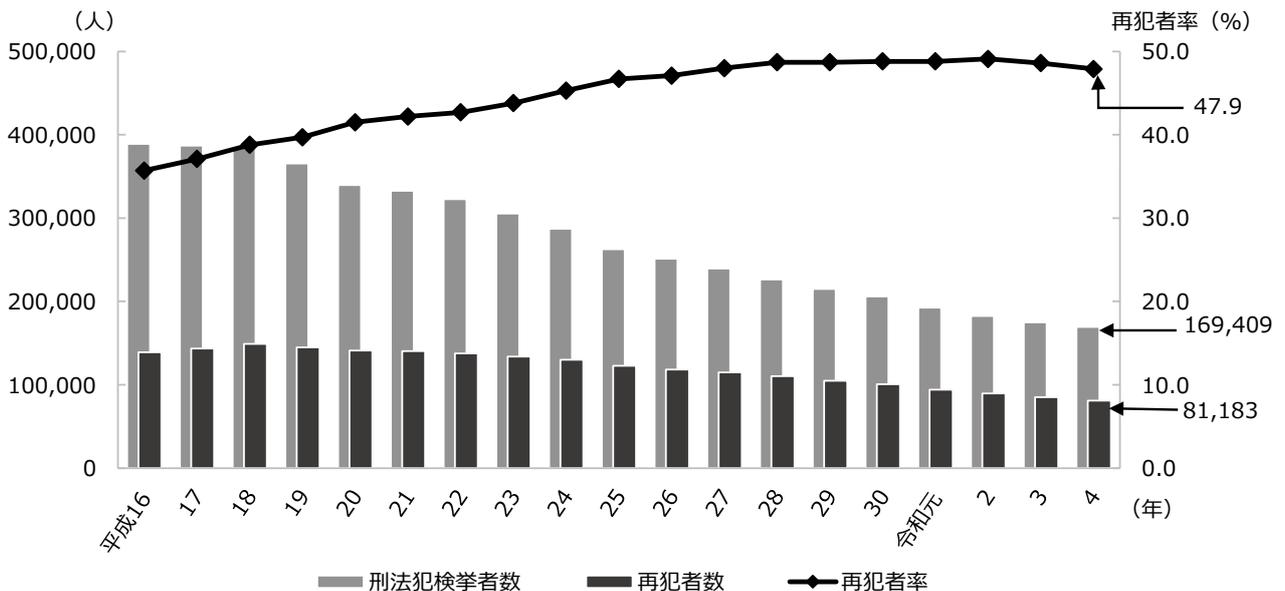
## 3 再犯防止を取り巻く現状

### (1) 統計データ

#### ◆ 国および千葉県の状況

全国の刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合（再犯者率）の傾向として、これまで年々増加傾向にありましたが、近年は 48～49%程度で推移しています。

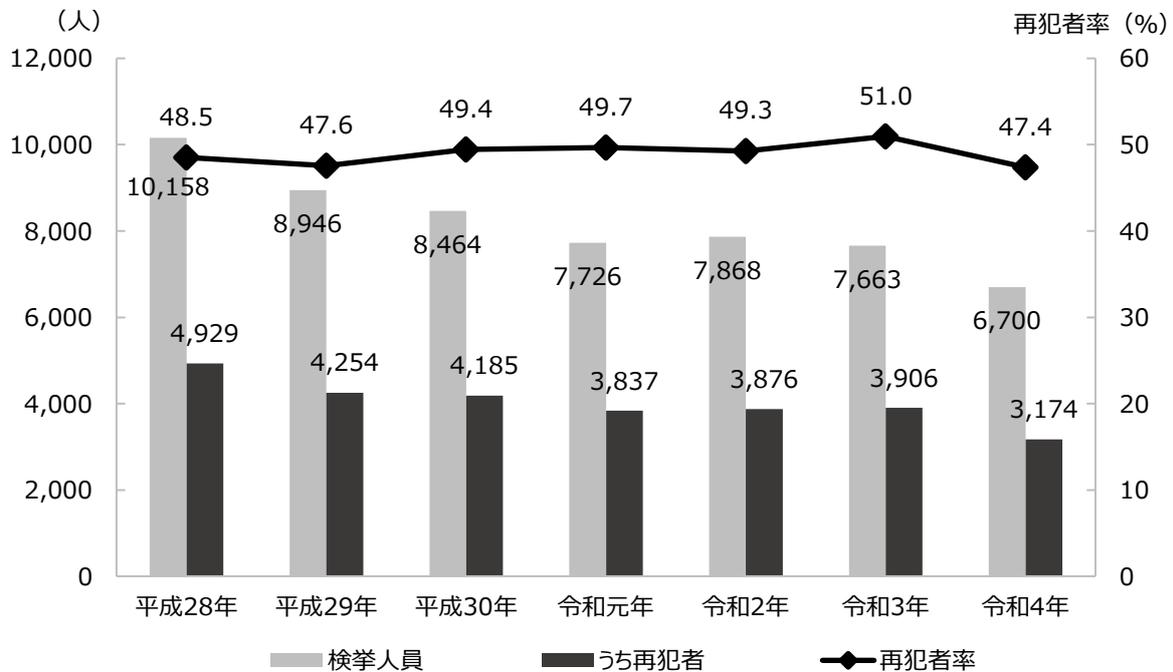
図 57 刑法犯検挙者中の再犯者数および再犯者率の推移（全国）



資料：平成 16 年～令和 3 年：令和 4 年版再犯防止推進白書  
令和 4 年：千葉県提供資料「令和 5 年再犯防止に関する統計データ（都道府県別）」

千葉県における刑法犯検挙者中の再犯者率は、令和3年に増加がみられましたが、ほぼ横ばいで推移しています。令和4年時点で47.4%となっており、全国の47.9%（令和4年）と同じ水準にあります。

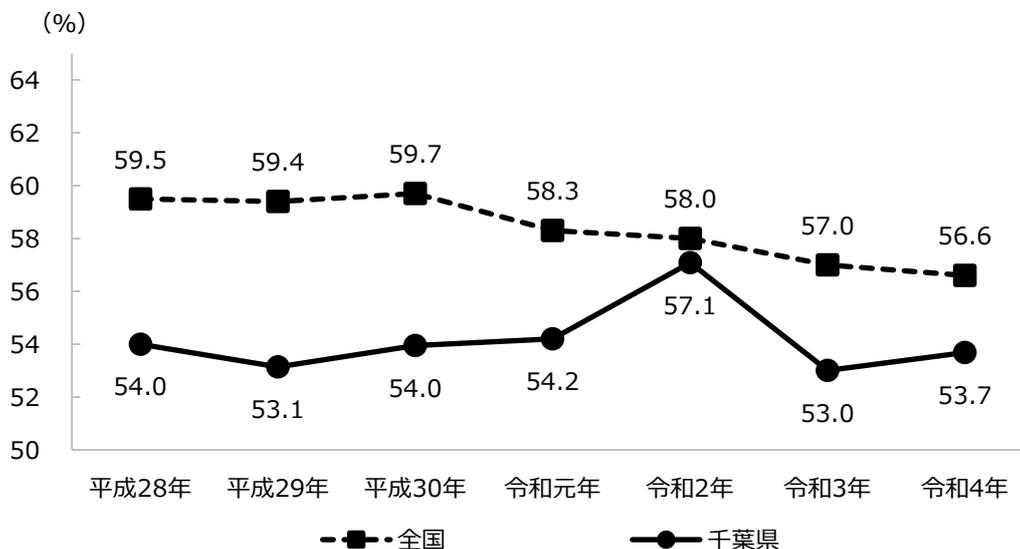
図 58 刑法犯検挙者中の再犯者数および再犯者率の推移（千葉県）



資料：千葉県提供資料「令和5年再犯防止に関する統計データ（都道府県別）」

新受刑者中の再入者の割合（再入者率）について、全国では平成30年以降減傾向にあり、令和4年時点で56.6%となっています。千葉県では、全国よりも低い水準にありますが、令和2年に大きな増加がみられ、その後減少したものの、令和4年は前年よりも0.7ポイント増加しています。

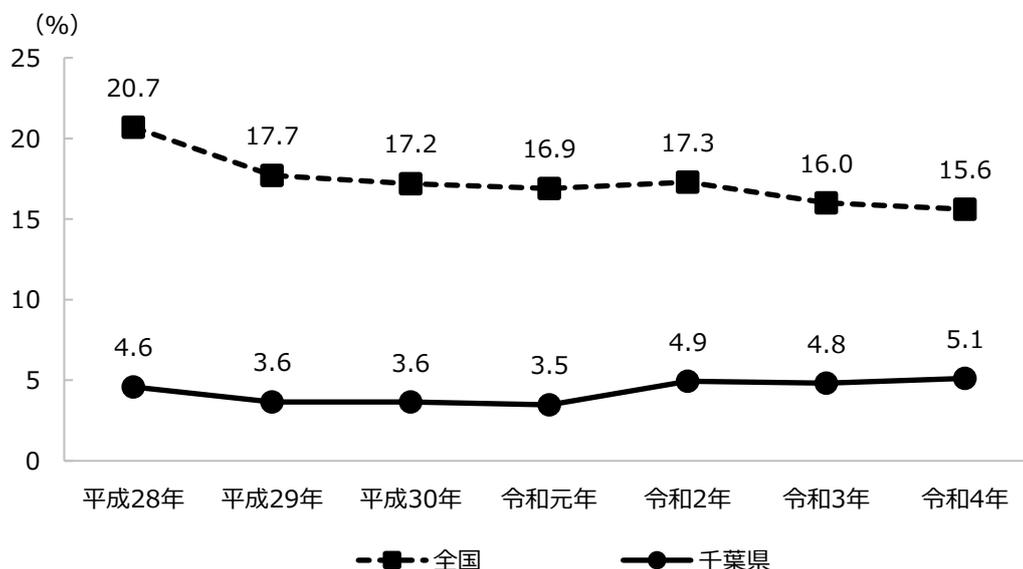
図 59 新受刑者中の再入者率



資料：千葉県提供資料「令和5年再犯防止に関する統計データ（都道府県別）」

刑務所出所時に適切な帰住先がない者の割合について、千葉県は全国よりも低い水準にあります。一方で、全国では減少傾向がみられるものの、千葉県では令和4年時点で5.1%と、平成28年以降では最も高くなっています。

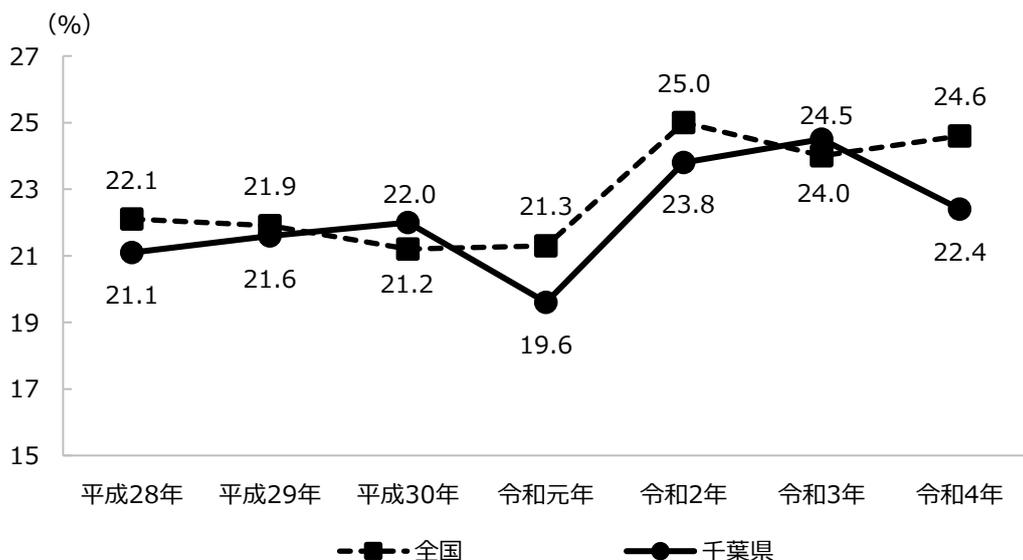
図 60 刑務所出所時に帰住先がない者の割合



資料：千葉県提供資料「令和5年再犯防止に関する統計データ（都道府県別）」

保護観察終了時に無職である者の割合について、千葉県では令和3年に全国の水準を上回りましたが、令和4年には減少し、22.4%となっています。

図 61 保護観察終了時に無職である者の割合

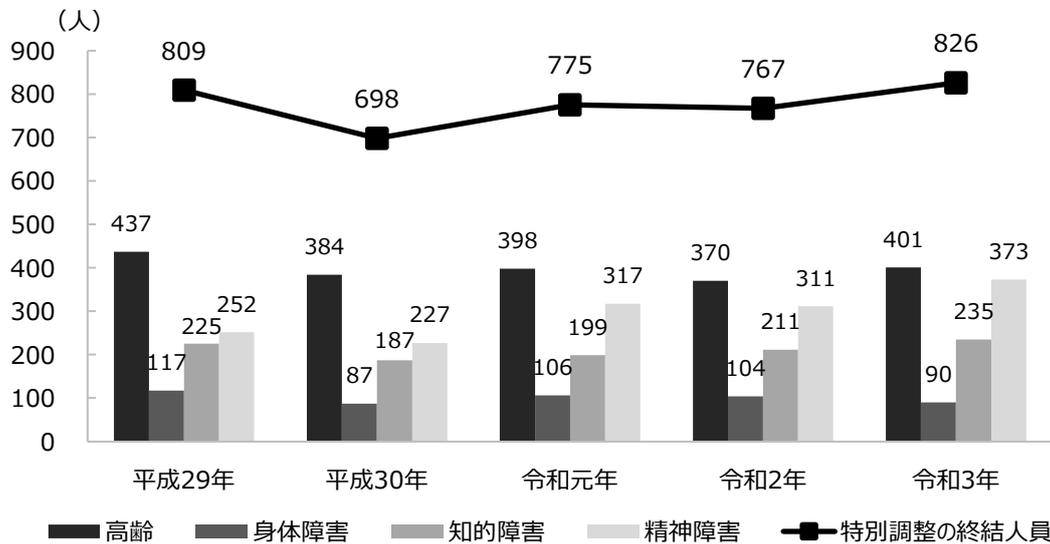


(注) 保護観察終了者は、職業不詳の者を除く。

資料：千葉県提供資料「令和5年再犯防止に関する統計データ（都道府県別）」

全国における、特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数について、令和3年は前年よりも増加し826人となっています。内訳としては、高齢が約半数を占めています。また、知的障害や精神障害が増加傾向にあります。

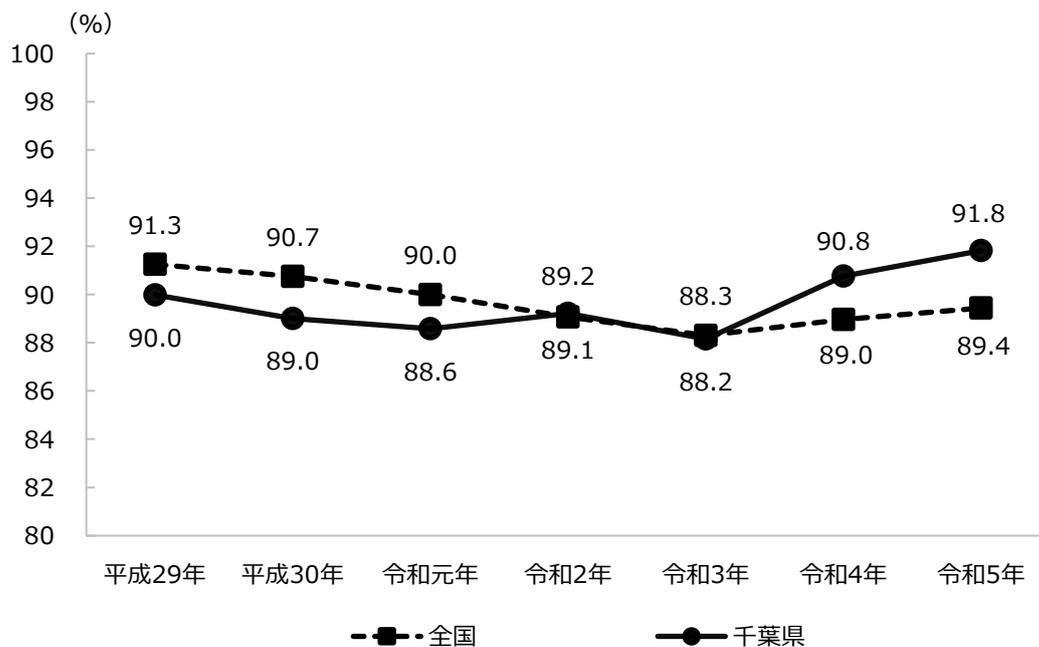
図 62 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数（全国）



資料：令和4年版再犯防止推進白書

保護司の充足率について、全国および千葉県いずれも令和3年以降増加がみられています。千葉県では、全国の水準を上回り、令和5年時点の充足率は91.8%となっています。

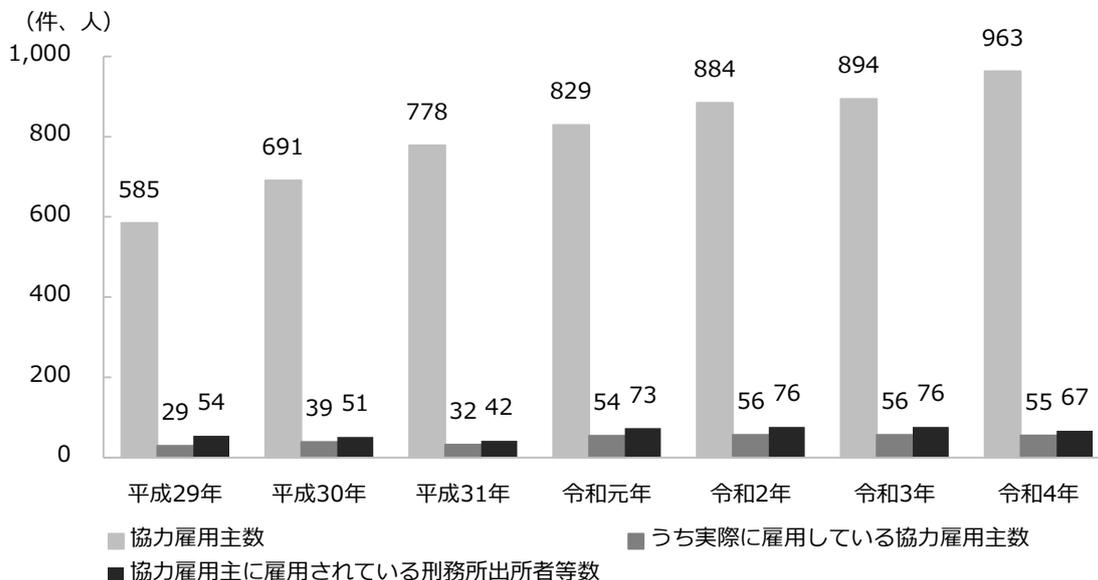
図 63 保護司の充足率



資料：千葉県提供資料「令和5年再犯防止に関する統計データ（都道府県別）」

千葉県における協力雇用主等の状況として、協力雇用主は年々増加しています。一方で、このうち犯罪をした人等を実際に雇用している協力雇用主数は令和元年から横ばいで推移しています。また、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等の数は、令和4年は67人で前年から減少しています。

図 64 協力雇用主数等の推移（千葉県）



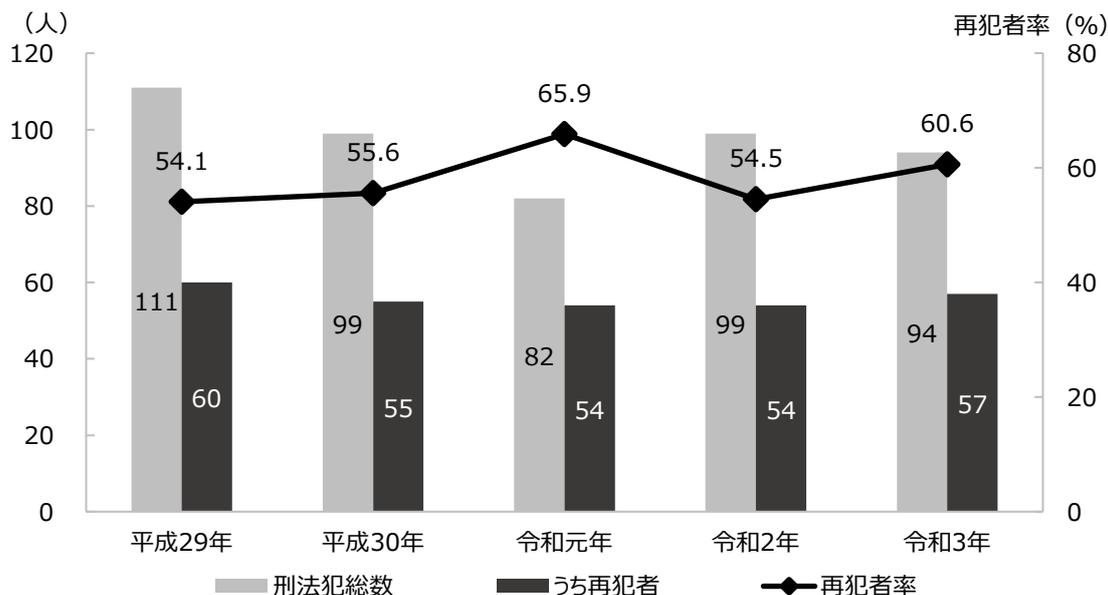
(注) 平成31年まで4月1日現在、令和元年から10月1日現在。

資料：千葉県提供資料「令和5年再犯防止に関する統計データ（都道府県別）」

◆ 本市の状況

本市では、刑法犯総数および再犯者数はいずれも横ばいで推移しています。再犯者率は、令和元年に増加し、令和3年時点で60.6%となっていますが、これは全国の48.6%、千葉県の51.0%（いずれも令和3年）を大きく上回っています。

図 65 本市における刑法犯総数および再犯者数、再犯者率の推移



資料：法務省東京矯正管区提供データ

## (2) アンケート調査結果

一般市民アンケート調査において、日常生活で犯罪をした人と交流する機会がある人という人は0.7%となっています。犯罪をした人と今後交流したいと思うかどうかについて、「交流したいと思わない」という人が37.7%と最も多くなっていますが、「分からない」という人も36.3%と多くなっています。

図 66 (再掲) 日常生活で交流する機会のある人

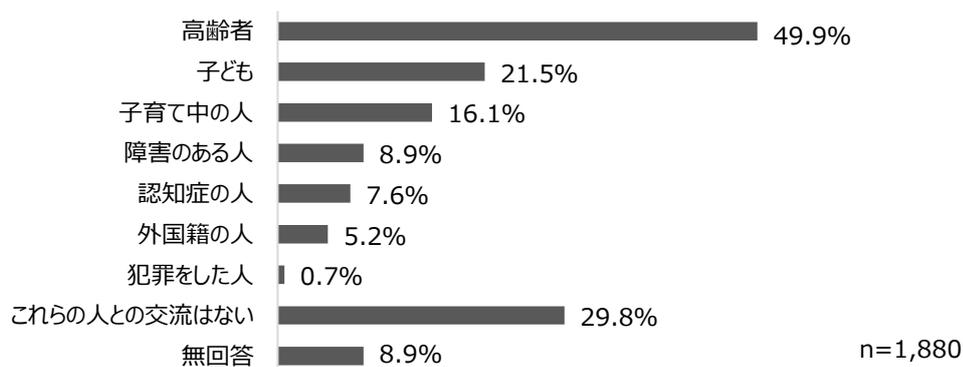
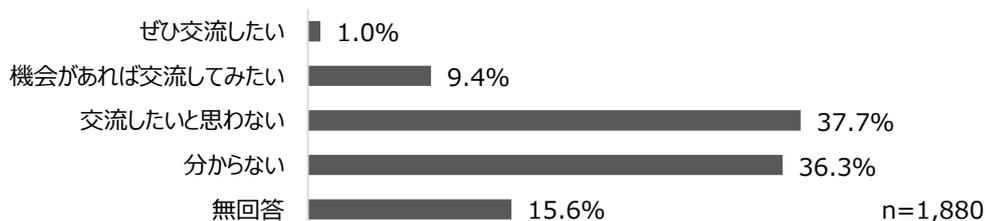
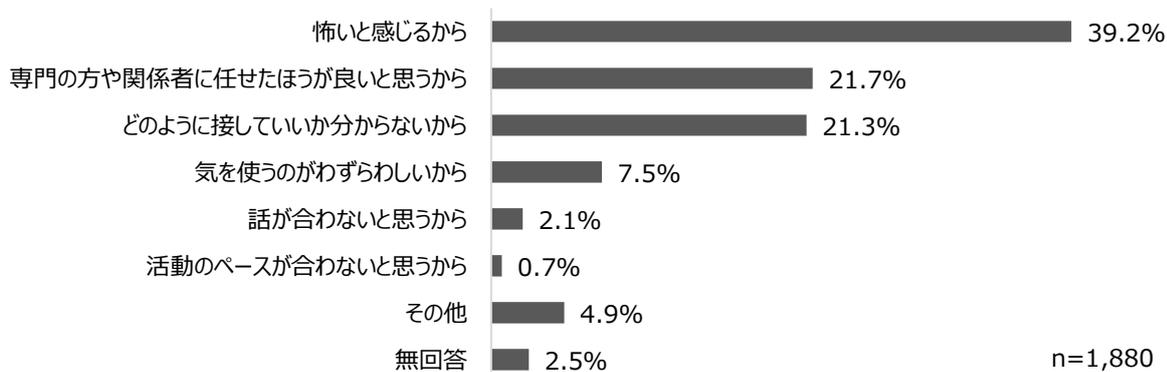


図 67 犯罪をした人との今後の交流の意向



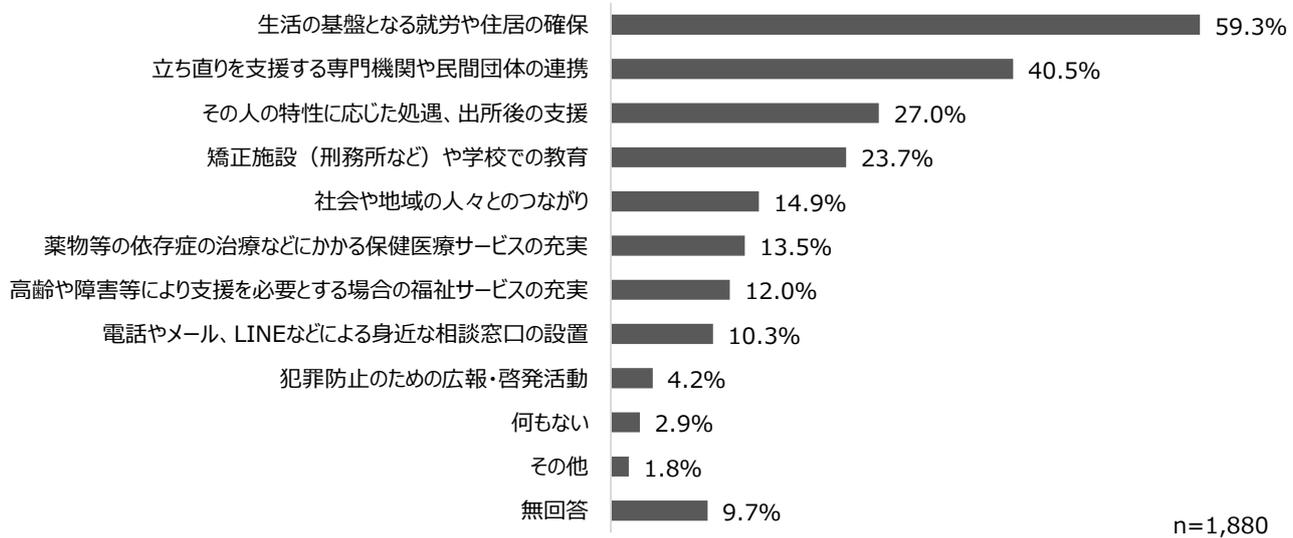
犯罪をした人と「交流したいと思わない」という人について、その理由としては、「怖いと感じるから」が39.2%と最も多くなっています。そのほかの理由として、「専門の方や関係者に任せたいほうが良いと思うから」「どのように接していいかわからないから」という回答も多くなっています。

図 68 犯罪をした人と交流したいと思わない理由



犯罪をした人が再び罪を犯さないために大切だと思うこととしては、「生活の基盤となる就労や住居の確保」が最も多く挙げられています。次に、「立ち直りを支援する専門機関や民間団体の連携」が多くなっています。

図 69 犯罪をした人が再び罪を犯さないために大切だと思うこと





## 5-1 再犯防止に対する理解の促進

### 施策

地域において更生保護活動を行うボランティアや団体を支援し、すべての市民を対象に講座等を開催することで、犯罪をした人等の再犯防止について理解の促進を図ります。

### 市による取り組み

#### ① 更生保護活動の情報発信

新規

概要	保護司や更生保護女性会、BBS会など、地域において更生保護を支える民間ボランティアや団体の活動について、市の広報紙やホームページにおいて、活動の紹介など情報発信を行います。
担当課・機関	社会福祉課

#### ② 講座等の開催

概要	小中学校や高等学校において講座等を開催し、子どもの健全な育成を図り、非行等を未然に防ぎます。また、すべての市民を対象に講座等を開催し、再犯防止の重要性や地域における取り組みについて周知します。
担当課・機関	社会福祉課、市民協働課、学校教育課

#### ③ 社会を明るくする運動の開催

充実

概要	犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくることを目指した「社会を明るくする運動」を開催します。
担当課・機関	社会福祉課

### 市民や地域みなさんをお願いしたいこと

- 地域で更生保護を支えるボランティアや団体の取り組みについて、知りましょう
- 地域で開催される講座等に参加してみましょう
- 地域で開催される「社会を明るくする運動」に参加してみましょう

## 5-2 住居・就労など生活基盤にかかる支援の充実

### 施策

帰住先のない人の住居の確保、協力雇用主の開拓や生活困窮者自立支援制度を活用した就労支援など、生活基盤を整えるための支援を充実させます。

### 市による取り組み

#### ① 住居の確保

新規

概要	犯罪や非行をした人のうち、帰住先がない人について、保護司会や中核地域生活支援センター等の関係機関と連携することにより、適切な住居の確保に向けた支援を提供します。
担当課・機関	社会福祉課

#### ② 協力雇用主の開拓・確保の支援

新規

概要	犯罪や非行をした人の雇用を促進するため、商工会議所、商工会等と連携して新たな協力雇用主の開拓を行います。また、奨励金制度や身元保証制度など、利用可能な制度を周知し、雇用を促進します。
担当課・機関	社会福祉課、商工観光課

#### ③ 生活困窮者自立支援制度の活用

充実

概要	保護観察所や保護司会などの関係機関・団体と連携しながら、生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業をはじめとした各種支援につなぎます。
担当課・機関	社会福祉課

### 市民や地域みなさんをお願いしたいこと

- 犯罪をした人等が安定した生活を送るためには、住居の確保や就労の支援が必要であることを知り、理解を深めましょう
- 協力雇用主について関心のある人は、保護観察所に問い合わせましょう

## 5-3 社会復帰のための包括的な支援体制の構築

### 施策

犯罪をした人等の社会復帰に携わる司法と福祉の関係機関、福祉的支援を提供する保健医療・福祉の関係機関、地域で活動する民間協力者などの連携により、包括的な支援体制を構築します。

### 市による取り組み

#### ① 司法・福祉の関係機関の連携の推進

新規

概要	司法と福祉の連携を推進するため、保護司会をはじめとする司法関係機関と福祉関係機関による連絡会等を開催し、意見交換を行います。
担当課・機関	社会福祉課

#### ② 保健医療・福祉サービスの利用促進

充実

概要	犯罪をした人等の中で福祉的支援を必要とする人に対しては、必要な保健医療・福祉サービスが切れ目なく提供されるよう、中核地域生活支援センターをはじめとする地域の関係機関との連携を強化します。
担当課・機関	社会福祉課

#### ③ 民間協力者の活動の促進

新規

概要	犯罪をした人等の地域での生活を支援する保護司、更生保護女性会、BBS会、少年警察ボランティアなど民間協力者の活動を支援します。 また、民間協力者の担い手を確保するため、広報紙やホームページを通じて広く周知を行います。
担当課・機関	社会福祉課

### 市民や地域みなさんをお願いしたいこと

- 司法と福祉に関わる人同士で積極的に交流の機会を持ちましょう
- 犯罪をした人等の中にも福祉的な支援を必要とする人がいることについて、理解を深めましょう
- 地域において社会復帰を支援する活動に関心のある人がいたら、保護司や更生保護女性会などの取り組みについて紹介しましょう

## 第7章 計画の推進体制

### 1 役割と推進体制

住み慣れた地域で助け合い、支え合える地域社会を実現するためには、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要です。

#### ○ 市民

市民一人ひとりが福祉に対する意識を高め、地域を担う一員であるという認識をもち、あいさつや声かけなど、できることから行動していくことが期待されます。

#### ○ 地域

自治会、住民自治協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員などさまざまな団体が連携し、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していくことが期待されます。

#### ○ ボランティア・NPO

地域でのさまざまな活動を通じて、各団体や社会福祉協議会、行政と連携し、地域福祉推進のための活動の充実が期待されます。

#### ○ 福祉事業者・医療事業者

福祉サービス、医療サービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供および周知、他のサービスとの連携に取り組むことが期待されます。

#### ○ 社会福祉法人

福祉事業者として福祉サービスの提供を行うほか、地域福祉の拠点としての機能が期待されます。また、地域における公益的な活動を通して、制度の狭間にいる人を支援する役割も期待されます。

#### ○ 企業

地域の一員として、見守りなど地域福祉活動に参画していく社会貢献の役割が期待されます。

#### ○ 社会福祉協議会

社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置付けられているほか、行政との調整役としての役割を担っています。

#### ○ 行政

市の福祉の向上を目指して、地域福祉活動を促進させるための支援や、庁内の関係各課が連携して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

## 2 進行管理・評価

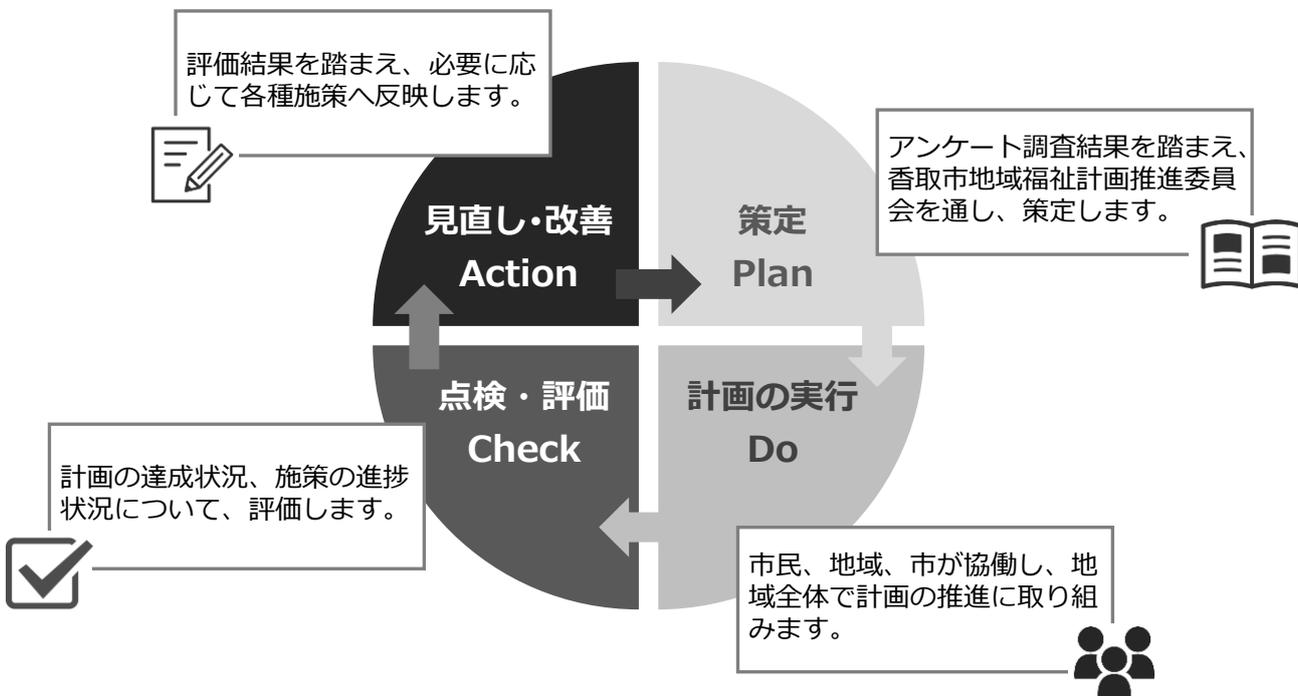
### (1) PDCA サイクルによる進捗管理

計画について実効性を高め、円滑で確実な実施を図るためには、適切に進行を管理する体制が必要です。

進行管理にあたっては、「PDCA サイクル（P：計画、D：実施、C：評価、A：見直し）」の考え方にに基づき、施策等の改善点を明らかにし、今後の施策の充実に生かします。

また、高齢者・障害者・児童・健康づくりに関する個別の施策については、「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」、「第4次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」、「第2期子ども子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画）」、「健康かとり21（第3次）（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）」の中で進行管理を行うとともに、これらを横断する本計画については、地域福祉計画推進委員会において外部の視点で評価を行うなど、市民の声を反映しながら進行管理を行います。

なお、次期計画改定の際には、福祉・健康分野の計画検討や見直し時期の統一、福祉・健康分野計画の一体的な策定、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との一体的な策定などを検討します。



## (2) 指標による最終評価

各施策に対する指標を下記のとおり設定し、計画最終年度における評価を行います。

施策の方向	指標	現状値 令和4年 (2022年)	目標値 令和11年 (2029年)
<b>基本目標 1： 地域共生を目指す意識づくり</b>			
1-1 地域共生の意識啓発	社会福祉大会の参加者数	420人	500人
1-2 社会参加の推進	香取りもり体操実参加者数	845人	1,250人
1-3 地域の中の交流の促進	重層的支援体制整備事業における地域づくり支援回数	未実施	5回
<b>基本目標 2： 地域福祉推進の体制づくり</b>			
2-1 地域活動の活性化	社会福祉協議会を通して活動しているボランティアの延べ活動人数	11,765人	18,000人
2-2 情報提供・包括的な相談支援体制の充実	多機関協働事業における課題解決率	未実施	30%
2-3 サービスの質の向上	就労準備支援事業における生活困窮者の参加の場の開拓数	2箇所	5箇所
<b>基本目標 3： 安全・安心に暮らせる環境づくり</b>			
3-1 災害対策の推進	避難行動要支援者の把握数	462人	560人
3-2 防犯・交通安全対策の推進	高齢者交通安全教室受講者数	95人	300人
3-3 移動等快適な生活環境の整備	乗合タクシー・循環バス利用者数	56,272人	60,000人
<b>基本目標 4： 権利擁護を支える基盤づくり</b>			
4-1 権利擁護に関する意識啓発・理解の促進	権利擁護・差別解消セミナー参加者数	90人	130人
4-2 権利擁護を支援する体制の整備	成年後見制度に関する相談窓口への相談者実件数	170件	200件
4-3 成年後見制度等の利用の促進	市長による成年後見等の申立て件数	12件	18件
<b>基本目標 5： 再犯防止に向けた地域づくり</b>			
5-1 再犯防止に対する理解の促進	社会を明るくする運動の参加者数	1,738人	2,500人
5-2 住居・就労など生活基盤にかかる支援の充実	協力雇用主数	5事業所	8事業所
5-3 社会復帰のための包括的な支援体制の構築	司法・福祉連携連絡会参加延べ人数	未実施	30人



## 資料編

- 1 香取市地域福祉計画推進委員会設置要綱
- 2 香取市地域福祉計画推進委員会委員名簿
- 3 用語の解説



# 1 香取市地域福祉計画推進委員会設置要綱

平成 29 年 2 月 28 日告示第 19 号

## (設置)

第 1 条 市は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき策定した香取市地域福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、香取市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の進捗状況の管理及び評価に関すること。
- (2) 計画の評価及び見直しに関すること。
- (3) 次期計画の策定に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、計画を推進するために必要な事項

## (組織)

第 3 条 委員会は、委員 18 名以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 住民組織の代表者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) ボランティア団体の代表者
- (4) 識見を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

## (任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## (作業部会)

第 7 条 第 2 条に規定する所掌事務についての具体的な調査及び検討を行うため、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会に部会長を置き、委員長がこれを指名する。
- 3 作業部会の構成員は、部会長の指名する者により構成する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(香取市地域福祉計画策定委員会設置要綱及び香取市総合健康福祉推進協議会設置要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 香取市地域福祉計画策定委員会設置要綱 (平成23年香取市告示第134号)

(2) 香取市総合健康福祉推進協議会設置要綱 (平成24年香取市告示第165号)

## 2 香取市地域福祉計画推進委員会委員名簿

	区分	所属する団体等	役職	氏名
1	一号委員 住民組織の 代表者	香取市自治会連合会	会長	関 謙次郎
2		東大戸地区まちづくり協議会	会長	富澤 克彦
3		小見川中央地区まちづくり協議会	会長	根本 武彦
4		香取市高齢者クラブ連合会	会長	香取 義春
5	二号委員 福祉団体の 代表者	千葉県保育協議会香取支会	会長	高橋 弘道
6		香取 CCC	センター長	高木 亜希子
7		香取障害者支援センター	所長	辻内 沙由里
8		香取市佐原地域包括支援センター	センター長	石橋 友樹
9		社会福祉法人香取市社会福祉協議会	事務局長	久保木 浩明
10	三号委員 ボランティア 団体の代表者	香取市民生委員児童委員協議会連合 会	会長	相馬 信彦
11		香取市赤十字奉仕団	委員長	永作 成子
12		香取市ボランティア連絡協議会	会長	額賀 勉
13	四号委員 識見を 有する者	香取健康福祉センター	地域保健福祉課長	出井 美知子
14	五号委員 市長が必要と 認める者	香取市教育委員会	次長	高岡 洋一
15		香取市福祉健康部	部長	荒井 秀男

任期： 令和5年7月26日～令和8年7月25日

### 3 用語の解説

#### あ行

---

○ SNS (Social Networking Service)

登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。友人同士や同じ趣味をもつ人同士、近隣地域の住民が集まり、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。また、会社や組織の広報としての利用も増えている。

○ SDGs (Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標のことで、平成 27 (2015) 年 9 月の国連総会において、加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

○ NPO (Non-Profit Organization)

民間非営利組織のこと。ボランティア団体、福祉公社、協同組合などの営利を目的としない団体をいう。このうち、「特定非営利活動促進法」(平成 10 年施行)に基づき法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人 (NPO 法人)」という。

#### か行

---

○ 虐待

立場の弱い者にとって不適切あるいは不当な行為が行われること。子ども、高齢者、障害者等に対する身体的な虐待のほか、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト(保護者・介助者などの怠慢や拒否、放置)、経済的虐待などがある。これらを防止、根絶するために、児童虐待防止法(平成 12 年施行)、高齢者虐待防止法(平成 18 年施行)、障害者虐待防止法(平成 24 年施行)などが制定された。

○ 権利擁護

認知症や知的障害、精神障害などをもつ高齢者や障害者など、意思や権利を主張することが難しい人のために、代理人が本人に代わって権利を主張したり自己決定を支援し、人としての権利と尊厳を守る取り組み。

○ 合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計し、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの。

○ 高齢化率

総人口に占める 65 歳以上人口の割合。高齢化率が 7%を超えた社会を高齡化社会、14%を超えた社会を高齡社会、21%を超えた社会を超高齡社会と呼ぶ。

○ 高齢者クラブ

地域に住んでいる高齢者の福祉の増進を目的として、自主的かつ積極的に参加することができる組織。教養講座やレクリエーション活動などを実施し、また、行政等と連携して地域福祉活動も実施することができる。

○ コミュニティソーシャルワーカー

一人ひとりを支える活動である個別支援（ソーシャルワーク）と、地域全体で取り組む活動である地域支援（コミュニティワーク）を総合的にコーディネートして、支援を必要とする人が地域で自立した生活を送れるよう支援する専門職のこと。

## さ 行

---

○ サロン

地域の中で仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域課題の発見や地域活動の組織化、福祉の学びの場などへ広がる可能性をもった活動。

○ 自主防災組織

地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う組織。一般的に、自治会または町内会単位またはその下部組織として結成されることが多いが、学校区単位やマンション単位で結成されることもある。

○ 自治会

市町村の一定の区域に住所を有する人の地縁に基づいて形成された団体で、自分たちが暮らす地域を住みよいまちにするために、地域住民によって自主的に運営されている一番身近な自治組織。

○ 社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、国とそれぞれの都道府県・指定都市、市区町村に設置される民間団体で、通常、「社協」と呼ばれる。市区町村社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、社会福祉を目的とする事業の企画および実施、調査、普及、宣伝、連絡調整、助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための支援等を行っている。また、地区社協については、法的な位置付けはないが、住民の自主組織で、本市では小学校区単位の 23 地区に設置されている。

○ 住民自治協議会（まちづくり協議会）

香取市まちづくり条例により定められた組織で、地域に住むあらゆる人が自由に参加でき、身近な地域課題を話し合い、解決するための協議の場として地域住民により自発的に設置されている。各住民自治協議会では、自ら取り組む活動の方針や内容等をまとめた「地域まちづくり計画」を策定し、地域のまちづくり活動を行っている。

○ 就労継続支援

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成25年施行）に基づく障害福祉サービスの一つ。一般事業所での就労が困難な障害者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、知識と能力の向上に必要な訓練等を提供するもの。雇用契約を結ぶ「雇用型（A型）」と雇用契約を結ばない「非雇用型（B型）」がある。

○ シルバー人材センター

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和46年施行）に基づき、概ね60歳以上の人を対象として、臨時的で短期的な仕事を無料で紹介する公益法人。都道府県知事の指定により市町村に設置される。

○ 身上保護

成年後見制度において、本人の生活や健康の維持を目的として、後見人等が本人に代わって生活・医療・介護などにかかる契約手続きを進める法律行為のことで、「身上監護」ともいう。食事の世話や介護など、実際に暮らしを支援する行為は含まれない。

○ 生活困窮者

就労や心身の状況、地域社会との関係性、その他の事情によって現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。

○ 生活支援コーディネーター

生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加に向けて、地域資源や高齢者のニーズの把握、生活支援サービスの担い手の養成や発掘、地域に不足するサービスの創出や活動する場の確保などを行い、地域の支え合いの体制の構築に取り組む人のこと。

○ 生活保護

生活保護制度は、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する人を対象に、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援することを目的とした制度。

○ 制度の狭間

これまで、高齢者、障害者、子どもなどの対象者ごとに整備されてきた既存の公的な支援制度から抜け落ちてしまうこと。

○ 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でないため、財産管理や福祉サービスを受ける契約を結ぶことに不安や困難がある人に代わって、本人の権利を保護し、生活を支援する制度のこと。「法定後見制度」と「任意後見制度」に大きく分けられる。

## た 行

---

○ 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

○ 男女共同参画

性別によって、その人の持つ能力や機会、人権等が差別されない社会をつくっていくこと。女性の社会進出のみにとどまらず、男性の家事や育児、介護への参加や地域活動を推進する取り組みも含まれる。

○ 地域共生社会

制度や分野の枠、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら地域をともに創っていく社会。

○ 地域包括支援センター

地域の高齢者の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、人口2～3万人につき1箇所を目安として市町村が設置する施設。要介護者、要支援者だけでなく、地域のすべての高齢者が要介護状態とならないよう、介護予防のマネジメント、高齢者とその家族に対する相談支援、高齢者の権利擁護、ケアマネージャーに対する支援などの事業を行う。

○ DV（ドメスティック・バイオレンス）

「家庭内暴力」と訳され、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。「親密な関係」の範疇には、元夫、交際相手、元交際相手、婚約者など幅広い関係者が含まれる。

## な 行

---

○ 日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようサービス提供体制を整備することを目的として、介護保険法に基づき市町村が設定する圏域。本市では、佐原・小見川・山田・栗源の4つの日常生活圏域が設定されている。

○ 日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害等があるために判断能力が不十分な人に対して、地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供や助言、手続きの援助、日常的な金銭管理などを行う事業で、市町村社会福祉協議会が実施している。

○ 任意後見制度

認知症や障害などにより、将来、自分の判断能力が低下することに備えて、自分の後見人になってもらう人を自ら選任し、その人と任意後見契約（自分の生活や財産管理に関する事務について代理権を与える契約）を締結しておく制度。

○ 認知症

介護保険法では、「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能およびその他の認知機能が低下した状態」と定義している。従来の「痴呆」という言葉は誤解や偏見を生みやすいと指摘され、平成 16 年に「認知症」へと名称が改められた。

## は 行

---

○ パブリックコメント

行政機関等が新しい政策を打ち出したり、制度を変えたりしようとする場合に、その内容をホームページや窓口などで事前に周知し、広く市民から意見を募集して、政策や制度づくりに反映する仕組みのこと。

○ バリアフリー

障害のある人をはじめ、すべての人が日常生活や社会参加をする上で障壁（バリア）となっているものを取り除くこと。もともとは住宅建築用語として、段差などの物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去、というより広い意味で用いられるようになっている。

○ 避難行動要支援者

高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦など、災害時に特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、避難のために特段の支援を要する人。

○ 福祉避難所

高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦など、一般の避難所生活では支障をきたす要配慮者に対して、何らかの特別な配慮がなされた避難所。

○ 法定後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人を対象に、本人の権利を法的に支援、保護するための制度。本人の判断能力の程度などに応じて、後見、保佐、補助の3種類があり、家庭裁判所が後見人等を選任する。

○ ボランティア

自主性（主体性）、社会性（連帯性）、無償性（無給性）などに基づく活動のこと。交通費などの実費や少額の報酬が支払われる有償ボランティアもある。ボランティア活動を支援するために、社会福祉協議会にはボランティアセンターが設置され、活動のコーディネート機能を担っている。

## ま 行

---

○ 民生委員・児童委員、主任児童委員

「民生委員」は、厚生労働大臣から委嘱され、「児童委員」を兼ねている。社会福祉の増進に向けてそれぞれの地域において住民の立場に立った相談・支援を行う。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちの見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行う。また、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

## や 行

---

○ ヤングケアラー

一般的に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある子どものこと。

○ ユニバーサルデザイン

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある商品、環境、情報の構築実現を目指したもの。バリアフリーが、障害によりもたらされる障壁（バリア）に対処する考え方であるのに対して、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

○ 要介護（要支援）認定率

介護保険の第1号被保険者（65歳以上の人）のうち、要支援や要介護の認定を受けた人の割合。

第3次香取市地域福祉計画  
(成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画)

---

発行：香取市

発行年月：令和6年(2024年)3月

編集：香取市 福祉健康部 社会福祉課

〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127 番地

電話：0478-50-1209